Ⅰ．平成21年度農林水産予算の骨子

平成２１年度農林水産予算の骨子

１．総　括　表

区　　分	２０年度 予　算　額	２１年度 概算決定額	対前年 度　比
	億円	億円	%
農林水産予算総額	26,370	25,605	97.1
１．公共事業費	11,074	9,952	89.9
一般公共事業費	10,882	9,760	89.7
災害復旧等事業費	193	193	100.0
２．非公共事業費	15,296	15,653	102.3
一　般　事　業　費	6,714	6,993	104.2
食料安定供給関係費	8,582	8,659	100.9

（注）１．計数整理の結果、異動を生じることがある。

２．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

２．公共事業費一覧

（単位：百万円、％）

事　　項	20　年　度 予　算　額	21　年　度 概算決定額	対前年度比
農業農村整備	667,736	577,220	86.4
林野公共	267,885	260,925	97.4
治　　山	105,250	99,190	94.2
森林整備	162,635	161,735	99.4
水産基盤整備	133,937	119,860	89.5
海　　岸	18,635	17,965	96.4
一般公共事業費計	1,088,193	975,970	89.7
災害復旧等	19,250	19,250	100.0
公共事業費計	1,107,443	995,220	89.9

（注）上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を内閣府に計上。

３．平成２１年度農林水産予算の重点事項

Ⅰ 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

１．国内における食料供給力の強化

(1) 水田等の有効活用による食料供給力向上対策
- 水田等有効活用自給力強化向上対策　218,984(147,669)百万円
  - 水田等有効活用促進対策　49,379(0)百万円
  - 産地確立交付金　所要額146,605(147,669)百万円
  - 耕作放棄地等再生利用緊急対策　23,000(0)百万円
- 経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち
  農業経営高度化支援タイプ ＜公共＞　2,000(0)百万円

(2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
  （新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）　4,030(0)百万円
- 水田等有効活用促進交付金　40,419(0)百万円
- 多収性稲種子の安定供給支援事業　58(0)百万円
- 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
  （米粉利用を加速化する基盤技術の開発）　67(14)百万円

(3) 飼料自給率向上対策
- 国産粗飼料増産対策事業　2,346(1,822)百万円
- 地域資源活用型エコフィード増産推進事業　250(0)　百万円
- 耕畜連携水田活用対策事業　5,404(5,404)百万円
- 酪農飼料基盤拡大推進事業　所要額6,446(5,446)百万円
- 畜産担い手育成総合整備事業＜公共＞　9,271(11,058)百万円

(4) 国産野菜・果実等の利用拡大対策
- 国産原材料供給力強化対策　5,564(0)百万円
- 水産加工原料確保緊急対策事業　102(0)百万円
- 実需者連携型産地基盤整備推進対策
  - 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
    （産地振興追加補完整備）　300(0)百万円
  - 戦略的産地振興支援事業　300(200)百万円

(5) 耕作放棄地解消対策
- 耕作放棄地等再生利用緊急対策　23,000(0)百万円　※再掲
- 農地環境整備事業＜公共＞　1,245(1,193)百万円
- 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業＜公共＞　1,100(1,000)百万円

(6) 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信
- 国産食料品等ポイント活動モデル実証事業　80(0)百万円
- 食品廃棄物発生抑制推進事業　48(0)百万円
- 食品産業表示推進事業　16(0)百万円
- 食料自給率戦略広報推進事業　1,700(1,700)百万円

２．世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組

(1) 食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化
- 世界食料需給動向等総合調査・分析関係費　181(117)百万円

(2) 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献
- アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業　64(0)百万円
- 途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業　163(136)百万円

(3) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進
- 農林水産物等輸出課題解決対策　121(0)百万円
- 農林水産物等輸出促進対策　800(600)百万円

３．国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成
- 生産条件不利補正対策＜特会＞　154,906(153,153)百万円
- 収入減少影響緩和対策＜特会＞　75,756(55,517)百万円
- 農業法人経営発展支援事業　200(0)百万円
- 担い手アクションサポート事業　3,006(2,250)百万円
- 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業　8,136(6,480)百万円

(2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進
- 農地確保・利用支援事業＜特会＞　7,079(0)百万円
- 農地確保・利用推進体制支援事業＜特会＞　483(0)百万円
- 水土里情報利活用促進事業　8,097(9,699)百万円
- 農地情報共有化支援事業　1,062(868)百万円
- 農地情報提供支援事業　20(0)百万円

(3) 食料供給コストの縮減
- 農業支援ニュービジネス創出推進事業　424(0)百万円

(4) 農業用水の安定的供給の確保
- 水利区域内農地集積促進整備事業＜公共＞　300(0)百万円
- 地域農業水利施設ストックマネジメント事業＜公共＞　2,000(0)百万円

(5) 政策の展開を支える農林水産統計の実施
- 2010年世界農林業センサス実施費　5,893(94)百万円
- 水稲作付面積調査における衛星画像活用事業　395(0)百万円

４．農林水産分野における省エネ・省資源化の推進

- 省石油型施設園芸技術導入推進事業　1,011(375)百万円
- 省エネ技術・機械等普及推進事業　141(0)百万円
- 施肥体系緊急転換対策　1,181(0)百万円
- 地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発　210(0)百万円
- 森林・林業・木材産業づくり交付金　13,222(9,692)百万円の内数
- 水産業体質強化総合対策事業　14,243(5,000)百万円

5．食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実
- 食品安全確保調査・試験事業　1,038(961)百万円
- 食への信頼向上活動促進事業　160(151)百万円
- 食品産業ＨＡＣＣＰ等普及促進事業　178(150)百万円

(2) 食と農のつながりの深化に向けた取組
- 国産食料品等ポイント活動モデル実証事業　80(0)百万円　※再掲
- 地産地消モデルタウン事業　450(321)百万円
- 地産地消推進活動支援事業　21(13)百万円

6．先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発揮

(1) イノベーションを先導する技術開発の加速化
- 生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発　400(0)百万円
- 地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発　210(0)百万円　※再掲
- 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発）　67(14)百万円　※再掲

(2) 知的財産の戦略的な創造・保護・活用
- 農林水産知的財産戦略総合推進事業　80(57)百万円
- 和牛精液等流通管理体制構築推進事業　130(82)百万円

Ⅱ 農山漁村の活性化

(1) 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開
- 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業　640(0)百万円
- 『田舎で働き隊！』事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）　199(0)百万円
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　34,915(30,546)百万円
- 農地・水・環境保全向上対策　27,704(30,186)百万円
- 中山間地域等直接支払交付金　23,446(22,146)百万円
- 地域用水環境整備事業（歴史的施設保全事業）＜公共＞　131(13)百万円

(2) 農商工連携の推進
- 食農連携促進事業　800(609)百万円
- 農村地域就業機会創出支援事業　24(0)百万円
- 食品小売機能高度化促進事業　330(0)百万円
- 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業　6,516(5,200)百万円の内数

(3) 暮らしを守る鳥獣害対策の展開
- 鳥獣害防止総合対策事業　2,800(2,800)百万円

(4) 安全・安心な農山漁村づくりの推進
- 地域ため池総合整備事業＜公共＞　300(0)百万円
- 水源の里保全緊急整備事業＜公共＞　700(0)百万円
- 漁港施設機能強化事業＜公共＞　400(0)百万円

Ⅲ 資源・環境対策の推進

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化
- 農林水産分野における省CO_2効果「可視化」推進事業　17(0)百万円
- 土壌炭素の貯留に関するモデル事業　96(0)百万円
- 炭素貯留関連基盤整備実験事業＜公共＞　380(0)百万円
- 低炭素むらづくりモデル支援事業　883(0)百万円
- 森林整備事業・治山事業＜公共＞　260,925(267,885)百万円

(2) 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進
- 地域バイオマス利活用交付金　11,164(11,129)百万円
- ソフトセルロース利活用技術確立事業　2,467(3,237)百万円
- 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
（うち日本型バイオ燃料研究開発）　679(679)百万円
- CO_2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業　121(0)百万円

(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進
- 農林水産生きものマークモデル事業　10(0)百万円
- 水田環境向上基盤整備支援事業＜公共＞　50(0)百万円
- 環境・生態系保全対策　1,330(0)百万円

Ⅳ 低炭素社会に向けた森林資源の整備･活用と林業･山村の再生

(1) 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進
- 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業　7,500(0)百万円
- 森林境界明確化促進事業　1,000(0)百万円
- 特定間伐等の促進のための路網整備の推進
（森林環境保全整備事業等）＜公共＞　52,528(55,376)百万円の内数
- 過密化した森林の適切な整備等の推進
（育成林整備事業等）＜公共＞　27,277(28,711)百万円の内数
- 美しい森林づくり推進国民運動の展開
1,411(1,433)百万円の内数
- 施業集約化・供給情報集積事業のうち
不在村森林所有者対策　524(592)百万円の内数

京都議定書森林吸収目標の達成のため、
20万haを超える追加整備に必要な予算を措置
〔1〕平成20年度第1次補正予算（概ね7.5ha）
災害対策としての間伐等の実施等　268億円
〔2〕平成21年度当初予算（概ね14万ha）
農林水産関係事業一体となった森林づくりの推進、
定額助成を含む非公共事業を活用した取組等
352億円

(2) 新たな森林経営政策の確立に向けた対策
- 低コスト林業経営等実証事業　200(0)百万円
- 集約化等経営支援対策事業　1,450(0)百万円

(3) 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大
- 地域材の水平連携加工システム推進事業　71(0)百万円
- 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業　500(0)百万円
- 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業　290(0)百万円
- 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業　30(0)百万円
- CO_2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業　121(0)百万円　※再掲

(4) 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築
- 社会的協働による山村再生対策構築事業　350(0)百万円

(5) 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進
- 山地災害総合減災対策治山事業＜公共＞　5,300(0)百万円
- 水源の里保全緊急整備事業＜公共＞　700(0)百万円　※再掲

Ⅴ 将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

(1) 省エネや構造改革の推進による漁業経営の体質の強化と担い手の育成

・水産業体質強化総合対策事業　14,243(5,000)百万円　※再掲
- 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業　6,852(0)百万円
- 省エネ対応・資源回復等推進支援事業　1,648(0)百万円
- 漁船漁業構造改革総合対策事業　5,743(5,000)百万円

・漁業共済経営環境変化特別対策事業　1,376(0)百万円
・漁業担い手確保・育成対策事業　604(518)百万円

(2) 加工・流通・消費対策の強化

・水産物産地販売力強化事業　1,052(0)百万円
・国産水産物安定供給推進事業　1,200(1,200)百万円
・水産加工原料確保緊急対策事業　102(0)百万円　※再掲
・水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業　109(0)百万円

(3) 資源管理・回復の推進

・持続的養殖生産・供給推進事業　186(135)百万円
・漁場油濁被害対策　153(78)百万円
・厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業　290(0)百万円

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

・フロンティア漁場整備事業＜公共＞　1,000(400)百万円
・浮魚礁漁場整備事業＜公共＞　500(0)百万円
・環境・生態系保全対策　1,330(0)百万円　※再掲

４．平成２１年度農林水産公共予算の概要

（単位：百万円）

事　　項	平成21年度 概算決定額
農業農村整備事業	577,220
［農業生産基盤整備・保全］	505,236
用排水施設の整備	228,479
・水利区域内農地集積促進整備事業（新規）	300
・地域農業水利施設ストックマネジメント事業（新規）	2,000
農地の整備	130,722
・経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち 農業経営高度化支援タイプ　（拡充）	2,000
・耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（拡充）	1,100
・畜産担い手育成総合整備事業（拡充）	9,271
農道の整備	23,419
農地の防災保全	81,650
・地域ため池総合整備事業（新規）	300
その他	40,965
・炭素貯留関連基盤整備実験事業（新規）	380
・農村環境保全整備推進モデル事業（新規）	50
・水田環境向上基盤整備支援事業（新規）	50
［農村整備］	71,984
農業集落排水施設の整備	12,456
農村の総合的整備	30,653
・地域用水環境整備事業（拡充）	2,332
中山間地域の整備	27,395
・農地環境整備事業（拡充）	1,245
その他	1,480

事　　項	平成21年度 概算決定額
林野公共	260,925
［治山］	99,190
山地災害の防止	79,800
・山地災害総合減災対策（新規）	5,300
水源地域等の整備	15,563
・水源の里保全緊急整備（新規）	700
その他	3,827
［森林整備］	161,735
森林の多面的機能の発揮	144,032
・特定間伐等の促進のための路網整備の推進（拡充）	52,528の内数
・過密化した森林の適切な整備等の推進（拡充）	27,277の内数
山村のアクセス等の向上	15,943
その他	1,760

事　　項	平成21年度 概算決定額
水産基盤整備	119,860
水産物供給基盤の整備	90,698
・フロンティア漁場整備事業	1,000
・漁港施設機能強化事業（新規）	400
・浮魚礁漁場整備事業（新規）	500
水産資源環境の保全	12,800
・水域環境保全創造事業（新規）	2,800
漁村の整備	11,750
・漁業集落環境整備事業（拡充）	4,140
その他	4,612

Ⅱ．平成21年度農林水産主要施策別予算の概要

国内における食料供給力の強化 ～食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援～

水田等有効活用自給力強化向上総合対策　　総額 2,889億円

水田等有効活用自給力強化向上対策　2,190億円

水田等有効活用促進対策　494億円

ポイント
- ○食料自給力・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押し！
- ○生産調整の拡大に円滑に対応！
- ○米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

○ 転作の拡大など、新たに自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金　40,419百万円】
【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分〈特会〉　1,146百万円】
【水田等有効活用促進指導費交付金　784百万円】

・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）
大豆、麦、飼料作物　：　３．５万円／10a
（大豆については単収向上に資する数量的要素を加味）
〈単収３俵以上の場合３千円／俵を加算〉
米粉・飼料用米等　：　５．５万円／10a
（うち０．５万円／10aはコスト削減等の取組に対する加算）
（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は　１．５万円／10a（助成期間：３年、１年））

・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）
上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準
固定払　大豆：２．０万円／10a、小麦：２．７万円／10a　（助成平均水準）
成績払　大豆：3,168円／60kg（１等）、小麦：2,110円／60kg（１等Ａランク）

○ 生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分　3,000百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）　4,030百万円】

産地確立交付金　1,466億円[所要額]

ポイント
- ○既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給力・自給率向上の効果が高まるよう見直し！

○ 産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう改善

・調整水田等不作付地を助成対象から除外する等、自給力・自給率向上の観点から使途を重点化

・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

耕作放棄地等再生利用緊急対策　230億円

ポイント
- ○耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援！

○ 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金　20,650百万円】

①　再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）
・障害物除去、深耕、整地等
荒廃の程度に応じ３又は５万円／10a（取組初年度のみ）
・土壌改良
２．５万円／10a（最大２年間）
・営農定着（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
２．５万円／10a（１年間）
②　施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等）

○ 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

【農地有効利用支援補完整備事業　2,350百万円】

その他関連対策　699億円

◇飼料自給率向上対策　144億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

【国産粗飼料増産対策事業　2,346百万円】
【酪農飼料基盤拡大推進事業　［所要額］6,446百万円】
【地域資源活用型エコフィード増産推進事業　250百万円】
【耕畜連携水田活用対策事業　5,404百万円】

◇国産野菜・果実等の利用拡大対策　56億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策　5,564百万円】

◇米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稲種子の安定供給　１億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援

【低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発）　67百万円】
【多収性稲種子の安定供給支援事業　58百万円】

◇食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信　45億円

国産食料品等の購入へポイントを付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略広報推進事業　1,700百万円】
【国産食料品等ポイント活動モデル実証事業　80百万円】
【食品産業表示推進事業　16百万円】
【食品廃棄物発生抑制推進事業　48百万円】
【フードバンク活動実態調査事業　27百万円】
【にっぽん食育推進事業　2,602百万円】

◇面的集積・水田汎用化関連基盤整備　453億円

担い手への面的集積を図るための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ　2,000百万円】
【経営体育成基盤整備事業（農地集積加速化型）　19,111百万円】
【国営農地再編整備事業　12,918百万円】
【地域水田農業支援排水対策特別事業　2,010百万円】
【畜産担い手育成総合整備事業　9,271百万円】

Ⅰ　国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

１．国内における食料供給力の強化

（１）水田等の有効活用による食料供給力向上対策

【水田等有効活用自給力強化向上対策
２１８，９８４（１４７，６６９）百万円】
【経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ
（公共）　２，０００（０）百万円】

対策のポイント

○　水田等を有効活用し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。
○　基盤整備を契機とした効率的な経営体への農地利用集積の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

（食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成１９年現在４０％となっています。一方、**国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大**する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、**水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要**があります。

政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

＜内容＞

１．水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援　　別紙

新規転作田、調整水田等における**食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）**の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金４０，４１９（０）百万円
（水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む）】
【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会）　１，１４６（０）百万円】
【水田等有効活用促進指導費交付金　７８４（０）百万円】
【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分　３，０００（０）百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
４，０３０（０）百万円】

２．地域の特色ある水田農業の展開　別紙

現行の産地づくり交付金について、**制度の基本的枠組みを維持しつつ**、自給率向上に向けた効果が一層高まるように**所要の見直し**を行います。

【産地確立交付金　［所要額］１４６，６０５（１４７，６６９）百万円】

３．耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援　Ⅰ１(5)において詳述

貸借により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する**用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組**を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策　２３，０００（０）百万円】

４．農地の有効活用を図る基盤整備の実施

農業生産基盤の整備と、麦・大豆等の効率的生産が可能な**大規模経営体への農地利用集積を促進するための関連支援策**を一体的に実施することにより、水田等の有効活用を通じた食料供給力の確保を図ります。

（経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ（公共）
２，０００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体）

（担当課：生産局農業生産支援課　（０３－３５９７－０１９１（直））
経営局経営政策課　（０３－６７４４－２１４７（直））
農村振興局整備部農村整備官　（０３－６７４４－２２０９（直））
水資源課　（０３－６７４４－１３６３（直））
農地資源課　（０３－６７４４－２２０８（直））

別紙

水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【１９５，９８４（１４７，６６９）百万円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

＜内容＞

１．水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

（１）水田・畑への大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の作付支援

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）

大豆、麦、飼料作物→３．５万円/10a

（大豆については単収向上に資する数量的要素を加味）

〈単収３俵以上の場合３千円/俵を加算〉

米粉・飼料用米等　→５．５万円/10a

（うち０．５万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算）

（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は１．５万円/10a（助成期間３年、１年））

・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準

固定払　大豆：２．０万円/10a、小麦：２．７万円/10a（助成平均水準）

成績払　大豆：3,168円/60kg（１等）、小麦：2,110円/60kg（１等Ａランク）

水田等有効活用促進交付金　４０，４１９（０）百万円
（水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む）
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会）　１，１４６（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金　７８４（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

（２）戦略作物の生産性向上への支援

食料自給力・自給率向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

（強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分　３，０００（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者団体等）

（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
４，０３０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

２．地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地を助成対象から除外等使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

（産地確立交付金　［所要額］１４６，６０５（１４７，６６９）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会）

（担当課：生産局農業生産支援課　（０３－３５９７－０１９１（直））
経営局経営政策課　（０３－６７４４－２１４７（直））
農村振興局整備部農村整備官　（０３－６７４４－２２０９（直））

（２）米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策　４４，６１０（５４）百万円】

対策のポイント

新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

（新規需要米）

国内の主食用米の需要が年々減少している中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

政策目標

水田をフル活用し、新規需要米（米粉・飼料用米等）の生産規模を拡大

＜内容＞

１．米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
４，０３０（０）百万円
補助率：定額（１／２）
事業実施主体：民間団体等

２．米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給力・自給率の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金　４０，４１９（０）百万円
（水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む）
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

３．多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業　５８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

４．米粉利用を加速化する基盤技術の開発

加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

（低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発）　６７（１４）百万円
事業実施主体：民間団体等）

［担当課：総合食料局食糧部計画課　（０３－３５０２－８０９０（直））］

米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成（計画期間は3～5年を想定）

生産者
農業者
生産法人

→ 競合品（小麦、とうもろこし）と競争しうる価格で供給

集荷・流通事業者

加工事業者
米粉製造事業者
飼料製造事業者
→ 米粉製品製造事業者
畜産物生産者
食肉加工事業者

販売事業者
食品小売事業者
外食産業事業者

支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付（水田等有効活用促進交付金（404億円）の一部を活用）

【交付要件】
① 実需者との播種前契約等があること
② 低コスト生産を行うこと
③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5．5万円／10a
（うち0．5万円／10aはコスト削減等の取組に対する加算）

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）40億円）

【施設整備等の支援（補助率：定額（1／2））】
① 農業生産機械の導入
② 加工施設の整備
③ 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援（補助率：定額（1／2））】

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援（多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円）

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

（３）飼料自給率向上対策

【国産飼料生産拡大・利用促進対策　２７，２４８（２８，３０５）百万円】
【配合飼料価格の安定対策　５，０００（６，０００※）百万円】
（※２０年度１次補正　８，５００百万円）

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。
また、配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てんの財源を積み増します。

（飼料の種類）
飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。
① **粗飼料**・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
② **濃厚飼料**・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、**豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与**します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、**国産飼料の生産の拡大**を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等**食品残さを家畜の飼料として加工、再利用**しています（**エコフィード**：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上
２４％（平成１５年度）　→　３５％（平成２７年度）

＜内容＞

１．粗飼料の生産拡大　別紙１

（１）**飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充**し、飼料作物作付の拡大を加速化します。
また、水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、**地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組**、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための**基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等**へ支援します。

【酪農飼料基盤拡大推進事業　所要額　６，４４６（５，４４６）百万円】
【強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【耕畜連携水田活用対策事業　５，４０４（５，４０４）百万円】
【畜産担い手育成総合整備事業(公共)　９，２７１（１１，０５８）百万円】

（２）**国産粗飼料の増産を促進**するため、耕畜連携の下で**稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援**するとともに、新たに、**国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援**します。

【国産粗飼料増産対策事業　２，３４６（１，８２２）百万円】

２．エコフィードの生産拡大と利用の促進　別紙２

（１）地域の畜産生産者等が共同で使用する**ＴＭＲセンター等**において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等）の収集や粗飼料（とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等）の生産により、**自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援**します。

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業　２５０（０）百万円】

（２）短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、**食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組**に対し支援します。

【エコフィード緊急増産対策事業　６６３（７９２）百万円】

（３）エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

【エコフィード対策推進事業　９（２７）百万円】

３．配合飼料価格の安定対策

「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定対策事業　５，０００（６，０００）百万円
（配合飼料メーカー積立分と合わせて１００億円）
［20年度１次補正　８，５００百万円］
補助率：定額
事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

担当課：生産局畜産部畜産振興課（０３－３５０２－５９９３(直)）
〃　　畜産企画課（０３－３５０２－０８７４(直)）

別紙１

粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金　２４，４１６(２４，９１４)百万円の内数】
【その他　２６，３２７（２７，４８６）百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

① **粗飼料**・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等

② **濃厚飼料**・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類（ふすま、米ぬか)、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻（はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと）動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上

２４％（平成１５年度）　→　３５％（平成２７年度）

＜内容＞

１．事業内容

(1)環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

酪農飼料基盤拡大推進事業　所要額　６，４４６（５，４４６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2)飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備

② ＴＭＲ(完全混合飼料)を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備

③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備

④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備

⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備

⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数
補助率：定額（１／２、１／３等）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で**稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等**を支援するとともに、新たに**国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等**を支援します。

（国産粗飼料増産対策事業　２，３４６（１，８２２）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体）

(4) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

（耕畜連携水田活用対策事業　５，４０４（５，４０４）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会）

(5) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成）を行うとともに、新たに、**中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備**を支援します。

（畜産担い手育成総合整備事業(公共)　９，２７１（１１，０５８）百万円
補助率：２／３、５５／１００、１／２等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人）

（担当課：生産局畜産部畜産振興課（０３－３５０２－５９９３（直））
〃　　畜産企画課（０３－３５０２－０８７４（直））

別紙２

エコフィードの生産拡大と利用の促進

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業
２５０（０）百万円】
【エコフィード緊急増産対策事業　６６３（７９２）百万円】
【エコフィード対策推進事業　９（２７）百万円】

事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の畜産生産者等が共同で使用するＴＭＲセンター等における食品残さの利用及び食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大を推進します。また、エコフィードに関する技術情報等の普及に努めるとともに、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、**広域的で効率的な収集・加工・供給**を可能とする体制や、**一定の品質のものを安定的に定量供給**する体制を構築することが必要です。
- さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、**「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」**への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

政策目標

飼料自給率の向上
２４％（平成１５年度）　→　３５％（平成２７年度）

＜内容＞

１　ＴＭＲセンター等を活用した地域内食品残さ等の有効活用

（１）地域未利用資源の利用拡大

地域の生産者集団等が**ＴＭＲ等の活用**により、**食品残さ等の飼料原料の収集量（利用量）の拡大**に取り組む場合に必要となる**立ち上がり経費の一部を助成**します。

（２）共同による自給飼料の生産・調製の拡大

共同で自給飼料を生産拡大し、ＴＭＲ等の原料として使用する場合、**飼料生産・調製の拡大に要する経費の一部を助成**します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業　２５０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

２．食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携のよるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、**食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組**及び**原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組**に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業　６６３（７９２）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

３．エコフィードの推進

①　ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びＩＴを活用した地域情報システムを構築します。

②　エコフィード認証制度

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証の普及・定着を図るとともに、エコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

エコフィード対策推進事業　９（２７）百万円
補助率：定 額
事業実施主体：民間団体

［担当課：生産局畜産部畜産振興課（０３－３５９１－６７４５（直））］

（４）国産野菜・果実等の利用拡大対策

【国産野菜・果実等利用拡大対策　６，２６５（２００）百万円】

対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

水産加工原材料として十分に利用されていない国産魚を水産加工業者が有効活用する取組を支援します。

国産農産物等の供給力を強化するため、流通業者や食品製造業者等の実需者と連携を図る産地を、機動的な基盤整備によって支援します。

（中間事業者とは）

中間事業者とは、自ら国産農産物等を購入し、食品製造業者等が求める形態・荷姿等で安定的に供給する機能を有する者のことです。

（水産加工業者の原材料調達事情）

我が国の水産加工業者は、これまで安定的な調達ができた輸入加工原料魚への依存度を高めてきたが、近年、資源状態の悪化や世界的な水産物需要の増大により、加工原料魚の輸入価格が上昇したり、必要量が確保できない「買い負け現象」が生じており、国産加工原料魚の確保が大きな課題となっています。

（機動的な基盤整備とは）

過去に基盤整備が行われた地区を対象として、既存の生産基盤に対する追加的・補完的な整備（農業用用排水施設、区画整理、農道、土層改良、暗渠排水等）を実施します。

政策目標

○　加工・業務用需要における国産原材料シェアの向上
○　実需者との連携強化を図る産地の基盤整備の推進

＜内容＞

１．国産原材料の新たな供給連鎖（サプライチェーン）の構築　別紙

国産原材料の安定供給に向けた産地と食品製造業者等をつなぐ**中間事業者の育成・確保**や加工・業務用向けの計画生産の促進等、**生産・流通体制の再構築**を目指す取組を一体的に支援します。また、食品製造業者等が、輸入から国産に原材料を転換する場合など、**国産原材料の安定調達を図る上で必要となる取組**を支援します。

このほか、中間事業者を介した野菜の契約取引における取引リスクやコスト要因の分析、消費者ニーズに対応した新たな果実加工品の開発等を支援します。

【国産原材料供給力強化対策　５，５６４（０）百万円】

【青果物契約取引等推進事業　助成枠　１，５００百万円（既存基金活用）】

２．国産魚の加工原材料利用の推進

水産加工業者が、これまで**十分に利用されていなかった国産魚**を**加工原材料として有効活用**する**モデル的な取組を**支援します。

（水産加工原料確保緊急対策事業　１０２（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体）

３．基盤整備によって実需者との連携強化を図る産地の支援

実需者のニーズに対応するために必要な、**既存の生産基盤に対する追加・補完的な基盤整備**や機械・施設等の整備を支援します。また、基盤整備によって**実需者と連携する潜在能力を持った産地に関する調査**等を行います。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（産地振興追加補完整備）　３００（０）百万円】
【戦略的産地振興支援事業　３００（２００）百万円】

（担当課：生産局生産流通振興課　（０３－６７４４－２１１３（直））
総合食料局食品産業企画課（０３－６７４４－２０６４（直））
水産庁加工流通課　（０３－３５０２－８４２７（直））
農村振興局水資源課　（０３－３５０２－６２４６（直））

別紙

国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

【国産原材料供給力強化対策　５，５６４（０）百万円】
（整備費　４，５３８（０）百万円
推進費　１，０２６（０）百万円）

対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

＜内容＞

１．中間事業者の育成・確保

中間事業者の育成・確保に向け、NPO法人や民間団体が実施する人材育成研修や加工・業務用取引基準、用途別規格や安全性確保に向けたガイドラインの作成等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

２．生産・流通体制の再構築

（１）供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組支援

中間事業者を核とする生産者、食品製造業者等の安定的な取引関係に基づく、需要に対応した国産原材料の安定供給体制を構築するための取組や、関係者が連携して行う加工・業務用原材料の国産品への転換、特色ある商品の開発・販売促進活動等の付加価値創出に向けた取組等を支援します。また、これらの取組に必要となる機械の導入、施設の整備等を支援します。

（補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等）

（２）食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化

食品製造業者等が、国産原材料の安定調達を図るため農家等に対して生産面・経営面でサポートする取組や、農家等と連携し輸入から国産に原材料を転換する場合に新たに必要となる加工処理施設等の整備を支援します。

（補助率：１／２、１／３以内
事業実施主体：民間事業者等）

３．関連措置

中間事業者を介した野菜の契約取引における取引リスクやコスト要因の分析、消費者ニーズに対応した新たな果実加工品の開発等を支援します。

【青果物契約取引等推進事業　助成枠　１，５００百万円（既存資金活用）】

（担当課：生産局生産流通振興課　（０３－６７４４－２１１３（直））
総合食料局食品産業企画課（０３－６７４４－２０６４（直））

国産原材料供給力強化対策　－加工・業務用需要への対応－

21 年度概算額
5,564百万円（新規）

課題

①安定供給に向けた中間事業者の育成・強化
②定時・定量・定品質・定価格(「4定」)と多様なニーズ
③安全・安心の確保
④一次加工の高度化、近代化
⑤生産・流通体制の高度化
⑥産地・生産者側の意識改革と産地体制の整備
⑦高付加価値化商品、商材の開発
⑧食品製造業者等の国産原材料の受容能力拡大

【ソフト】 加工業務用品種の適応性試験、斉一性生産技術、GAP、トレーサビリティシステムの導入　等
【ハード】 低コスト多機能選果ライン整備、省力化機械体系の導入　等

【ソフト】 産地指導者の派遣、加工・業務用取引基準の作成、新品種の加工適性試験　等
【ハード】コールドチェーン対応流通施設の整備　等

【ソフト】 新商品の開発 等
【ハード】衛生的な加工施設の整備　等

支援　支援　支援

《産地・生産者》

中間事業者を核とした新たな原材料供給の連鎖

《食品製造業者等》

＜産地間連携による通年安定供給＞

産地の選定と育成、産地間連携のアレンジ

＜複数産地から各種の規格に対応する原材料供給＞

企画の提案

市場

不足時は市場から購入

＜新ビジネス＞

《中間事業者》

・規格ごとに在庫・出荷管理し数量確保
・高度な一次加工
・フルライン温度帯での物流
・トレーサビリティの確保

契約（通年供給）
【出荷】
A社
（ニーズ）
通年供給

契約（適正規格）
【出荷】
B社
生鮮品より小さい規格と大きい規格

【出荷】
契約（超新鮮）
C社
完全コールドチェーン

季節・天候などの影響による供給量変動に対し、緩衝機能を発揮

（５）耕作放棄地解消対策

【耕作放棄地解消対策　９２，５５３（７３，１９３）百万円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を早急に解消するため、再生・利用に向けた地域の活動や農業生産基盤の整備等を支援します。

（耕作放棄地対策の重要性）

最も基礎的な生産基盤である農地の面積が、転用・かい廃等により減少する傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、**耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務**となっています。

政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

＜内容＞

１．**耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援**　別紙

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する**用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組**を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策　２３，０００（０）百万円】

２．**農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援**

農地、農業用用排水施設、農道等の生産基盤について、**耕地と耕作放棄地との一体的な整備**や**小規模で分散した個々の耕作放棄地の整備**、中山間地域における優良農地保全のための**土地利用調整（計画的な区分・利用）と一体的に行う基盤整備**等を支援します。

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共）　１，１００（１，０００）百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　３４，９１５（３０，５４６）百万円の内数】
【農地環境整備事業（公共）　１，２４５（１，１９３）百万円】

＜関連施策との連携＞

水田等の有効活用による食料供給力向上対策、飼料自給率向上対策、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進等の関連施策と連携し、耕作放棄地の再生・利用を促進します。

［担当課：農村振興局農村計画課　（０３－６７４４－２４４２（直））］

別紙

耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援

【２３，０００（０）百万円】

対策のポイント

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組や必要な施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

＜内容＞

１．耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、周辺農業者その他受け手となり得る者の態様は地域によって様々であり、その再生利用を図るためには、市町村や関係団体の発意・創意工夫に基づく地域の実情に即したきめ細かな取組が重要です。

このため、地域の実情に精通した多様な主体による耕作放棄地再生利用のための以下の活動を支援します。

① 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）
- 障害物除去、深耕、整地等に対する支援
  荒廃の程度に応じ３万円/10a又は５万円/10a（取組初年度のみ）
- 土壌改良に対する支援
  ２．５万円/10a（最大２年間）
- 営農定着に対する支援（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
  ２．５万円/10a（１年間）

② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所･加工施設、市民農園等）

③ 調査・調整支援（農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等）

④ 指導支援（①～③に取り組む主体に対する指導・助言等）

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金　２０，６５０（０）百万円
補助率：定額、１／２等
事業実施主体：①～③　地域耕作放棄地対策協議会
④　都道府県耕作放棄地対策協議会

２．農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所)を支援します。

農地有効利用支援補完整備事業　２，３５０（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：市町村、土地改良区等

担当課：農村振興局整備部水資源課　（０３－６７４４－１３６３（直））
農地資源課　（０３－６７４４－２４４２（直））

耕作放棄地対策のあらまし

耕作放棄地解消対策

耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援

１．耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

①再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動)
- 障害物除去、深耕、整地等
  荒廃の程度に応じ３又は５万円/10a（取組初年度のみ）
- 土壌改良
  ２．５万円/10a（最大２年間）
- 営農定着(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。)
  ２．５万円/10a（１年間）

②施設等補完整備
- 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等

③調査・調整支援
- 農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等

④指導支援
- ①～③に取り組む主体に対する指導・助言等

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(新規) 20,650 (0) 百万円】

２．農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備(200万円未満/箇所)を支援

【農地有効利用支援補完整備事業(新規) 2,350 (0) 百万円】

農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充) 1,100 (1,000) 百万円】
【農山漁村活性化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ支援交付金(拡充) 34,915 (30,546) 百万円の内数】
【農地環境整備事業(拡充) 1,245 (1,193) 百万円】

連携

主要な関連施策

食料供給力向上対策

新規転作田、調整水田、耕作放棄地等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産拡大を支援

【水田等有効活用促進交付金(新規) 40,419 (0) 百万円の内数】
【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000 (0) 百万円の内数】

飼料自給率向上対策

耕作放棄地等を放牧利用する取組を支援

【強い農業づくり交付金 24,416 (24,914) 百万円の内数】

中山間等地域において、耕作放棄地等の活用を新たに要件とし、その補助率を別途設定

【草地畜産基盤整備事業 12,131 (14,390) 百万円の内数】

農地の確保・有効利用の促進

農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、担い手等への利用集積その他農地利用調整の取組を支援

【担い手アクションサポート事業(拡充) 3,006 (2,250) 百万円の内数】
【農地確保・利用支援事業(新規) 7,079 (0) 百万円の内数】

耕作放棄地の発生防止

農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資する中山間地域等直接支払交付金の交付、農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【中山間地域等直接支払交付金 23,446 (22,146) 百万円】
【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 23,106 (25,588) 百万円】

（６）食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

【自給率向上等情報発信対策　４，４７３（４，４７６）百万円】

対策のポイント

食料自給率の向上、食品廃棄物の発生抑制等に対する関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、戦略的な情報発信を行います。

（現状）

- 中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇しています。
- 我が国の食料自給率（カロリーベース）は、主要な先進国の中で最低水準（オーストラリア２３７％、アメリカ１２８％、フランス１２２％、イギリス７０％（以上平成１５年）、**日本４０％（平成１９年度）**）となっています。
- 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、**約８割の人が「低い」**と回答し、約９割の人が「高めるべき」と回答。また、我が国の将来の食料供給について、**約９割の人が「不安がある」**と回答（平成２０年１１月内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」）。
- 食品由来の廃棄物約１，９００万トン（平成１７年度）のうち、**食べられるものの廃棄は５００～９００万トン**と推計されています。

政策目標

食料自給率の向上

カロリーベース	**40%（平成19年度）**	**→**	**45%（平成27年度）**
生産額ベース	**66%（平成19年度）**	**→**	**76%（平成27年度）**

＜内容＞

１．食料自給率に関する国民への情報発信等

（１）食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

メディアミックス（多様なメディアを効果的に組み合わせた広報）の手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた**食料自給率向上のための国民運動の更なる推進**を図ります。

食料自給率戦略広報推進事業　１，７００（１，７００）百万円
事業実施主体：民間団体等

（２）国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、**多角的に食料自給率の向上**を図ります。

国産食料品等ポイント活動モデル実証事業　８０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

（３）食品産業における原産地表示の推進

消費者の選択を通じた食料自給率の向上に資するため、食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、原産地表示アドバイザーの育成等を行い、「食」への信頼を確保します。

食品産業表示推進事業　１６（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

（４）食育の推進

「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円】
【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

２．食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知、食品企業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行う**フードバンク活動の実態把握と評価**を通じ、**食品ロスの縮減に向けた取組を推進**します。

【食品廃棄物発生抑制推進事業　４８（０）百万円】
【フードバンク活動実態調査事業　２７（０）百万円】

担当課：大臣官房食料安全保障課（０３－６７４４－２３９５（直））
総合食料局食品産業企画課（０３－６７４４－２０６６（直））
食品産業振興課（０３－３５０２－８２６７（直））
消費・安全局消費者情報官（０３－３５０２－８５０４（直））

食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

国際的な食料需給と我が国の食料事情の現状

- 中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇。
- 我が国の食料自給率（カロリーベース）は40%（平成19年度）で、主要な先進国の中で最低水準（オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%（以上平成15年）
- 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約8割の人が「低い」と回答。
- 食品由来の廃棄物約1，900万トン（平成17年度）のうち、食べられるものの廃棄は500～900万トンと推計。

国際的な食料事情が厳しさを増す中、国内農林水産業の供給力強化と食品ロスの改善のため、国民的な運動となるよう効果的な情報発信が必要

食料自給率に関する国民への情報発信

1．食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

○ メディアミックスの手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた食料自給率向上のための国民運動の更なる推進

2．国産食料品等の消費拡大

○ 国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、多角的に食料自給率を向上

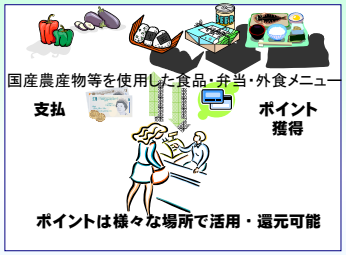

3．食品産業における原産地表示の推進

○ 食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、アドバイザーの育成等を行い、「食」の信頼を確保

4．食育の推進

○ 「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進

食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

○ 食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知

○ 食品企業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行うフードバンク活動の実態把握と評価

食品ロスの縮減に向けた取組を推進

※日本全国で約1，900万トンの食品由来の廃棄物が発生。このうち、食べられるものの廃棄は500～900万トンと推計

平成２７年度の自給率目標達成に向け、施策の更なる推進

基本計画における27年度目標　金額ベース　76%　カロリーベース　45%

２．世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組

（１）食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

【世界食料需給動向等総合調査・分析関係費　１８１（１１７）百万円】

事業のポイント

国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を図ります。

（現状）

国際的な食料需給は、途上国の経済発展、バイオ燃料作物の需要拡大等の多様な要因が顕在化し、これらが複合的に影響して、一昨年来、急激にひっ迫傾向に転じています。世界的に穀物等の価格が高騰し、輸出国による輸出規制の広がりが価格高騰にさらに拍車をかけ、食料輸入国では途上国を中心として、食料をめぐる暴動や抗議行動が頻発するなど、本年の前半には世界的な食料事情は危機的状況を迎えました。

現在は、小麦の豊作予測などから価格は最高値に比べ大幅に低下したものの、依然、一昨年秋頃に比べ高い水準にあり、OECD-FAOの中長期的な予測においても、当面、従来に比べ高い水準の価格が続くものと見込まれています。

政策目標

○　国際的な食料事情の変化を的確に捉え、我が国の食料の安定供給への影響について、農林水産省独自の要因分析を実施し、我が国の食料安全保障の確立に貢献

○　国際的な食料需給に関する正確な情報を国民に適時提供し、民間による海外食料調達の円滑化を図るとともに、国民全体で認識を共有することにより、食料自給率向上にも貢献

＜内容＞

１．新たな情報収集システムの構築による情報把握

多種多様な情報収集ツールの確保と国際食料事情の変化に即応可能な情報収集、品目別国別の効率的な情報収集ノウハウの蓄積を行うことにより、省内での情報共有を図り**独自の情報を適時施策へ反映**します。

①　商社、食品製造業等とのネットワークを構築し、定期的な意見交換会の開催

②　海外現地コンサルタントを活用した現地のリアルタイムの動きの把握

③　現地の動きに即時に対応した職員による現地調査の実施

④　穀物等の国際価格の高騰による原料調達コストの増加や環境的要請への対応等の食品産業における新たな競争力変動要因等を把握する調査の実施

２．情報分析の多角化・高度化（世界の超長期食料需給予測システム仕様開発）

国際的な食料需給の超長期予測に必要な様々な要素の研究成果の収集や研究者との協力体制を構築し、超長期の食料需給予測システムの設計に関する仕様を作成します。本仕様を活用することにより、今後、**多様な要素を踏まえた超長期の食料需給予測システムを効率的に開発することが可能**となります。

① 社会科学的将来予測（人口、経済成長等）と自然科学的将来予測（地球温暖化、農地等）の研究のうち、超長期の食料需給予測システムの開発に必要な研究について、

ⅰ システム開発への協力を得るための研究者とのネットワーク体制を構築

ⅱ システム開発に必要な知見収集・精査等

② 超長期の食料需給予測システムの設計仕様の検討・作成

３．効果的な情報提供（分析レポートの作成等）

国際的な食料需給全般のわかりやすい資料、影響要因（トピックス）ごとの詳細な資料、利用者（政策担当者、消費者、民間事業者等）に即した資料を作成するなど、効果的に情報を提供することにより、**施策への的確な反映、国民全体での認識共有、民間調達の円滑化等に貢献**します。

① 世界全体の食料需給の分析結果（要因相互の関連、中長期見通し等）を総合した年間レポートの作成

② 状況に応じトピックス的な個別の要因に即した分析レポートの迅速な作成

③ 世界的な食料需給の変動が加工食品の生産・流通へ与えている影響等を中心に食品産業の動向を分析した月次・年間レポートの作成

④ 超長期世界食料需給予測の開発に関するシンポジウム開催

［担当課：大臣官房食料安全保障課（０３－６７４４－２３７６（直））］

世界食料需給動向総合調査・分析

新たな情報収集システムの構築による情報把握

商社、食品製造業等とのネットワーク

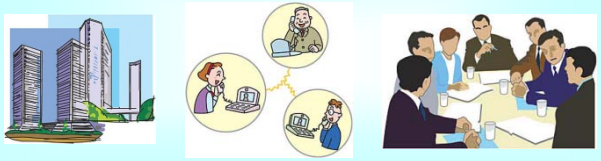

海外現地コンサルタントの活用

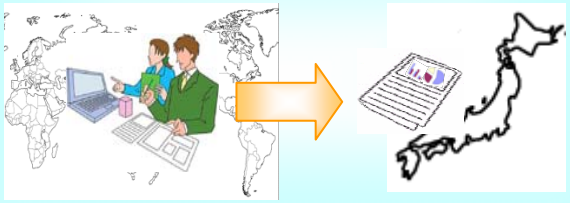

職員による現地調査の実施（ノウハウ蓄積）

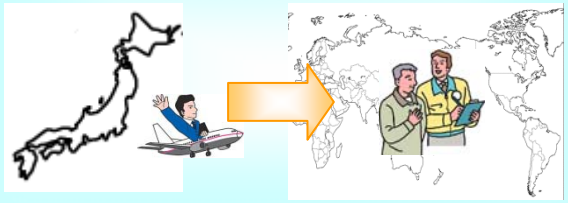

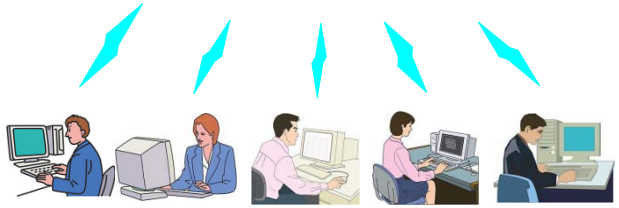

省内での情報共有を図り独自の情報を適時施策へ反映することが可能

情報分析の多角化・高度化（拡充）（超長期食料需給予測システム検討）

食料需給に影響を与える要素の特定

要素別の既存研究の調査

超長期食料需給予測に関する研究協力候補者の選定と協力体制構築

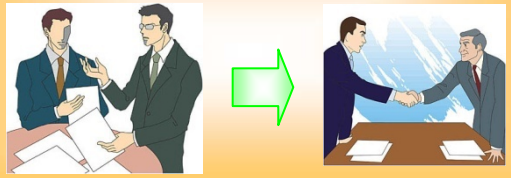

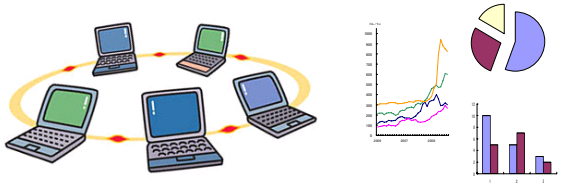

次年度から超長期食料需給予測需給システムの開発が可能

効果的な分析結果の提供（分析レポートの作成）

国際食料需給の年間レポート（総合性・明解性）

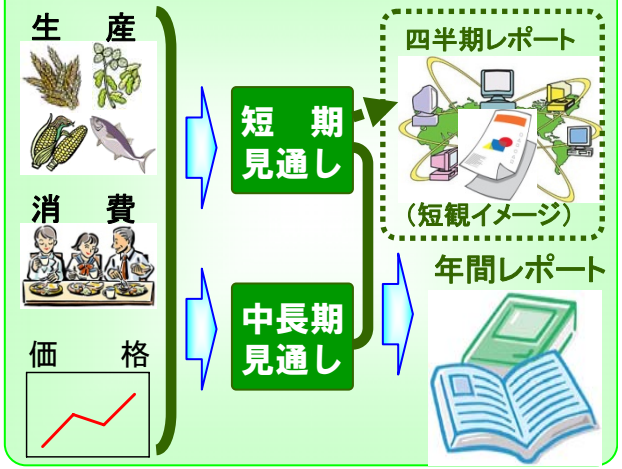

個別の要因に即した分析レポート（迅速性）

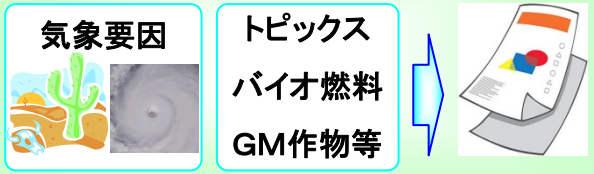

施策への的確な反映、国民全体での認識共有、民間調達の円滑化等が可能

（２）国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

【政府開発援助　４，２５０（４，５４１）百万円】

対策のポイント

アフリカ等の開発途上国の食料問題解決に貢献するため、我が国の得意分野である稲作に係る技術開発や人材育成等の技術協力を通じた生産性向上、生産増大を支援します。

（アフリカ諸国の食料問題の状況等）

小麦、とうもろこし、大豆、コメの国際価格は、史上最高値を更新し、一昨年秋頃と比較して２倍以上に高騰し、アフリカ諸国で、食料危機の状況にあり、各地で暴動が発生しています。このような状況に対して、北海道洞爺湖サミットで中長期的な取組として、５年から１０年でアフリカ諸国の主要食料生産を倍増支援や、第４回アフリカ開発会議（TICADⅣ）で、我が国の今後１０年間でのコメの生産高の倍増に向けた支援を打ち出しました。これを踏まえ、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するアフリカ稲作振興のための共同体※と連携し、コメの生産倍増に対する支援を実施します。

※TICADⅣを踏まえて設置され、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援することを目的とした支援国、国際機関、地域機関による協議グループ。

政策目標

我が国及び世界の食料安全保障の確保への貢献

＜内容＞

１．稲作生産技術の確立（５０３（４５０）百万円）

①低湿地水田稲作技術の確立

アフリカの「内陸低湿地」において、我が国の有する技術を活用しつつ、低コストかつ高収量の得られる持続可能な営農手法等を実証し、その普及・体系化を支援します。

（アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業　６４（０）百万円
事業実施主体：アフリカ稲センター（ＷＡＲＤＡ））

②小規模貧困農民支援

稲作等の普及を通じた貧困削減に資するため、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）を通じた自立的な水田開発、営農支援を実施します。

（アフリカにおける稲作等普及事業　２０４（２１４）百万円
事業実施主体：国連世界食糧計画）

③かんがい水田整備への支援

アフリカ農村地域の貧困削減に貢献するため、農業生産に不可欠な土地・水資源の劣化防止のための地域特性に応じた対策や稲作の拡大のための農地・かんがい施設の整備など条件整備について検討します。

（アフリカ農村貧困削減対策検討調査　２１０（２１０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

④水稲栽培技術の開発

かんがい用水の需要逼迫への対応として、節水条件でも稲の収量を確保するため、国際稲研究所（ＩＲＲＩ）を通じた節水型栽培体系に適した育種素材の育成や節水条件に適した土壌・作物管理技術の開発を支援します。

（節水条件下における水稲栽培技術の開発　２４（２６）百万円
事業実施主体：国際稲研究所（ＩＲＲＩ））

２．土壌肥沃度の改善（８１（０）百万円）

①小農が実施可能な土壌肥沃度改善策の検討

アフリカの小農が現地で安価に入手できる資材で土壌肥沃度を改善するための方策を検討し、技術移転・普及を行い、生産性の向上を図ることを支援します。

（アフリカの土壌肥沃度改善検討調査　２６（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

②施肥効率の向上

施肥効率の向上による安定した農産物生産や温室効果ガスの発生抑制対策に貢献するため、窒素肥料に由来する温室効果ガスの発生などに関する国際機関による研究を支援します。

（生物的硝酸化成抑制（BNI）による環境保全の推進　５５（０）百万円
事業実施主体：国際半乾燥熱帯作物研究所（ＩＣＲＩＳＡＴ）
国際熱帯農業センター（ＣＩＡＴ）
国際とうもろこし・小麦改良センター（ＣＩＭＭＹＴ））

３．人材育成の推進（１９５（１３６）百万円）

①我が国の農協のノウハウを移転

アフリカ諸国等に対して、我が国の農協のノウハウを移転し、農業生産性の向上、農産品の品質の向上等を図ることで、貧困・食料問題の解決に取り組みます。

（アフリカ等農業・農民組織活性化支援事業　３２（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

②南南協力による人材育成

アフリカにおいて、南南協力のスキームを利用した人材育成を進めるとともに、発展の遅れた地域に対して重点的に知識や技術を面的に広めることによって恒久的な食料生産体制が確立されることを目的として、政策立案能力の向上や農業技術の移転を図るためのセミナーの開催を支援します。

（途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業　１６３（１３６）百万円
事業実施主体：国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）
アセアン事務局）

［担当課：大臣官房国際協力課　（（０３）３５０２－５９１３（直））］

国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

世界的な食料危機の現状

○小麦、とうもろこし、大豆、コメの国際価格は史上最高を更新。一昨年秋頃と比較して、一時、小麦2．1倍、とうもろこし2．7倍、大豆2．5倍、コメ2．9倍に高騰
○サブサハラ・アフリカの22カ国は食料危機に直面し対外援助が必要
○食料価格の高騰により死者が出る暴動が発生

世界的な対応

○第4回アフリカ開発会議（TICADⅣ）
・国際機関等と連携してコメの生産倍増に取組む
○世界の食料安全保障に関するハイレベル会合
・開発途上国が農業・食料生産を拡大するための支援を実施
○G8洞爺湖サミット
・中長期的な取組として、5年から10年でアフリカ諸国の主要食料生産を倍増

アフリカ諸国に対するコメの生産を倍増（我が国の優位技術である稲作を支援）

稲作生産技術の確立

○低湿地水田稲作技術の確立
・アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業
○灌漑水田整備への支援
・アフリカ農村貧困削減対策検討調査
○小規模貧困農民支援
・アフリカにおける稲作普及事業
○水稲栽培技術の開発
・節水条件下における水稲栽培技術の開発

土壌肥沃度の改善

○小農が実施可能な土壌肥沃度改善策の検討
・アフリカの土壌肥沃度改善検討調査
○施肥効率の向上
・生物的硝酸化成抑制（BNI）による環境保全の推進

人材育成の推進

○我が国の農協のノウハウを移転
・アフリカ等農業・農民組織活性化支援事業
○南南協力による人材育成
・途上国の生産性向上等のための南南協力促進事業

（３）我が国農林水産物・食品の輸出の促進

【輸出促進対策　　２，０６８（２，０５２）百万円】

対策のポイント

農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組みます。このため、関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂（平成20年6月）されたところ、それに沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。

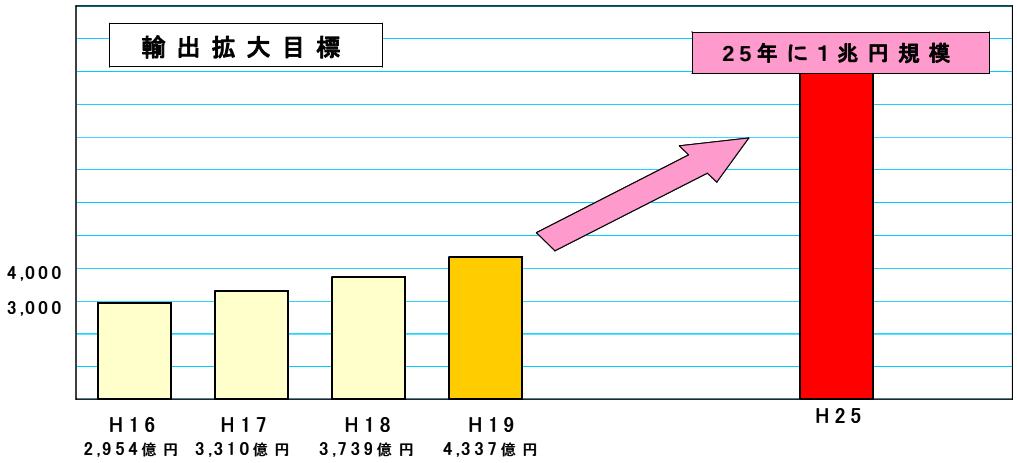

輸出額の国別割合（１９年）

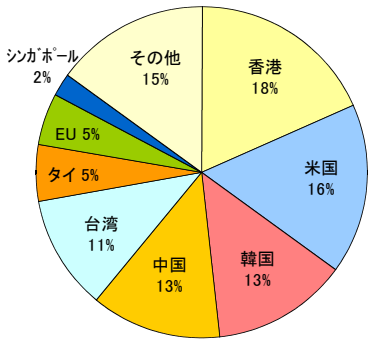

（輸出額が大きく伸びている主な品目）

	輸出額（19年）	14年比	拡大の背景
米	5億円	2.4倍	台湾、香港等で好評
りんご	80億円	3.0倍	台湾で好評
牛肉	20億円	15.5倍	米国、香港向け輸出が本格化

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成２５年までに１兆円規模とする

＜内容＞

１．品目別の戦略的な輸出促進

（１）輸出ビジネスモデル戦略の検討・策定等

品目ごとの**輸出実行プランを普及・充実**するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる**先進的な取組を確立**することにより、農林漁業者等の輸出の

取組をステップアップさせます。

農林水産物等輸出ステップアップ推進事業　　７４（０）百万円
事業実施主体：民間団体

（２）品目ごとのＤＮＡ分析技術の開発

品種を識別するための**ＤＮＡ分析技術の開発を支援**することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備　４９（５８）百万円
補助率：１／２
事業実施主体：民間団体

２．意欲ある農林漁業者等に対する支援

（１）農林漁業者等の販売促進活動に対する支援

明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする**農林漁業者等の取組**について、事業実施主体が**輸出拡大プロジェクトを企画・実行するために必要な能力を獲得するための研修会の実施等も支援対象**に加え、**総合的に支援**します。

農林水産物等輸出促進支援事業のうち
農林水産物等輸出促進対策　８００（６００）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体

（２）産地が直面する課題の解決策を提示・普及する取組への支援

輸出に取り組む**産地が直面する共通の課題**について、モデルとして**解決策を提示**するとともに、同様の課題を抱える**他の地域に普及**する**取組を支援**します。

農林水産物等輸出促進支援事業のうち
農林水産物等輸出課題解決対策　１２１（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（３）海外における展示・商談会の開催、常設店舗の設置

海外における**展示・商談の場の提供**や海外高級百貨店等における**アンテナショップの設置**により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

農林水産物等海外販路創出・拡大事業　４２６（５００）百万円
事業実施主体：民間団体

（４）国内における展示・商談会、輸出促進研修会等の開催

国内における**展示・商談会の場**や**情報収集の場の提供等**により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築します。

活きた輸出情報ネットワーク構築事業　　６１（６１）百万円
事業実施主体：民間団体

（５）農産物の輸出検査体制の強化

集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、輸出産地に対する相手国の病害虫の検疫措置に関する説明会等を通じた植物検疫面からの助言、指導を強化します。

【農産物輸出増大に伴う植物検疫迅速化等特別対策事業　６０（４４）百万円】

３．日本食・日本食材等の海外への情報発信

（１）「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等を通じた情報発信

外国人オピニオンリーダー等に対し、**旬で高品質な日本食・日本食材等を提供して実施する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の展開等**により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信します。

（日本食・日本食材等海外発信事業　２８２（３６６）百万円
事業実施主体：民間団体）

（２）海外日本食優良店の普及を通じた情報発信

海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、**現地組織による情報収集等を支援**することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

【海外日本食優良店調査・支援事業　１０７（１８２）百万円】
【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業　８８（４５）百万円】

〈交付金における輸出対策枠の設定〉

上記のほか、農林水産物・食品の輸出の拡大に向けて、強い農業づくり交付金に２，５００百万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に２００百万円の**輸出対策枠をそれぞれ設定**します。

【強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　３４，９１５（３０，５４６）百万円の内数】

［担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室　（０３－３５０２－３４０８(直)）］

平成21年度農林水産物・食品輸出促進対策（21億円）の概要

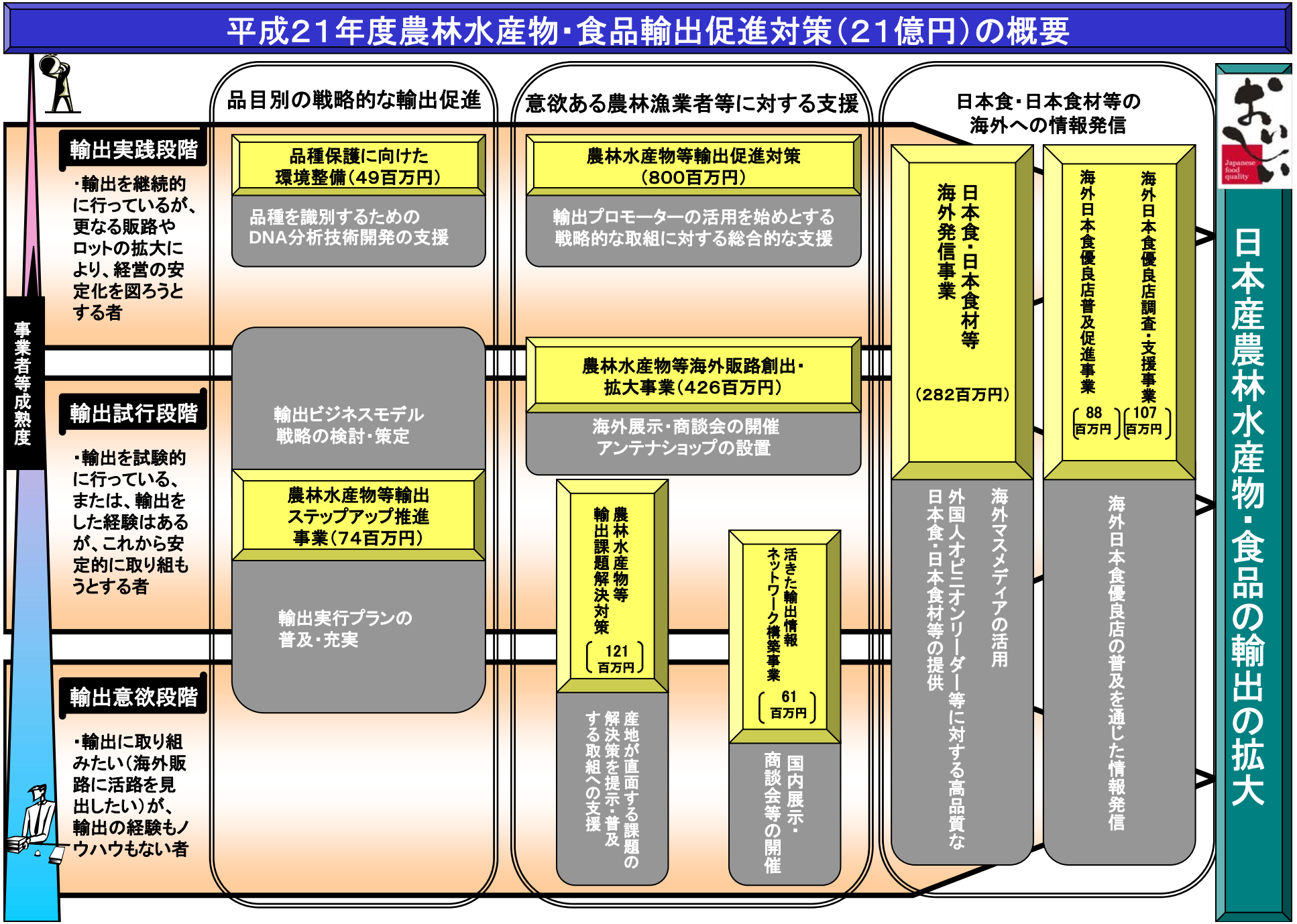

３．国内農業の体質強化による食料供給力の確保

（１）意欲と能力のある担い手の育成

【意欲と能力のある担い手の育成　２４２，８６４（２１９，１９６）百万円】

対策のポイント

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化、交付金支払時期の前倒し等、制度の改善内容を周知しながら着実に推進します。また、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細かな支援等を実施します。

（効率的かつ安定的な農業経営とは）

他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を得られる農業経営のことです。

（認定農業者とは）

農業経営基盤強化法に基づき、**自らの農業経営を計画的に改善しようとする者が、「効率的かつ安定的な農業経営」となることを目指して農業経営改善計画を作成し、市町村からその計画の認定を受けた者**のことです。

（集落営農とは）

集落など地縁的にまとまりのある**一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農組織**のことです。

政策目標

担い手の育成・確保

＜平成１９年＞		＜農業構造の展望（平成２７年）＞
認定農業者　約２４万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営　33万～37万
農業法人　約８千	→	効率的かつ安定的な法人経営　１万
集落営農　約１万３千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営　２万～４万

＜内容＞

１．水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進　別紙１

水田作及び大規模畑作を中心に、**土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援**します。また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、**面積・所得の特例や市町村特認**を活用したり**集落営農組織へ参加**することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

水田・畑作経営所得安定対策（特会）	２３０，６６２（２０８，６７０）百万円
うち生産条件不利補正対策（21年産）	１５４，９０６（１５３，１５３）百万円
うち収入減少影響緩和対策（20年産）	７５，７５６（５５，５１７）百万円

２．企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援　別紙２

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の**農業法人が、地域の農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成**することにより、**農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組等を支援**します。

【農業法人経営発展支援事業　２００（０）百万円】

３．担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援　別紙３

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、**全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置**し、**農業再生委員会の設置促進や機能強化**を図ります。また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、**農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進**し、**経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継**されるようにします。

【担い手育成支援事業　１３４（１１５）百万円】

【農地保有合理化促進事業のうち経営再生支援事業（特会）　８９（０）百万円】

４．担い手育成・確保支援対策の充実　別紙４

担い手育成総合支援協議会による**経営診断・指導活動を各種の担い手向け支援策と一体的に実施し、適切な経営管理を通じた担い手の経営改善を推進**します。また、**担い手の法人化を促進**するため**法人化を契機として農業用機械等を導入する場合のリース料助成**等を創設します。

さらに、**集落営農の発展段階に応じたきめ細かな支援**、融資主体で農業機械・施設等を導入する際の自己負担部分の軽減措置、スーパーＬ資金等の無利子化等を引き続き実施します。

【担い手育成・確保支援対策　１１，７７８（１０，４１２）百万円】

［担当課：経営局経営政策課　（０３－３５０２－６４４１（直））］

別紙１

水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

【水田・畑作経営所得安定対策（特会）２３０，６６２（２０８，６７０）百万円】

対策のポイント

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。
また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

（具体的には）
○　麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
・　基準となる３年間（16～18年）の**生産実績に基づく毎年一定額の支払**
・　その年の**生産量・品質に応じた支払**
○　米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
・　**最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てん**
の３つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）
○　個人や法人の個別経営は、**認定農業者**になって、**4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保**する
○　**集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保**する
ことが原則ですが、以下に掲げるように**各種の特例を設けて加入しやすくしています。**
さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない方であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、**熱意を持って営農に取り組む方であれば、市町村特認により本対策に加入することができます。**

【経営規模要件の特例】

		基本要件	集落の農地が少ない場合の特例（・集落の農地の規模に応じて概ね8割(64%)まで緩和 ・中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和）	生産調整組織の場合の特例（地域の生産調整の実施状況(生産調整率)に応じて緩和）
認定農業者	北海道	10ha	6．4haまで	
	都府県	4ha	2．6haまで	
集落営農組織		20ha	12．8haまで	7haまで
	うち中山間地域	20ha	10．0haまで	4haまで

所得確保の場合の特例	① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1／2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1／3（27%）以上 であれば対策の対象となります。

市町村特認	上記の特例に該当しない方でも、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が適当であると認める方については対象となります。

＜内容＞

１．販売収入では賄えない生産コストの補てん

（１）過去の生産実績に基づく支払（固定払）

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの**生産・出荷実績に応じ**、それぞれの品目ごとに設定された**面積単価に基づく一定額の支払**として102,333百万円を措置します。

（２）毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの**品質別の生産量に応じ**、それぞれの品目ごとに設定された**数量単価に基づく支払**として52,574百万円を措置します。

【生産条件不利補正交付金（特会）１５４，９０６（１５３，１５３）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

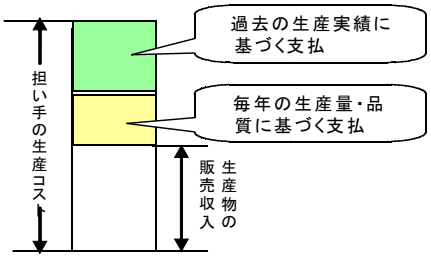

担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価［面積単価（全国平均）］	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価［数量単価］
小　麦	27,740円／10a	2,110円／60kg（Ａランク・１等の場合）
大　豆	20,230円／10a	2,736円／60kg（２等の場合）
てん菜	28,910円／10a	2,150円／トン（糖度17.1度の場合）
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円／10a	3,650円／トン（でん粉含有率17.4%の場合）

（注）面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

２．販売収入の減少に対する補てん

生産調整を実施する担い手の**当年産収入額**（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの収入額を合算）が、**標準的収入額**（過去５年の中庸３か年の平均収入）を下回った場合に、**その差額の９割を補てん**します。

対策加入者と国は１対３の割合で補てんの原資を負担し、国の負担分として75,756百万円を措置します。

なお、20年産からは20%の減収に備えた積立金拠出コースを新設しており、対策加入者は、予め**10%又は20%の減収に対応**しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

【収入減少影響緩和交付金（特会）　７５，７５６（５５，５１７）百万円】

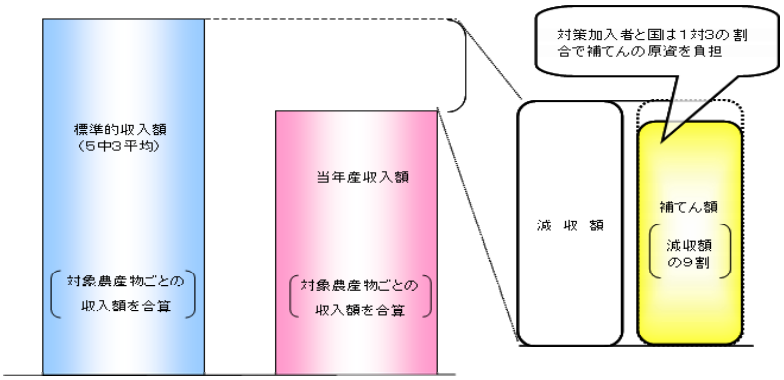

（その他の関連施策）

○水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展の促進

経営規模の拡大等に応じて**麦･大豆などの作付けを拡大した場合**の支援、**先進的な小麦産地やてん菜産地における品質向上等**への支援、地域における**大規模土地利用型農業のモデル経営体**への支援を行います。これにより、水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進します。

担い手経営革新促進事業　１４，７８０（１７，１００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

［担当課：経営局経営政策課（０３－３５０２－５６０１（直））］

別紙２

企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援

【農業法人経営発展支援事業　２００（０）百万円】

対策のポイント

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域の農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組に対し支援します。
また、法人経営の中核を担う優れた人材を養成するための研修プログラムの確立に向けた取組に対し支援します。

（例）
- 農業法人が**価格競争力のある作物を生産**し、地域の農業者等が**手間のかかる少量多品目の作物を生産**するなど**役割分担し、法人の持つ販路を活用して販売**を行う。
- 有機栽培等で生産された特徴のある**原料を安定調達したい食品メーカー**と、市場に左右されない**取引関係を築きたい農業者の双方が出資して法人を設立**し、経営管理や生産技術といった**それぞれの強みを活かした法人経営**を行う。
- 農業分野に**新規参入した建設会社等**が、例えば、**農業法人と提携**することにより、**農業法人の持つ販路を活用して販売**を行う。同時に、新規参入した建設会社等の**生産技術を向上**させるため、**農業法人から生産技術に関する指導**を受ける。

＜内容＞

１．農業法人を核としたネットワーク手法の実践に対する支援

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の**農業法人が、地域の農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成**することにより、これらの者が法人の販路を活かした販売を起点とした経営の実践、消費者ニーズを捉えた作物導入や商品開発など**農業界での「新たな経営展開の形」を目指す取組を支援**します。

事業採択に当たっては、**法人等の自由な発想を活かす**ため、あらかじめモデルを示すことはせず、**コンペ方式で提案**を行ってもらい、優良なビジネスプランについて、その**実現に必要な調査、新規作物の導入、新商品の開発等の活動を助成する形**をとります。

２．農業法人経営の中核を担う人材育成への支援

農業法人経営の中核を担う幹部となって**経営発展の原動力となる人材を大量に養成するため、法人経営を行っていく上で直面する課題や問題点の解決に結びつく研修プログラムの確立に向けた取組を支援**します。

農業法人経営発展支援事業　２００（０）百万円
補助率：定額、１／２以内等
事業実施主体：民間団体等

［担当課：経営局経営政策課　（０３－６７４４－２１４３（直））］

別紙３

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援

【２２３（１１５）百万円】

対策のポイント

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置し、農業再生委員会の設置促進や機能強化を図ります。

また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進し、経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継されるようにします。

＜内容＞

１．農業再生委員会の設置促進及び機能強化

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、**全国担い手育成総合支援協議会に弁護士、公認会計士等の専門家で構成する支援チームを設置**し、経営が困難となった**担い手からの相談**及び都道府県担い手育成総合支援協議会に設置された**農業再生委員会からの法務・税務等に関する相談への対応や農業再生委員会の設置運営に必要な専門家を紹介**します。

担い手育成支援事業　１３４（１１５）百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国担い手育成総合支援協議会

２．経営困難に陥った農業者の経営資源の円滑な承継

経営困難に陥った農業者の経営資源を農地保有合理化法人が買い入れる際に、農業再生委員会と連携して**適正価格の査定（デューデリジェンス）を実施し、担い手に円滑に売り渡す取組を支援**します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないよう、農地保有合理化法人が**一時管理する際の管理経費を支援**します。

農地保有合理化促進事業のうち経営再生支援事業（特会）　８９（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

担当課：経営局経営政策課　（０３－６７４４－２１４４（直））
金融調整課　（０３－６７４４－２１６７（直））

別紙４

担い手育成・確保支援対策の充実

【担い手育成・確保支援対策　１１，７７８（１０，４１２）百万円】

対策のポイント

担い手（認定農業者・集落営農組織）が効率的かつ安定的な農業経営へ着実に発展するよう、これまでの担い手育成・確保支援対策を継続的に実施します。

特に、担い手の数そのものの増加を図る“量的な拡大”の取組に加え、経営診断の実施、法人化の推進など、経営の合理化を図る“質的な向上（＝レベルアップ）”のための取組を強化します。

＜内容＞

１．経営診断・指導の推進

担い手育成総合支援協議会が、経営診断指導マニュアルに基づき、各種の**新たな支援策を活用する担い手を対象に簡易経営診断を実施**し、**診断結果を担い手に提示**して指導を行います。これにより、担い手の経営管理能力の向上と、青色申告・複式簿記記帳の実施の促進を図ります。

（担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会）

２．法人化への取組の推進

（１）農業用機械等の導入支援

認定農業者が、**法人化や新たな分野への進出**等を契機に、リースを活用して農業用機械等を導入する場合、**リース料の３／１０を上限に助成**します。

（担い手経営展開支援リース事業　６０２（６９７）百万円の内数
補助率：定額（リース料の３／１０以内等）
事業実施主体：民間団体）

（２）法人化の発展段階に応じた支援

法人化の必要性や法人化によるメリットの普及啓発を行います。また、**経営計画の策定費用、専門家への経営相談費用**など、法人設立準備段階から経営が安定する段階までの間の**各種活動の実施に要する経費について、一定額の範囲内で助成**します。

（担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会）

３．集落営農の組織化・経営安定

集落営農組織の立ち上げ・経営改善に必要な農家の意向把握や**専門家によるコンサルティング活動、経営の多角化・複合化**を図るための**新規作物導入へのチャレンジ**等、**集落営農の発展段階に応じた取組を支援**します。また、**リースを活用した農業用機械・施設等の整備を支援**します。

担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

担い手経営展開支援リース事業　６０２（６９７）百万円の内数
補助率：定額（リース料の１／４、１／２以内）
事業実施主体：民間団体

強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援
２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数
交付率：定額（１／２以内等）
事業実施主体：農業協同組合、第三セクター等

４．融資を主体とした投資を行う担い手への支援

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、**融資残の自己負担部分について補助金を交付**します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、**金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大**します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業　８，１３６（６，４８０）百万円
補助率：融資残額（３／１０上限）、定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

［担当課：経営局総務課　（０３－３５０２－６４３２（直））］

（２）食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

【農地の確保・有効利用の促進　１６，７４０（１０，５６７）百万円ほか】

対策のポイント

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、本年１２月に決定・公表した「農地改革プラン」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報の共有化等を推進します。

（農地の確保・有効利用の促進）

世界の食料事情が大きく変化する中で、国民に対して安定的に食料を供給するためには、**国内の食料供給力の強化**が必要です。そのためには、**最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保**し、**最大限有効利用していく**ことが重要です。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に７割程度を実現

＜内容＞

１．農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進　別紙１

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による**耕作放棄地等の引受け**、市町村農地保有合理化法人等による**農地の保全管理**、委任・代理等の方式で**農地を面的に集積**していく実証的な取組等を推進します。

【農地確保・利用支援事業（特会）　７，０７９（０）百万円】
【農地確保・利用推進体制支援事業（特会）　４８３（０）百万円】

２．農地情報の共有化等　別紙２

平成２１年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備し、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加することにより、市町村単位で**関係機関が共通して関連情報を活用できるよう支援**します。また、**貸出農地及び賃借料等に関する情報について、新規参入者等が全国どこからでもアクセスできる体制を整備**します。

【水土里情報利活用促進事業　８，０９７（９，６９９）百万円】
【農地情報共有化支援事業　１，０６２（８６８）百万円】
【農地情報提供支援事業　２０（０）百万円】

３．不在村地主の特定・意向確認　別紙３

耕作放棄地解消の一環として、**農地の有効利用に向けた取組に当たり障害**となっている**不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等**を実施します。

【担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数】

（その他の関連施策）

○面的集積の契機となる基盤整備の実施

基盤整備（公共）を契機とした面的なまとまりを重視した担い手への**農地の利用集積**を支援します。

経営体育成基盤整備事業（農地集積加速化型）（公共）
１９，１１１（５，０００）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

［担当課：経営局構造改善課　（０３－３５０１－３７４１（直））］

別紙１

農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

【農地確保・利用支援事業（特会）　７，０７９（０）百万円】
【農地確保・利用推進体制支援事業（特会）　４８３（０）百万円】

対策のポイント

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進します。

＜内容＞

１．地域の農地の受け手の状況に応じた、農地の確保・利用のための支援

都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、地域の農地の受け手の状況に応じて市町村段階で行われる取組を推進します。

（１）**特定農業法人等が耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地を引き受けて営農する場合**に必要な農業機械のリース代金等の支援

（２）農地の所有者からの申し出により、農地の借入等を行った**市町村農地保有合理化法人等が貸付先の受け手が確保されるまでの一定期間農地の保全管理を行う場合**の支援

（３）農地の所有者から委任・代理や転貸目的での貸借等を受けて農地を集めて**面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う場合**及び**面的集積された農地に対して小規模な基盤整備を行う場合**の支援

農地確保・利用支援事業　７，０７９（０）百万円
補助率：定額
実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、
（社）全国農地保有合理化協会

２．コーディネーターへの支援

面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う際に必要となる経費について支援します。また、その**取組を中心的に行うコーディネーターの活動費や研修費を支援**します。

農地確保・利用推進体制支援事業　４８３（０）百万円
補助率：１／２、定額
実施主体：都道府県、農業協同組合、市町村公社、
地域担い手育成総合支援協議会

［担当課：経営局構造改善課（０３－３５９１－１３８９（直））］

別紙２

農地情報の共有化等

【水土里情報利活用促進事業　８，０９７（９，６９９）百万円】
【農地情報共有化支援事業　１，０６２（８６８）百万円】
【農地情報提供支援事業　２０（０）百万円】

対策のポイント

平成２１年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備し、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加することにより、市町村単位で関係機関が共通して関連情報を活用できるよう支援します。

また、貸出農地及び賃借料等に関する情報について、新規参入者等が全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

（農地情報の共有化）

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関がバラバラに保有している状況にあります。

このため、これらの関係機関が、個々に保有している情報を共通の農地情報図として整備することで、例えば、面的集積の取組への活用、耕作放棄地解消対策の推進、農地法の許可事務、ブロックローテーション等作付体系の検討、基盤整備の賦課金徴収及び土地改良施設の維持・管理・更新などの業務を効率的に行えるようになります。

政策目標

平成２１年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備

＜内容＞

１．農地情報の共有化

（１）地図整備の推進と運用体制の構築

農地情報の共有化の基盤となる地図の整備を推進するとともに、共有情報を円滑に運用する体制の構築を支援します。

水土里情報利活用促進事業　８，０９７（９，６９９）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水土里情報利活用協議会等

（２）農地に関する情報と地図との結合等を推進

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の**農地に関する情報と地図との結合等を推進**します。

農地情報共有化支援事業　１，０６２（８６８）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会
地域水田農業推進協議会

２．貸出農地情報等の提供

貸出農地及び賃借料等の情報について、個人情報の保護に留意しつつ、新規参入者等が**全国どこからでもアクセスできる体制を整備**します。

農地情報提供支援事業　２０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：経営局構造改善課　０３－６７４４－２１４８（直））
農村振興局設計課（０３－３５０１－８３５９（直））

別紙３

不在村地主の特定・意向確認

【担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数】

対策のポイント

耕作放棄地解消の一環として、農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等を実施します。

＜内容＞

１．不在村地主等の特定

農業委員会が中心となって、**農地所有者の相続の発生等の状況等を把握し不在村地主等を特定**するとともに、**耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積の促進を支援**します。

（１）農地の利用実態の把握

①　農地の権利関係（相続の発生等）の状況や近隣農家等への聞き取り等による不在村地主の特定

②　農地所有者等の将来の農業経営（規模拡大）の意向把握

③　農地の有効利用のための阻害要因の分析

（２）不在村地主等把握のための支援

①　不在村地主に対する農地の利用状況及び今後の農地利用の意向確認

②　①の結果を踏まえた利用調整活動及び相続未登記の場合の登記の促進

２．相続登記の促進

不在村地主等の発生の一つの要因である**農地の相続未登記**を解消し、農地の有効利用を図る観点から、都道府県担い手育成総合支援協議会に**登記等の専門的知見を有する者を設置**します。

担い手アクションサポート事業　３，００６（２，２５０）百万円の内数
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

［担当課：経営局構造改善課　（０３－６７４４－２１５２（直））］

（３）食料供給コストの縮減

【食料供給コスト縮減対策　１１，１８１（１０，２１４）百万円】

対策のポイント

生産性や生産者の所得の向上を図るため、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進します。

（分野ごとの取組）

- 生産コスト縮減に向けて、低価格資材の供給、生産資材の流通の合理化、生産資材の効率利用及び革新的技術の導入等を推進します。
- 流通コスト縮減に向けて、物流の効率化、卸売市場改革、多様なニーズに対応する流通体系の構築等を推進します。
- 安価な資材・農機の提供、物流の合理化による配送コスト縮減等農協の経済事業改革を推進します。

政策目標

食料供給コストを「５年で２割縮減」

＜内容＞

１．生産コスト縮減に向けた取組

① 農業機械**のレンタルサービスの展開により、農業生産コストの縮減を図るため、**レンタルサービスに関するガイドラインの策定、農業者にレンタルする高性能な農業機械の整備等、レンタルビジネスの確立に向けた取組を支援する。

農業支援ニュービジネス創出推進事業
４２４（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

② コスト縮減に資する**農業機械の実用化に向けた研究開発**を推進します。

（独）農業・食品産業技術総合研究機構運営費交付金の一部
１，８４２（１，８１４）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

③ 新技術等の導入と未活用労働力・資本の活用等により、**革新的な営農モデルの構築・普及**を推進します。

生産性限界打破事業　３６６（７０３）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

④ **集出荷貯蔵施設等の共同利用施設や作業用機械の整備**により、農業生産の省力化を図り、生産コストの削減等による産地の競争力強化を図ります。

【強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に関する取組
２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【未来志向型技術革新対策事業　３，３９６（４，７９３）百万円の内数】

⑤　漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施等により、一層の省エネと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、**国際競争力があり、厳しい経営環境でも操業できる漁業経営体への転換**を図ります。

（水産業体質強化総合対策事業のうち漁船漁業構造改革総合対策事業
５，７４３（５，０００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

２．流通コスト縮減に向けた取組

①　食品流通分野における**共同配送や受発注書類の統一化等を推進する上での問題点の調査・分析や解決方策の検討**を支援します。

（効率的食品流通取引基盤確立推進事業　１９（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

②　作業コストの削減や鮮度・品質の保持に効果がある「通い容器」の普及を促進するため、**回収・再利用等の管理システムの構築**を支援します。

（新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業　１５９（２１５）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

③　食品小売業における加工廃棄ロスの低減等、**経営コストを縮減させるための新たな取組の実証・普及**を行うとともに、産地や生産工程、調理方法等の商品情報について、対面販売を生かした消費者への提供能力を向上させる取組を支援します。

（食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業　３６（７０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

④　**卸売市場の再編や市場機能の充実に資するための施設整備**、農業者と食品産業等の実需者が広域連携し農畜産物等を効率よく配送・販売するための**加工・流通拠点施設の整備**等を行います。

【強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設整備対策
２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【広域連携アグリビジネスモデル支援事業のうち加工・流通拠点整備事業
５０９（７６２）百万円の内数】

⑤　産地と小売業者等の実需者との間の**直接取引**を支援します。

（国産水産物安定供給推進事業　１，２００（１，２００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

３．その他の取組

以上の取組のほか、改正卸売市場法による卸売手数料の弾力化（平成２１年度～）や、農協の経済事業改革の推進等を実施します。

（担当課：生産局技術普及課　（０３－３５０１－０９８４（直））
総合食料局流通課　（０３－３５０２－８２３６（直））
水産庁沿岸沖合課　（０３－６７４４－２３４３（直））

（４）農業用水の安定的供給の確保

【農業用水安定供給確保対策　１９１，５０５（２０３，９１２）百万円】

対策のポイント

既存ストックの有効利用を図り、農業水利施設の整備、更新等を適切に実施することにより、安定的な用排水供給機能を確保しながら、担い手への農地集積にも貢献し、食料供給力の強化を図ります。

（農業用水）

我が国の農業用水使用量は年間約550億㎥であり、水使用量全体の約2/3に相当します。

（既存ストックとは）

基幹的な農業用用排水路の延長は約４万７千㎞、ダム・頭首工・用排水機場等は約７千箇所となっており、今後は膨大な農業水利施設を効率的に更新していくことが重要です。

政策目標

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

＜内容＞

１．担い手への農地集積と合わせた安定的な用水供給機能の確保

かんがい排水事業等による基幹的な農業水利施設の整備区域内において、末端の農業水利施設を一体的に整備し、併せて担い手への農地集積を促進します。

水利区域内農地集積促進整備事業（公共）　３００（０）百万円
補助率：１／２
事業実施主体：都道府県

２．最小限のコストによる農業水利施設機能の保全

農業水利施設の機能を効率的に保全するため、ストックマネジメントの推進を図り、機能診断に基づく保全対策を実施します。

【地域農業水利施設ストックマネジメント事業（公共）　２，０００（０）百万円】
【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共）　６，２６６（６，５００）百万円】

３．農業水利施設の適切な整備・更新

かんがい排水事業により、基幹的な農業水利施設の整備・更新等を行います。

【国営かんがい排水事業（公共・特会）　１８２，９３９（１９７，４１２）百万円】

［担当課：農村振興局水資源課　（０３－３５０２－６２４６（直））］

（５）政策の展開を支える農林水産統計の実施

【政策の展開を支える農林水産統計　１１，９０９（７，１５４）百万円】
（うち農林漁業センサスを除く額　　５，８６６（５，７０１）百万円）

対策のポイント

調査業務について最大限の手法の効率化を図りつつ、重要施策の推進に必要となる統計調査を着実に実施します。

（農林水産統計の課題）

○　総人件費改革（農林水産統計地方組織の定員を4,132人（平成17年度）から平成22年度までに2,228人へ半減）に対応するため、職員調査は原則として廃止し、国の財政支出に直結する２調査（米の生産統計及び農業経営統計）の一部に限定します。

その他の調査については、調査の廃止を含め、市場化テスト（公共サービス改革法に基づく包括的民間委託）の導入等の民間委託により、徹底したアウトソーシングを推進します。アウトソーシングした調査については、回収率の低下や誤差の拡大等の課題に的確に対応します。

○　米の生産統計及び農業経営統計については、最大限の手法の効率化を図りつつ、食料供給力の維持・向上のために講じられる米政策改革や水田・畑作経営所得安定対策と一体的に実施します。

政策目標

食料供給力の維持・向上のために講じられる農林水産政策の基礎となる統計調査を国の責任の下で実施し、広く一般にも提供

＜内容＞

１．アウトソーシング・ＩＴ化による調査業務の効率化の推進

①　平成20年度の３調査への導入に引き続き、市場化テストの対象に２調査を追加します。

②　アウトソーシングに伴う調査誤差の拡大等の諸課題を解決するための対応として、民間調査員の育成に係る研修の充実等を行います。

③　ＩＴの活用等による調査の効率化として、農家経営に関するデータの収集に際しての経営管理ソフトの活用、青色申告データの活用による郵送調査化の推進等を行います。

２．農政上の重要施策の推進に不可欠な統計データの把握

米政策改革や水田・畑作経営所得安定対策等の農政上の重要施策の推進に伴い、国が行う財政支出の根拠となるデータを把握します。

①　米政策に関連して、米の作付面積・収量について、国の統計値と生産現場の実感とのギャップを解消すべく、米の生産統計調査を実施する中で適切に対応します。

特に、水稲作付面積のかい離の解消に向けて、限られたマンパワーを重点化しつ

つ、地域水田協議会と連携した実測調査を継続するとともに、

・　関係者との共通認識を醸成するための高精度衛星画像や航空写真を活用した科学的検証

・　水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とする、衛星画像データとＧＩＳデータ（水土里ネット）との重ね合せによる面積求積手法の開発

を行います。

②　水田・畑作経営所得安定対策等に関連して、これら施策の基礎となる、担い手や集落営農の経営実態・生産コストの状況等をより迅速かつきめ細やかに把握するため、農業経営統計調査を着実に実施します。

３．農林水産政策の基礎インフラとしての統計データの整備

①　我が国農林業の生産・就業構造や農山村地域の実態を総合的に把握し、政策の企画・立案に係る基礎資料を整備するため、５年ごとに全ての経営体を対象として行うセンサス（2010年世界農林業センサス、調査期日：平成22年２月）を実施します。

②　食料供給コスト縮減アクションプランに関連して、食料供給コストを把握する調査を実施します。

［担当課：大臣官房統計部管理課　（０３－３５０２－５６２１（直））］

政策の展開を支える農林水産統計の実施　概算決定59億円（農林漁業センサス込み119億円）

農林水産統計の課題

〈総人件費改革に対応した業務・組織の大改革〉

- **農林水産統計職員を大幅に削減し、他府省へ配置転換**

＜地方統計職員＞

4,132人（H17年度定員）　⇒　2,228人（H22年度定員）

H19年度から4年で半減

〈徹底したアウトソーシングの推進〉

- **調査の廃止を含め、市場化テスト等の民間委託により徹底したアウトソーシング**

→ アウトソーシングした調査については、回収率の低下や誤差の拡大等の課題に的確に対応

〈職員調査は、財政支出に直結する調査（米の生産統計及び経営統計の一部）に限定〉

- **最大限の効率化を図りつつ、食料供給力の維持・向上のために講じられる米政策改革及び水田・畑作経営所得安定対策と一体的に実施**

	（H17年度）	（H22年度）
職員調査	19調査	（2調査）（米の生産統計・経営統計の一部のみ）
調査員調査	7調査	11調査
郵送調査・オンライン調査	6調査	17調査（うち2調査のうち一部は職員調査）
合計	32調査	28調査

平成21年度における主要な取組

アウトソーシング・IT化による調査業務の効率化の推進

① 市場化テスト（公共サービス改革法に基づく包括的民間委託）の導入の推進

- 平成20年度の3調査への導入に引き続き、市場化テストの対象に2調査を追加

② アウトソーシングに伴う諸課題の解決を図るための対応

- 民間調査員（全国で約2万人）の育成に係る研修の充実　等

③ ＩＴの活用等による調査の効率化

- 農家の経営データの収集に際しての経営管理ソフトの活用、青色申告データの活用による郵送調査化の推進　等

農政上の重要課題の推進に不可欠な統計データの把握

① 米の作付面積・収量の調査について、国の統計値と生産現場の実感とのギャップを解消すべく適切に対応

→　水稲作付面積のかい離の解消に向けて、

- 限られたマンパワーを重点化しつつ、地域水田協議会と連携した実測調査の継続
- 高精度衛星画像や航空写真を活用した科学的検証
- 衛星画像データとＧＩＳデータ（水土里ネット）との重ね合せによる面積求積手法の開発

を実施

② 担い手や集落営農の経営実態、生産コストの状況等の調査をより迅速にかつきめ細かく実施

農林水産政策の基礎インフラとしての統計データの整備

- 2010年世界農林業センサスの実施
- 食料供給コストを把握する調査の実施（食料供給コスト縮減アクションプランに関連）　等

４．農林水産分野における省エネ・省資源化の推進

【省エネ・省資源化の推進　　８９，９８６（７４，２１６）百万円の内数】

対策のポイント

省エネ型の機械・設備の導入や、効率的な施肥体系の導入による省資源化などの対策を講じ、農林漁業者の経営体質の強化を推進します。

（原油・肥料価格の推移と影響）

近年**大幅に上昇した原油価格**は、本年７月には過去最高値※（１４５．２９ﾄﾞﾙ／バレル）を記録した後急落したものの、依然として**価格の先行きは不透明**であることから、この影響を受ける農林漁業用Ａ重油やガソリンなどの燃油を多く使用する漁業や施設園芸を中心に、今後も農林漁業経営への影響が懸念されています。

また、原油価格の高騰や世界的な穀物価格の上昇などを背景に、**肥料価格も大幅に上昇**しており、これらを使用する農家への影響が懸念されています。

※　ニューヨーク商業取引所で取引される、世界的な原油の指標価格であるＷＴＩ原油の終値として。

＜内容＞

１．農業分野における対策

（１）原油価格の変動に対応した省エネルギー技術・設備の導入促進

原油価格の変動に対応するため、**省エネルギー型機械・設備や木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプ等の先進的加温システムの導入**に対する支援を実施します。

【強い農業づくり交付金（原油高騰対策に係るメニュー追加）
２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【省石油型施設園芸技術導入推進事業　１，０１１（３７５）百万円】
【施設園芸脱石油イノベーション推進事業　１００（１５６）百万円】
【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業
４９（５７）百万円】
【省エネ技術・機械等普及推進事業　１４１（０）百万円】

（２）肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進

肥料コストの一層の低減を図るため、施肥低減効果の高い新技術の導入等による施肥体系への転換等を支援します。

施肥体系緊急転換対策　１，１８１（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

２．林業分野における対策

原油価格の変動に対応し、**未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利用**するためのチップ・ペレット等の生産・流通体制の整備、バイオマス発電施設、公共施設等のボイラー等の整備や、木材産業の体質強化等を図るための、**加工・流通の合理化等に資する設備**（木くず焚ボイラー等）の導入などを推進します。

【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】

【木質資源利用ニュービジネス創出事業　５４２（５７３）百万円の内数】

【木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業　５００（０）百万円の内数】

３．漁業分野における対策

Ⅴ（１）において詳述

（１）水産業体質強化の総合的推進

省エネ・省人・省力化や、資源水準に見合った漁業体制を構築するための休漁・減船等への支援を強化するとともに、引き続き漁船漁業の構造改革を進めることにより、**一層の省エネルギーと収益性重視の操業・生産体制への転換**を促進します。

【水産業体質強化総合対策事業　１４，２４３（５，０００）百万円】

（２）漁業の収益力強化のための施設整備

産地販売力の強化、燃油コストの削減に資する施設（燃油タンク、船舶給電施設等）の整備や、既存施設の改築等による**漁業の収益力強化**を推進します。

強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数
交付率：定額（１／２等）
事業実施主体：地方公共団体、漁業協同組合等

４．その他関連対策

（１）原油・肥料価格の変動に対応するための技術の開発

省エネ型の農業機器や漁ろう機器等の開発、化学肥料の削減などによる**省資源型農業確立のための技術開発**を実施します。

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数】

【地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発　２１０（０）百万円】

【漁船等省エネルギー・安全推進事業　８５５（０）百万円】

（２）バイオマスの利活用の推進

化石燃料を代替するバイオ燃料や、食品残さを活用した飼料、家畜排せつ物由来のたい肥など、**バイオマスの利活用**を推進します。

【地域バイオマス利活用交付金　１１，１６４（１１，１２９）百万円】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業　２，４６７（３，２３７）百万円】

（３）農村地域への小水力発電施設の導入

農業水利施設を利用した**小水力発電施設の新設等**により、土地改良施設の維持管理費の節減や化石燃料由来エネルギーへの依存の低下を図ります。

地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等（公共）
１，０００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区

［担当課：大臣官房環境バイオマス政策課　（０３－３５０２－８４６６（直））］

農林水産分野における省エネ・省資源化の推進

【平成21年度概算決定額　900億円の内数】

農林業や漁業における省エネなどの構造転換対策、効率的な施肥体系の導入、未利用木質資源などバイオマス利活用の促進などの対策を一体的に講じ、農林漁業者の経営体質を強化。

農林業

○ 原油価格の変動に対応した省エネ設備等の導入促進

省エネルギー型機械・設備や木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプ等の先進的加温システムの導入などを支援。

園芸用ヒートポンプ

【強い農業づくり交付金（原油高騰対策に係るﾒﾆｭｰ追加）　244億円の内数】
【省石油型施設園芸技術導入推進事業　10億円】
【施設園芸脱石油イノベーション推進事業　1億円】
【省エネ技術・機械等普及推進事業　1億円】等

○ 肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進

施肥低減効果の高い新技術の導入等、肥料コストを一層低減する施肥体系への転換などを支援。

局所施肥技術

【施肥体系緊急転換対策　12億円】

○ 未利用木質資源の利用と木材産業の体質強化

未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利用するための体制の整備や、木材産業の経営体質の強化を図るための施設整備などを推進。

木質ペレット・ボイラー

【森林・林業・木材産業づくり交付金　132億円の内数】
【木質資源利用ニュービジネス創出事業　5億円の内数】
【木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業　5億円の内数】

漁業

○ 水産業体質強化の総合的推進

省エネ・省人・省力化や、資源水準に見合った漁業体制を構築するための休漁・減船等への支援の強化、漁船漁業の構造改革により、一層の省エネルギーと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進。

発光ダイオード式集魚灯

【水産業体質強化総合対策事業　142億円】

○ 漁業の収益力強化のための施設整備

産地販売力の強化、燃油コストの削減に資する施設（燃油タンク、船舶給電施設等）の整備や、既存施設の改築等による漁業の収益力強化を推進。

漁業用燃油タンク

【強い水産業づくり交付金　77億円の内数】

技術の開発など

○ 省エネ・省資源化の技術の開発

省エネ型の農業機器や漁ろう機器等の開発、省資源型農業確立のための技術開発を実施。

穀物遠赤外線乾燥機

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業　65億円の内数】
【地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発　2億円】
【漁船等省エネルギー・安全推進事業　9億円】

○ バイオマスの利活用の推進

化石燃料を代替するバイオ燃料や、食品残さを活用した飼料、家畜排せつ物由来のたい肥など、バイオマスの利活用を推進。

バイオエタノール製造施設

【地域バイオマス利活用交付金　112億円】
【ソフトセルロース利活用技術確立事業　25億円】

○ 農村地域への小水力発電施設の導入

農業水利施設を利用した小水力発電施設の整備により、土地改良施設の維持管理費や、化石燃料由来エネルギーへの依存を低減。

小水力発電施設

【地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等（公共）10億円】

５．食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

（１）食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実

①　食品の安全確保

【食品安全確保対策　２，４８０（２，４６６）百万円】

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めます。

（背景）

・人口の増加などによる世界の食料需給のひっ迫が見込まれる中、バイオ燃料需要の拡大、異常気象などにより、穀物価格が高騰するなど**世界の食料供給は不安定化しています**。

・一方、冷凍食品による薬物中毒事案や中国産加工食品におけるメラミン検出などを背景として、**消費者の食品安全に対する不安が高まっています**。

政策目標

国産農畜水産物の安全を確保するため
特定の有害物質等の摂取量が許容量を超えないように抑制

＜内容＞

１．フードチェーンにおけるリスク管理の推進を通じた安全な国産農畜水産物の供給

食品の安全を確保するために、「後始末より予防」の考え方に立って、**生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全を確保する取組**を進めます。

①　生産や加工・流通段階で有害微生物や有害化学物質に汚染された食品による健康への悪影響を未然に防止するため、生産方法の改善など、科学的な根拠に基づいた対策実施の前提となるノロウイルスやカドミウム等の含有・汚染実態の調査・分析とリスク低減技術の開発等を推進

②　先進的な生産工程管理を行うモデル地区を構築するとともに、農業生産工程管理手法（ＧＡＰ）の点検項目、取組内容等に関するデータベースを作成し、地区の取組を支援

③　国産畜産物の安全を確保するため、畜産経営におけるＨＡＣＣＰ方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物等によるリスクを低減

④　農薬使用に係る安全確保のため、農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験、作物残留性試験に係るＧＬＰ（試験の適正実施に係る基準）の導入に向けた研修の実施

⑤　動物用医薬品の適正使用を図り、安全な畜産物の供給に資するため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充

⑥　動物性加工残さ（ハム等加工残さ）の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進

（食品安全確保調査・試験事業　　１，０３８（９６１）百万円
（微生物リスク管理対策事業　１２３（１１４）百万円）
（有害化学物質リスク管理対策事業　２０４（２２７）百万円）
（生産資材安全確保対策事業　７１１（６２０）百万円）

【生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
５３６（５４９）百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数】

【先進的総合生産工程管理体制構築事業　６３３（８０８）百万円】

【農場生産衛生向上体制整備促進事業　４７（３９）百万円】

【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

【流通飼料対策事業　１４（０）百万円】

２．国際基準等の策定への積極的な対応

①　食品安全、動植物検疫に関する国際基準を導入するための途上国への総合的な能力の底上げを実施する「規格及び通商開発機構」に拠出することにより、食糧問題の解決への貢献を果たすとともに、輸入食料の安全性の確保を図ります。

②　コーデックス等の国際基準に我が国の実情を的確に反映させるため、関係国との意見交換等を引き続き実施します。

【国際基準導入による途上国の食糧増産・貿易推進支援事業　２９（０）百万円】

【ＳＰＳ関連調査・推進活動費　２４（２４）百万円】

（担当課：消費・安全局消費・安全政策課（０３－３５０２－５７２２（直））
国際基準課　（０３－３５０２－８７３２（直））
農産安全管理課　（０３－３５０１－３７６７（直））
畜水産安全管理課　（０３－３５０２－８２０６（直））
動物衛生課　（０３－３５０２－８２９２（直））
生産局技術普及課　（０３－６７４４－２１１０（直））
農林水産技術会議事務局研究推進課　（０３－３５０２－５５３０（直））
研究開発官（食の安全、基礎・基盤）
（０３－３５０２－７４３０（直））

フードチェーンにおける国産農畜水産物等の安全確保に向けた取組

農畜水産物生産

GAP（農業生産工程管理手法）の導入：先進的な生産工程管理モデルの構築、点検項目や手法のデータベース構築によるGAP導入の加速化　【先進的総合生産工程管理体制構築事業】

農場HACCPの導入：畜産経営において、効果的な飼養衛生管理を行うHACCP方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物等によるリスクを低減　【農場生産衛生向上体制整備促進事業】

農薬の適正な使用・管理：農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験等の実施　【生産資材安全確保対策事業】

動物用医薬品の適正な使用：動物用医薬品の適正使用を図るため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充　【生産資材安全確保対策事業】

飼料の効率的な使用：動物性加工残さ（ハム等加工残さ）の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進　【流通飼料対策事業】

製造・加工・流通

HACCP（危害分析重要管理点方式）の導入：
食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止

消費者

安全な国産農畜水産物等の供給

標準手順書に基づくリスク管理の推進：科学に基づいたリスク低減対策等の推進に必要な実態調査の実施等により、有害微生物や有害化学物質による健康への悪影響を抑制　【微生物リスク管理対策事業】【有害化学物質リスク管理対策事業】

- **有害微生物（例：サルモネラ）**「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」の策定及び導入の推進
- **カビ毒（例：デオキシニバレノール、ニバレノール）**汚染を低減するため「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を策定
- **調理・加工で生成する有害化学物質（例：アクリルアミド）**アクリルアミドが生成しにくい調理・加工法やアクリルアミドの摂取量が少なくなるような食生活について、ホームページで情報を提供

②　消費者の信頼確保

【食品に対する国民の信頼確保　１，４３７（１，３１１）百万円】

対策のポイント

①　食品表示について監視・指導を徹底するとともに、食の安全に関する情報・相談活動を強化します。
②　食品の安全や消費者の信頼確保に向けた意欲的な事業者の取組を促すため、民間の主体がこれら事業者の取組を適正に評価・奨励する枠組みの改善と普及を進めます。
③　食品事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の徹底、ＨＡＣＣＰ手法の導入の促進、より効果的なトレーサビリティの確立・普及を図ります。

（背景）

・消費者の食品、食品事業者に対する信頼を揺るがす食品の表示偽装や薬物中毒事案の続発を契機に「生活者や消費者が主役となる社会」の構築が政府の課題となっています。
・消費者ニーズが多様化する中、食に対する消費者の信頼向上を図るためには、食品事業者の意欲的な取組が適正に評価・奨励され、活性化するよう、環境を整えることが必要です。
・生産された食品がどのようなルートを通ってどこへ販売されたかを把握し、食中毒等の発生時に食品回収や原因究明を迅速に行える仕組みが必要です。

政策目標

○　監視指導及び食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化により、消費者の信頼を確保
○　食品事業者等の主体的取組を促すことで、食に対する信頼を向上

＜内容＞

１．食品表示の監視指導・啓発の推進

国民の協力により食品表示の監視を充実させるため、食品表示ウォッチャーによる表示チェックと農林水産省の監視指導との連携を強化します。

また、食品事業者に対する指導を充実するため、適正な食品表示の方法等を食品事業者が学ぶための講座を開催します。

食品表示適正化総合対策事業　２９１（３０５）百万円
事業実施主体：民間団体等

２．食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化

①　食の安全に関する施策を幅広く周知し、消費者等の意見を適切に反映させるため、リスクコミュニケーション等の充実・強化を図ります。
②　消費者から寄せられる幅広い相談や問い合わせに迅速に対応するための消費者相談システムの機能強化等を図ります。

【消費者情報対策事務費　３１（２７）百万円】
【消費者行政推進事務費　１７（１９）百万円】

３．食品事業者による食品の安全や消費者の信頼確保に向けた積極的な取組の促進

食品の安全や消費者の信頼確保に向けた食品事業者の意欲的な取組について、民間の主体が適正に評価・奨励するための枠組みを、具体的な活用を通じた検証により改善し、普及します。

（食への信頼向上活動促進事業　１６０（１５１）百万円
事業実施主体：民間団体等）

４．行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底に向け、食品業界における企業行動規範や品質・衛生管理マニュアル、事故対応マニュアルの策定等を支援します。

（食品企業信頼確保対策推進事業　１６５（１６９）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

５．ＨＡＣＣＰ手法の導入の促進

①　中小食品製造業におけるＨＡＣＣＰ手法の普及・定着に必要となる人材を育成するための研修やＨＡＣＣＰの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進します。

②　漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたＨＡＣＣＰ手法の導入や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのＨＡＣＣＰ手法の導入等を支援します。

【食品産業ＨＡＣＣＰ等普及促進事業　１７８（１５０）百万円】
【水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業　１０９（０）百万円】

６．トレーサビリティの推進

入荷ロットと出荷ロットの関係が分かるよう、出荷ロット毎の原料の入荷先の記録や、入荷ロットを小さく区分した場合における区分ごとの出荷伝票の保存など、きちんと詳細な情報を残すことによって、より迅速に問題となる食品の絞り込みができる効果的なトレーサビリティのモデルを実証します。

（トレーサビリティロット管理方式実証事業　２０（０）百万円
補助率：１／２以内
事業実施主体：民間団体等）

（担当課：消費・安全局表示・規格課　（０３－３５０２－５７２４（直））
消費・安全政策課（０３－３５０２－５７１６（直））
消費者情報官　（０３－３５０２－８５０４（直））
総合食料局食品産業企画課　（０３－３５０２－５７４３（直））
食品産業振興課　（０３－６７４４－２２４９（直））
水産庁加工流通課　（０３－３５０２－４１９０（直））

③　動植物の防疫対策の推進

【動植物の防疫の強化　７，１４９（７，４３９）百万円】

対策のポイント

家畜の伝染病や作物に有害な病害虫などの海外から我が国への侵入防止と国内での発生･まん延防止の徹底を図り、食料の安定供給を確保します。

（背景）

・韓国を含むアジア地域を中心とした高病原性鳥インフルエンザの発生増加、人や物流の増加など、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病や植物に有害な病害虫の侵入リスクが高まっています。

・家畜の伝染性疾病や作物病害虫の侵入防止と国内における発生・まん延防止措置の強化により、国産農畜水産物の安定的な供給を図る必要があります。

政策目標

○　国内における家畜伝染病・養殖水産物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止

○　我が国に未発生又は一部にのみ存在する病害虫の侵入・まん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築

＜内容＞

１．アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の推進

高病原性鳥インフルエンザが国境を越え拡散している現状を踏まえ、家きん段階で早期に撲滅し、新型インフルエンザの発生防止にも資するよう、アジア各国の防疫対策を推進します。

また、我が国の高度な家畜衛生管理技術を活用した国際貢献として、口蹄疫、豚コレラ等の防疫体制の強化を図るため、ＯＩＥに認定された我が国の研究機関が中心となって、アジア地域における途上国のナショナルラボラトリーの診断能力を向上するための取組を支援します。

【アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム　６８（７１）百万円】

【重要動物伝染病国際貢献事業　２０（０）百万円】

２．家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

動物検疫所において、動物及び畜産物の輸入検査を実施し、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止します。また、我が国への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全を期すため、発生地域からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置のほか、靴底及び車輌消毒の充実を図るなど水際での一層の検査体制の強化を図ります。

【動物検疫所の検疫事業費　１，００８（８３８）百万円の内数】

３．家畜の生産段階における疾病の清浄化等

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化や死亡牛検査のための地域の取組を引き続き推進します。また、畜産経営におけるＨＡＣＣＰ方式を推進し、生産から食卓まで一貫した畜産物の有害微生物等によるリスクの低減を図ります。

【家畜衛生対策事業　２，５６０（２，９１０）百万円】

【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

４．人獣共通感染症等に対する危機管理の強化

我が国への侵入が懸念される高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について、新たな診断手法の実用化や、疾病の発生状況の分析、各疾病の特性に応じた防疫対応のシミュレーションを踏まえたリスク管理措置の検討等を行います。また、鳥インフルエンザやＢＳＥ等の人獣共通感染症について、検査の迅速化技術の開発等対策技術の高度化及び国内発生時の緊急的な病性鑑定技術等制圧技術の開発を行います。

【家畜伝染病危機管理体制整備事務費　５２（０）百万円】
【鳥インフルエンザ、ＢＳＥ等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発
６９１（７００）百万円】

５．家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施

①　家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が行う検査等に必要な費用の負担、殺処分された家畜に対する手当金の支払い等を行います。
②　防疫作業用の機器の配備により、迅速かつ効率的な家畜防疫を推進します。

【家畜伝染病予防費　３，５９０（３，５９０）百万円】
【家畜伝染病まん延防止体制強化整備事務費　４９（３６）百万円】

６．水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

魚介類における伝染病の発生予防及びまん延防止のため、水産用医薬品の開発促進等を行います。なお、平成２１年度からは、我が国未侵入病原体による我が国水産動物に対する危険性の評価に必要な感染試験等を実施します。

（水産防疫技術対策事業　４４（４４）百万円
事業実施主体：民間団体等）

７．植物検疫体制の強化

①　作物に有害な病害虫の海外からの侵入を防止するため、植物防疫所で検査を行うとともに、国内において重要病害虫の防除を推進します。なお最新の科学的知見に基づいて、病害虫の危険度を解析（ＰＲＡ）し、我が国の農業に有害な病害虫を確実に検疫するための取組を強化します。
②　輸出促進に資するため、集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、輸出産地に対する相手国の病害虫の検疫措置に関する説明会等を通じた植物検疫面からの助言・指導を強化します。

【植物防疫所の検疫事業費　１，４７４（１，４０４）百万円の内数】

８．環境に配慮した病害虫管理体制の構築

病害虫が発生しにくい環境づくりや、物理的防除、天敵などを最適に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を引き続き推進します。

【ＩＰＭ技術評価基準策定・情報提供事業　７５（８８）百万円】
【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】
【植物防疫対策事業費　６５（４９）百万円の内数】

（担当課：消費・安全局動物衛生課　（０３－３５０２－５９９４（直））
畜水産安全管理課　（０３－３５０２－８２０６（直））
植物防疫課　（０３－３５０２－５９７６（直））
農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）
（０３－３５０２－７４３０（直））

④　食育の推進

【食育の推進　２，６６８（２，８４０）百万円】

対策のポイント

①　生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進します。
②　教育ファームの取組を推進し、自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることについての国民の理解を深めます。

（背景）

・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
・子供の栄養改善の場から食材の生産や加工・流通、食文化、望ましい食習慣などを学ぶ場へと学校給食の位置づけが変化しています。
・消費と生産現場との距離が拡大する中で、学校等の教育の場や家庭などにおいて、食生活が自然の恩恵や農林漁業者を始め多くの方々の努力によって支えられていることを子供、若者等に具体的なかたちで伝えることが重要です。
・我が国は食料の多くを海外に依存し、食料自給率が先進国の中で最低水準であるなど安定的な食料供給への不安要因が拡大している現状から、地産地消や「日本型食生活」の普及、消費者と生産者の信頼関係の構築等の取組が重要です。

政策目標

○「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合：３０％（２２年度）
○　市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合：６０％（２２年度）

＜内容＞

１．「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

食育に熱心に取り組む食育先進地において、児童・生徒等を対象とした、食生活の改善や地域の食文化の理解の促進等を図るため、関係者の連携の下、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の効率的・効果的な普及・啓発を行う取組を支援します。

また、米などの食料自給率向上に資する重要な戦略品目の摂取改善に向けた取組を推進します。

２．「教育ファーム」の推進

点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材の作成などを引き続き行います。

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円】
【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

［担当課：消費・安全局消費者情報官（０３－３５０２－８５０４（直））］

（２）食と農のつながりの深化に向けた取組

【食と農のつながりの深化　３，４１４（３，０１９）百万円】

対策のポイント

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

（地産地消の現状）

- 全国の**直売所は約１万３千ヵ所**、うち農協や市町村が常設しているものは**約3,000ヵ所**
- 農協や市町村等が運営する直売所１ヵ所当たりの地場農産物の年間販売額は**約6,000万円**
- 農協等が設置した**農産加工場は1,686ヵ所**、地場農産物は総仕入額の**約８割**
- **約８割**の小中学校で学校給食に地場農産物を使用しており、**７割**が地場農産物の利用を増やす意向

政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合
平成２２年度までに３０％以上

＜内容＞

１．地産地消の推進

（１）地産地消のモデル的な取組に対する支援

①　地域全体で地産地消に取り組む従来の「地産地消モデルタウン」に加え、**学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給**する取組や、**量販店等において地場産物を販売するインショップ**の取組など、モデル的な取組を支援します。

②　農産物直売所を中心として、**高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制**を確立するため、新規作物の導入、リース方式でのハウス導入、高齢者でも対応できる集出荷システムの構築などを支援します。

地産地消モデルタウン事業　４５０（３２１）百万円
補助率：１／２以内
事業実施主体：民間団体等

（２）地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援

強い農業づくり交付金の中に「特別枠」を設け、地産地消の活動に必要な**直売所や加工処理施設などの整備**を進め、各地の優れた取組を支援します。

強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）　５００（５００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

（３）地産地消の推進活動に対する支援

地産地消のコーディネーターの育成に加え、量販店ＯＢなどのアドバイザーの活用により、地産地消の中核施設である**直売所の経営改善・高度化**を図ります。

（地産地消推進活動支援事業　２１（１３）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

２．国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産農産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、**多角的に食料自給率の向上**を図ります。

（国産食料品等ポイント活動モデル実証事業　８０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

３．農林漁業に関する体験活動の促進

小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の取組等を通じて、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進します。これにより国民の食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図ります。

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業　６４０（０）百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
３４，９１５（３０，５４６）百万円の内数】
【漁村地域力向上事業　１０４（１０３）百万円】
【森林・林業体験交流促進対策（特会）　７３（０）百万円】

４．「教育ファーム」の推進

農作業等の体験を通じ、食生活が自然の恩恵や農林漁業者をはじめ多くの方々の努力に支えられていることへの理解を深めるため、「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円の内数】
【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

（担当課：生産局技術普及課　（０３－６７４４－２１１０（直））
大臣官房食料安全保障課　（０３－６７４４－２３９５（直））
農村振興局都市農村交流課（０３－３５０２－００３０（直））
消費・安全局消費者情報官（０３－３５０２－８５０４（直））
水産庁防災漁村課　（０３－６７４４－２３９２（直））
林野庁業務課　（０３－３５０３－２０３８（直））

６．先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発揮

（１）イノベーションを先導する技術開発の加速化

【技術イノベーション対策　６，００６（５，３６８）百万円】

対策のポイント

省エネ化・省資源化、米粉利用の加速化、国際的な食料問題の解決に向けた研究開発を強化します。

（農林水産研究開発をめぐる情勢）

・資材価格の高騰：肥料原料価格は過去５年で約２～３倍に

・国際的な農産物価格の上昇：小麦、トウモロコシ、大豆等の価格は一昨年秋頃に比べ１．３～１．８倍に

（省エネ化を図る技術）

・ＬＥＤ（発光ダイオード）等を用いた光の利用技術：ＬＥＤは従来の光源（白熱灯や蛍光灯）に比べて長寿命で、少ないエネルギーで発光するという長所を持ち、様々な分野で注目されています。農林水産分野においても、ＬＥＤ等を活用した新たな技術が期待されています。

（米粉利用の加速化）

・米粉利用に適する多収品種：米粉利用の加速化のためには、実需者評価を踏まえた多収品種の選定が必要です。これまでに、パン用にはアミロース含量が中程度の「タカナリ」が適する等の評価が得られていますが、たんぱく質等も含めて用途ごとに今後更なる評価が必要とされています。

政策目標

○　施設園芸、漁業の省エネ化・コスト低減技術を５年間で開発
○　リン投入量を２割削減する生産技術を５年間で開発
○　米粉の用途ごとに加工適性の優れた多収品種の選定を２年間で実施

＜内容＞

１．省エネ化・省資源化を図る研究開発

（１）光を用いた新しい技術の農林水産業への活用

ＬＥＤ等を用いた光利用技術の高度化を図ることにより、省エネ・コスト低減、園芸作物等の品質の安定化、従来技術で防除困難な害虫の防除等に資する光利用技術の開発を行います。

生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発　４００（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

（２）省資源型農業の技術体系の確立

有機資源の循環利用技術、効率的な施肥方法による養分利用効率の高い栽培技術の開発、土壌蓄積養分の有効利用技術体系の確立により、価格が高騰しているリン等の化学肥料の投入を削減し、有機農業の推進にも資する省資源型農業の生産技術体系を確立します。

地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発
２１０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

２．米粉利用を加速化する研究開発

米粉利用を加速化するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉パンの品質劣化防止技術の開発等基盤技術の開発を行います。

低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発）　６７（１４）百万円
事業実施主体：民間団体等

３．国際的な食料問題の解決に向けた研究開発

（１）乾燥・塩害耐性作物の開発

これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、乾燥・塩害等への耐性を付与したイネ・コムギの開発を行います。

新農業展開ゲノムプロジェクト
（ＤＲＥＢ遺伝子等を活用した環境ストレスに強い作物の開発）
１７６（１７６）百万円
事業実施主体：民間団体等

（２）国際共同研究を支える人材の育成

優秀な若手研究者を対象として、国際農業研究機関での研究機会を提供し、国際共同研究をより効率的・効果的に実施するための人材を育成します。

国際共同研究人材育成推進・支援事業　３２（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

担当課：農林水産技術会議事務局
研究開発官（食の安全、基礎・基盤）
（０３－３５０２－７４３５（直））
研究開発官（食料戦略）　（０３－３５０２－２５４９（直））
国際研究課　（０３－３５０２－７４６６（直））

イノベーションを先導する技術開発の加速化

農林水産研究開発を取り巻く情勢

食料

○国際的な農産物価格の上昇

小麦、トウモロコシ、大豆等の価格は一昨年秋頃に比べ1．3～1．8倍に上昇

○食料自給率の低迷

40%（平成19年度）

資源

○肥料原料価格の高騰

輸入価格は過去5年で約2～3倍に

1．省エネ化・省資源化を図る研究開発

（１）光を用いた新しい技術の農林水産業への活用

施設園芸、漁業の省エネ化・コスト低減等に資するLED（発光ダイオード）等を用いた光の高度利用技術を開発

（２）省資源型農業の技術体系の確立

リン等の化学肥料の投入を減らす技術開発、有機農業の推進に資する省資源型農業の技術体系の確立を実施

2．米粉利用を加速化する研究開発

米粉のパン等への利用を拡大するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉パンの品質劣化防止技術等の基盤的技術開発を実施

3．国際的な食料問題の解決に向けた研究開発

（１）乾燥・塩害耐性作物の開発

これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、乾燥・塩害等への耐性を付与したイネ・コムギの開発を推進

（２）国際共同研究を支える人材の育成

若手研究者を国際農業研究機関へ派遣するなど国際共同研究を支える人材の育成を推進

（２）知的財産の戦略的な創造・保護・活用

【知的財産対策関係　１，３４１（１，５６２）百万円】

対策のポイント

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進めます。

農林水産業の産業としての潜在能力を発揮させるためには、先端的な技術や植物新品種に加え、農林水産業の現場の技術・ノウハウ、地域ブランド、食文化等の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用することが重要です。これにより、農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化を目指します。

（農林水産分野の知的財産とは）

- **農林水産分野の研究成果（農業技術等）**
- **植物品種、動物品種、遺伝資源**
- **農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ**
- **ブランド（地域ブランド、日本ブランド、企業ブランド等）**
- **食文化、伝統文化**
- **人々の手によってつくられた農山漁村景観**

保護の一手段
（知的財産権制度）

- **育成者権**
- **特許権**
- **実用新案権**
- **意匠権**
- **商標権**

政策目標

○　研究技術開発成果や農林水産業の現場における技術・ノウハウ、植物品種等の知的財産を農林水産業の競争力強化のために有効に活用する体制を整備
○　農林水産物・食品の地域ブランド化の取組を促進
○　植物新品種の育成者権保護や地域ブランドの保護を国内外において強化

＜内容＞

１．農林水産分野の知的財産の活用促進

（１）農林水産知的財産の創造・発掘・活用の促進

農林水産知的財産ネットワークの構築により、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等の間で情報を共有し、保有する特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進します。また、中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討し、農林水産現場の新しい技術やノウハウの活用方法を提案します。

（農林水産知的財産戦略総合推進事業　８０（５７）百万円
　うち農林水産知的財産発掘・活用促進事業　５８（５７）百万円）
【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業　４５（８０）百万円】

（２）研究成果の活用

研究成果の実用化に向け、新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における**革新的な新製品の事業化**を推進します。

また、普及組織が中心となって関係機関が普及・実用化のための実証を行う取組、ＴＬＯ（技術移転機関）による産業界への技術移転を引き続き支援します。

【新需要創造対策　４５０（６３０）百万円】
【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業　１９５（１９７）百万円の内数】
【農林水産技術移転促進事業　５７（６３）百万円】

２．地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

農林水産物・地域食品を対象として、地域が真に力のある**「地域ブランド」を確立**できるよう、生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスする**プロデューサーや専門家の招へい、機器や施設の整備等**を支援します。

また、近年問題となっている、海外における模倣品等の発生状況の調査や我が国の地名を利用した商標等の出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、我が国農林水産物の知的財産面での取組を強化し、日本ブランドの海外展開を促進します。

さらに、海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

【農林水産物・食品地域ブランド化支援事業　１３７（１０８）百万円】
（農林水産知的財産戦略総合推進事業　８０（５７）百万円
　うち農林水産物等知的財産保護強化推進事業　２２（０）百万円）
【強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】
【水産物産地販売力強化事業　１，０５２（０）百万円の内数】
【食農連携促進事業　８００（６０９）百万円の内数】
【海外日本食優良店調査・支援事業　１０７（１８２）百万円】
【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業　８８（４５）百万円】

３．我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

（１）東アジア植物品種保護フォーラムの活用

我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、**各国が共同で調和のとれた制度の整備・充実を進めるため設置された「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用**し、技術協力、人材育成等を推進します。

【東アジア植物品種保護フォーラム推進事業　９１（１２７）百万円】
【アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業　２０（２２）百万円】

（２）ＤＮＡによる品種識別の促進

我が国のオリジナル品種保護のための**ＤＮＡ品種識別技術の開発、登録品種の標本・ＤＮＡの保存等**を行います。

【登録品種の標本・ＤＮＡ保存等事業　　２０（２４）百万円】
【農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備　４９（５８）百万円】

（３）家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

海外の追随を許さない優れた和牛の生産体制を構築するため、**和牛精液ストロー等の流通管理**を強化するための精液の生産、使用状況を集約する**全国システムを構築**します。また、遺伝子情報に基づいた速度と多様性に優れる和牛の改良技術（遺伝子育種）の早期実用化を図るため、和牛遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業　１３０（８２）百万円】
【畜産新技術実用化対策推進事業　５１０（５３２）百万円の内数】

（４）海外の商標権等に関する情報収集・提供体制の充実

近年問題となっている海外における我が国の地名を利用した商標等の登録問題に対応し、その出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押しします。

また、我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、知的財産保護・技術流出防止に係る取組を支援します。

（農林水産知的財産戦略総合推進事業　　８０（５７）百万円
　うち農林水産物等知的財産保護強化推進事業　２２（０）百万円）
【東アジア食品産業海外展開支援事業　２２６（２４９）百万円の内数】

４．人材育成・普及

普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者等に対し、知的財産に関する研修を実施し、農林水産現場の指導的人材を育成します。

（農林水産分野知的財産人材育成総合事業　２４（２７）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

［担当課：生産局知的財産課（０３－３５０２－５９６６（直））］

知的財産の戦略的な創造・保護・活用

～農林水産分野の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを推進～

農林水産分野の知的財産の活用促進

○ 知財の創造・発掘・活用の促進

・ 農林水産知的財産ネットワークの構築により、特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進。

・ 中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討。

○ 研究成果の活用

・ 新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進。

・ TLOによる産業界への技術移転を支援。

地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

○ 「真に力のある地域ブランド」を確立するための生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等を行うプロデューサーの招へいを支援。

安納いも（鹿児島県西之表市）

愛南日帰りかつお（愛媛県愛南町）

○ 海外日本食優良店の調査、現地組織による情報収集等を支援。

我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

○ 植物新品種の保護強化

・ 20年7月に設置した「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、技術協力、人材育成等を推進。

・ DNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等。

○ 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

○ 海外商標問題等への対応

・ 海外における模倣品等の発生状況の調査、商標等の出願状況の監視を支援。 （新規）

・ 食品産業の東アジア地域への投資促進のため知的財産保護・技術流出防止に係る取組を支援。

人材育成・知識の普及

○ 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の知識の普及

農林水産業・食品産業の競争力強化、農山漁村の活性化

Ⅱ　農山漁村の活性化

（１）都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

【農山漁村活性化対策　１０７，７３４（１０４，１１７）百万円】

対策のポイント

地域活性化の推進役となる人材育成への支援、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援のほか、「子ども農山漁村交流プロジェクト」など都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化を図り、農山漁村の活性化を一層推進します。

また、都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興を推進します。

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

総務省、文部科学省と連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、１週間程度の宿泊体験活動を行うものです。

（地方公共団体における都市農業に関する取組状況）

・東京都：**「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」**（平成20年3月策定）
農業者や都民、行政などが一緒になって、農業・農地を活かしたまちづくりを実現し、東京の貴重な都市農地を保全していく取組を進めるために策定。

・大阪府：**「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」**（平成20年4月施行）
「大阪版認定農業者制度」、「農空間保全地域制度」、「農産物の安全安心確保制度」の３つの制度を柱として制定。

政策目標

・　将来的に、毎年、全国１２０万人（１学年規模）の小学生が参加できるよう、モデル地域における受入体制を整備

・　市民農園区画数を６年で３万区画増加
約１２万区画（平成１５年度）　→　約１５万区画（平成２１年度）

＜内容＞

１．都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化　別紙１

小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進、民間主体による共生・対流の国民運動の自立的・持続的な展開、企業や商店街等との連携による地域経済の活性化など都市との共生・対流を一層推進します。

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業　６４０（０）百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　３４，９１５（３０，５４６）百万円】
【賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業　５２（６８）百万円】
【広域連携共生・対流等対策交付金　６３８（９７３）百万円の内数】
【漁村地域力向上事業　１０４（１０３）百万円】
【森林・林業体験交流促進対策（特会）　７３（０）百万円】

２．地域活性化の推進役となる人材育成への支援　別紙２

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関への支援等を行います。

【『田舎で働き隊！』事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）　１９９（０）百万円】

【農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業　９０８（１，１１０）百万円】

３．祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援

地域・都市住民、ＮＰＯ、企業等の多様な主体の協働により、地域資源を活かした村おこし、魅力ある景観づくり、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援をします。

【農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業　９０８（１，１１０）百万円】

４．中山間地域等条件不利地域への支援　別紙３

中山間地域等の条件不利地域において、農業生産活動等の維持に向けた取組が活発に行われるよう、中山間地域等直接支払制度を着実に推進するほか、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援します。

【中山間地域等直接支払交付金　２３，４４６（２２，１４６）百万円】

【小規模・高齢化集落支援モデル事業　１９７（２３６）百万円】

５．農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援　別紙４

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業者だけでなく都市住民等を含めた地域ぐるみで行う共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援します。

【農地・水・環境保全向上対策　２７，７０４（３０，１８６）百万円】

６．地域の創意工夫をいかした取組への総合的支援

農作業等の体験を行う教育ファーム、地産地消への取組、生産基盤・生活環境整備等の創意工夫をいかした取組を総合的に支援します。

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

【地産地消関連対策事業　９７１（８３４）百万円】

【地域バイオマス利活用交付金　１１，１６４（１１，１２９）百万円】

【地域用水環境整備事業（歴史的施設保全事業）（公共）　１３１（１３）百万円】

【漁村再生交付金（公共）　７，２３０（７，７４６）百万円】

７．都市農業の振興　別紙５

都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全に係る地方公共団体等の計画的な取組を促進するため、各種施策を一体的に推進します。

【広域連携共生・対流等対策交付金　６３８（９７３）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数】

【地産地消関連対策事業　９７１（８３４）百万円】

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

［担当課：農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－６００２（直））］

別紙１

都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化

【３５，７８４（３０，７１７）百万円】

対策のポイント

総務省、文部科学省と連携して、小学生１学年規模の宿泊体験の受入が可能な体制の整備に向けたモデルづくりや、民間の力を活用した新たな共生・対流の国民運動等への支援を行い、都市との共生・対流を一層推進します。

＜内容＞

１．各省連携による小学生の宿泊体験等の全国的な展開

総務省、文部科学省との連携により、小学生１学年規模の宿泊体験が可能な体制の整備に向けた受入拡大モデルの構築等を支援します。（将来は年間１２０万人の受入を目標）

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業　６４０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

２．農山漁村での宿泊体験活動の促進のための施設整備

小学生１学年規模で宿泊体験活動をできるようにするため、農林漁家の空き家及び廃校などの地域の既存ストックを活用した宿泊体験活動受入拠点施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　３４，９１５（３０，５４６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等

３．都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の促進

農山漁村旅行商品の開発・提供や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、民間主体による共生・対流の国民運動の新たな展開を支援します。

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業　５２（６８）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

４．都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流活動に対する支援

都道府県域を越えた広域連携プロジェクト活動のほか、商店街等と結んで展開する多面的連携での取組や企業等との連携による新たな協働の取組などの共生・対流活動による地域活性化を支援する。

（広域連携共生・対流等対策交付金　６３８（９７３）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

５．地域の特性を活かした活力ある漁村づくりの推進

子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するための安全指針やガイドラインの作成を行います。

（漁村地域力向上事業　１０４（１０３）百万円
補助率等：定額、１／２
事業実施主体：民間団体）

６．国有林野における体験・交流活動の促進

農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習を実施するため、国有林野のフィールドの整備及びプログラムの作成を行います。

（森林・林業体験交流促進対策（特会）　７３（０）百万円
事業実施主体：国）

（担当課：農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－６００２（直））
林野庁業務課　（０３－３５０３－２０３８（直））
水産庁防災漁村課　（０３－６７４４－２３９２（直））

別紙２

地域活性化の推進役となる人材育成への支援

【１，１０７（１，１１０）百万円】

対策のポイント

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関に対して支援を行います。

また、都市住民、ＮＰＯ、企業等も含む多様な主体の協働による農山漁村の地域づくり活動に対しても支援します。

＜内容＞

１．農村地域の活性化を担う人材の確保・育成への支援

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、農村地域が抱える課題の分析、活性化活動への従事を希望する都市部の人材の募集、農村地域と人材のマッチング、農村地域への人材派遣研修事業などに取り組む仲介機関を支援します。

『田舎で働き隊！』事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）
１９９（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体

２．多様な主体の協働による地域づくり活動への支援

地域住民や都市住民、ＮＰＯ、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手としてとらえ、これらの協働により農山漁村が有する地域資源の発掘、保全・活用を通じた、地域活性化に取り組む地域協議会に対して支援します。

農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業　９０８（１，１１０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体

［担当課：農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－６００２（直））］

別紙３

中山間地域等条件不利地域への支援

【２３，６４３（２２，３８２）百万円】

対策のポイント

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施します。また、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援します。

＜内容＞

１．中山間地域等における農業生産活動等への支援

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を着実に推進します。

中山間地域等直接支払交付金　２３，１００（２１，８００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

２．直接支払いの適正かつ円滑な実施

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

中山間地域等直接支払推進交付金　３４６（３４６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

３．小規模・高齢化集落における地域資源の保全管理への支援

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落間の連携により、小規模・高齢化集落に出向いて水路、農道等の保全管理活動（点検、簡易な補修等）を行う取組を支援します。

小規模・高齢化集落支援モデル事業　１９７（２３６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：集落連携促進協議会

［担当課：農村振興局中山間地域振興課（０３－３５０１－８３５９(直)）］

別紙４

農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【農地・水・環境保全向上対策　２７，７０４（３０，１８６）百万円】

対策のポイント

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで行う共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援します。

＜内容＞

１．効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、**地域ぐるみで行う共同活動を実施する地域を支援**します。

共同活動支援交付金　２３，１０６（２５，５８８）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

２．営農活動への支援

化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって**環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援**します。

営農活動支援交付金　２，９８６（２，９８６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

３．対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確保

本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する**推進事務等の適正かつ円滑な実施を確保**します。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金　１，６１２（１，６１２）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

［担当課：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２４４７　（直））］

別紙５

都市農業の振興対策

【都市農業振興対策　　９７１（８３４）百万円】

対策のポイント

都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全に係る地方公共団体等の計画的な取組を促進するため、各種施策を一体的に推進します。

＜内容＞

１．都市農業の振興及び都市農地の保全の推進

インターネットを活用して利用者に情報発信するタイプの市民農園開設を促進する取組など、**都市住民の「農」に触れる機会の拡大に資する取組や都市部での農業振興に必要な施設等の整備を支援**します。

広域連携共生・対流等対策交付金　６３８（９７３）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

２．農産物の供給に必要な施設等の整備

新鮮な農産物供給等の観点から、耕土改良等の基盤整備や農産物加工処理施設の整備など、都市農業振興に必要な施設等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

３．都市部における地産地消の推進

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

【地産地消モデルタウン事業　４５０（３２１）百万円】
【強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）　５００（５００）百万円】
【地産地消推進活動支援事業　２１（１３）百万円】

４.「教育ファーム」の推進

農作業等の体験を通じ、食生活が自然の恩恵や農林漁業者をはじめ多くの方々の努力に支えられていることへの理解を深めるため、「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業　２，６０２（２，７７６）百万円の内数】
【食の安全・安心確保交付金　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

担当課：　消費・安全局消費者情報官（０３－３５０２－８５０４（直））
生産局総務課　（０３－３５０２－５９４５（直））
技術普及課　（０３－３５０１－０９８４（直））
農村振興局都市農村交流課（０３－３５０２－００３３（直））

（２）農商工連携の推進

【農商工連携推進対策　１７，８７２（１０，８２１）百万円】

対策のポイント

地域の基幹産業である農林水産業と商工業等との連携（「農商工連携」）を強化し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進します。

（農商工連携の推進に向けて）

活力ある経済社会を構築するためには、農林漁業者や商工業者等が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いのノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要です。

このため、先に制定した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を中心に、**事業化の段階に応じた多様な支援を行い、農商工連携の取組の全国的な普及を推進**します。

政策目標

５年間で５００の農商工連携の優良事例を創出する

＜内容＞

１．生産段階における支援

（１）地産地消の推進

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、**量販店等において地場産物を販売するインショップ**の取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

【地産地消モデルタウン事業　４５０（３２１）百万円】
【強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）５００（５００）百万円】
【地産地消推進活動支援事業　２１（１３）百万円】

（２）先駆的ビジネス連携支援事業

漁業分野以外の異業種との連携による**漁業の活性化**を図るため、**異業種のノウハウや低コスト技術等を活用**して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる**新たなビジネスの事業化**を支援します。

先駆的ビジネス連携支援事業　３０８（２７０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体

（３）国産原材料の新たな供給連鎖（サプライチェーン）構築

多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料に転換するための取組を支援します。

国産原材料供給力強化対策　５，５６４（０）百万円
補助率：定額、１／２、１／３以内
事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等

２．加工・流通段階における支援

（１）新商品開発や販路拡大等の推進

地域の食品産業が中核となった、農林水産業やその他関連産業等との連携の構築を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大、専門的なアドバイスを行うコーディネータの確保等の取組を支援します。

食農連携促進事業　８００（６０９）百万円
補助率：定額、２／３、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

（２）農村地域への工業等の導入促進

農村地域の活性化のため、農村地域への企業誘致にあたり農商工連携により農村の強みを活かせる企業と農村のマッチングの促進等を支援します。

農村地域就業機会創出支援事業　２４（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（３）商店街等と農山漁村を結ぶ多面的連携の促進

アンテナショップや農林水産物直売施設等が多面的に連携する複合ネットワークを構築するなど、都市部の商店街等と結んだ新たな共生・対流システムの構築やコミュニティ・ビジネス等の育成を支援します。

広域連携共生・対流等対策交付金　６３８（９７３）百万円の内数
補助率：定額（１／２以内）
事業実施主体：民間団体

（４）農林水産物・食品の輸出の促進

「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。

輸出促進対策　２，０６８（２，０５２）百万円
事業実施主体：民間団体

（５）食品小売等商店街機能の強化

①　食品小売における高付加価値化

食品小売における付加価値の向上を図るため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して取り組む、地域農水産物を活用したブランド化やオリジナル商品の開発、商店街全体の品揃えの強化等を支援します。

食品流通高付加価値モデル推進事業　２５（２８）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体等

②　食品小売機能の強化等

消費者ニーズに適確に対応し、食品販売サービスの機能強化等を図るため、中小食品小売業者における食品の製造・加工販売や産直、宅配サービスへの取組などに必要な設備・機器のリース方式による整備を支援します。

食品小売機能高度化促進事業　３３０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

３．研究・事業化段階における支援

（１）事業化・産業化に向けた研究開発への支援

農商工連携を通じた農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化を図るため、事業化・産業化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数
事業実施主体：民間団体等

（２）産地と企業の連携による革新的な新製品の事業化

新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進します。

新需要創造対策　４５０（６３０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体、新需要創造協議会等

４．関連施策

① 農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
３４，９１５（３０，５４６）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、民間団体等

② 高品質農畜産物の供給体制の確立を図るために必要な施設・機械等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金　２４，４１６（２４，９１４）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

［担当課：総合食料局食品産業企画課　（０３－３５０２－５７４２（直））］

「農商工連携」の促進を通じた地域活性化のための支援策　＜179（108）億円＞

○　地域の基幹産業である農林水産業と商工業等との連携（「農商工連携」）を強化し、相乗効果を発揮することで、地域活性化につなげていく必要。
○　このため、5年間で500の優良事例の創出に向け、農商工等連携促進法を活用しつつ、以下の取組を推進。

生産段階における支援

・地産地消関連対策＜9．7億円＞
学校給食等に地場農産物を安定的に供給する取組や量販店等で地場産物を販売するインショップの取組など地産地消の新たなモデル構築を支援

生産・加工・流通段階における支援

・先駆的ビジネス連携支援事業＜3．1億円＞
異業種のノウハウや低コスト技術等を活用して漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を支援

・国産原材料供給力強化対策＜55．6億円＞
多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン構築に向け、産地・食品流通・製造業者等による一体的な取組を支援。また、食品製造業者等が国産原材料に転換するための取組を支援。

・食農連携促進事業＜8．0億円＞
地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大等の取組を支援

・農村地域就業機会創出支援事業＜0．2億円＞
農村地域への企業誘致にあたり農村の強みを活かせる企業と農村のマッチングの促進等を支援

・広域連携共生・対流等対策交付金＜6．4億円の内数＞
アンテナショップや農林水産物直売施設等が多面的に連携する複合ネットワークの構築など、新たな共生・対流システムの構築等を支援

研究・事業化段階における支援

・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業＜65．2億円の内数＞
農商工連携を通じた農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化を図るため、事業化・産業化に向けた技術開発を推進

・新需要創造対策＜4．5億円＞
新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野の革新的な新製品の事業化を推進

加工・流通段階における支援

・輸出促進対策＜20．7億円＞
「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対して支援

・食品流通高付加価値モデル推進事業＜0．25億円＞
食品小売業者等が生産者団体等と連携して取り組む地域農水産物を活用したオリジナル商品の開発や商店街全体の品揃えの強化等を支援

・食品小売機能高度化促進事業＜3．3億円＞
中小食品小売業者が、販売商品の付加価値向上や食品販売サービスの取組に必要な設備・機器のリース方式による整備を支援

このほか、農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備、高品質農畜産物の供給体制の確立を図るために必要な施設・機械等の整備を支援

（３）暮らしを守る鳥獣害対策の展開

【鳥獣害防止総合対策　２，８００（２，８００）百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

（野生鳥獣による農林水産業被害の現状）

・野生鳥獣の**生息分布域が全国的に拡大**しています。

・有害鳥獣の捕獲数が、**10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍、カワウは5.3倍**に増加しています。

・しかしながら、**農作物被害金額は約200億円**で高止まり、**森林被害面積は5千～7千ha**で推移しているほか、**トド等による漁業被害が毎年10億円以上**発生しています。

・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、**農山漁村の暮らしに深刻な影響**を与えています。

政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

＜内容＞

１．鳥獣害防止総合対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により**市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援**します。

特に、以下の対策を重点的に推進します。

①　**農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得**

②　安全で効果的な捕獲に役立つ**箱ワナなど、捕獲機材の導入**

③　捕獲鳥獣を地域資源として活用するための**処理加工施設の整備**

④　広域地域が一体となった**侵入防止柵の整備**

⑤　**犬を活用した追い払い**等被害防除技術の導入・実証

⑥　**緩衝帯の設置（牛の放牧等）**による里地里山の整備

⑦　**被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成**

【鳥獣害防止総合対策事業　２，８００（２，８００）百万円】

【有害生物漁業被害防止総合対策事業　８９０（８９０）百万円の内数】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
３４，９１５（３０，５４６）百万円の内数】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】
【健全な内水面生態系復元等推進事業　　３３７（３１５）百万円の内数】

２．関連対策

（１）技術開発

イノシシの効率的な捕獲技術の開発や鳥獣を引き寄せにくい営農管理技術の開発、カワウによる漁業被害防除技術の開発など、**効果的な被害防除技術の開発**を推進します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数
事業実施主体：民間団体等

（２）公共事業における被害防止施設の整備

各種公共事業の目的に応じ、被害防止施設の整備を推進します。

（３）その他

各地域における取組みを支援する観点から、①鳥獣被害対策アドバイザーの登録・紹介、②被害防止マニュアルの作成・配布を実施します。

［担当課：生産局農業生産支援課（03－6744－2108(直)）］

【参考】野生鳥獣による農作物被害金額の推移

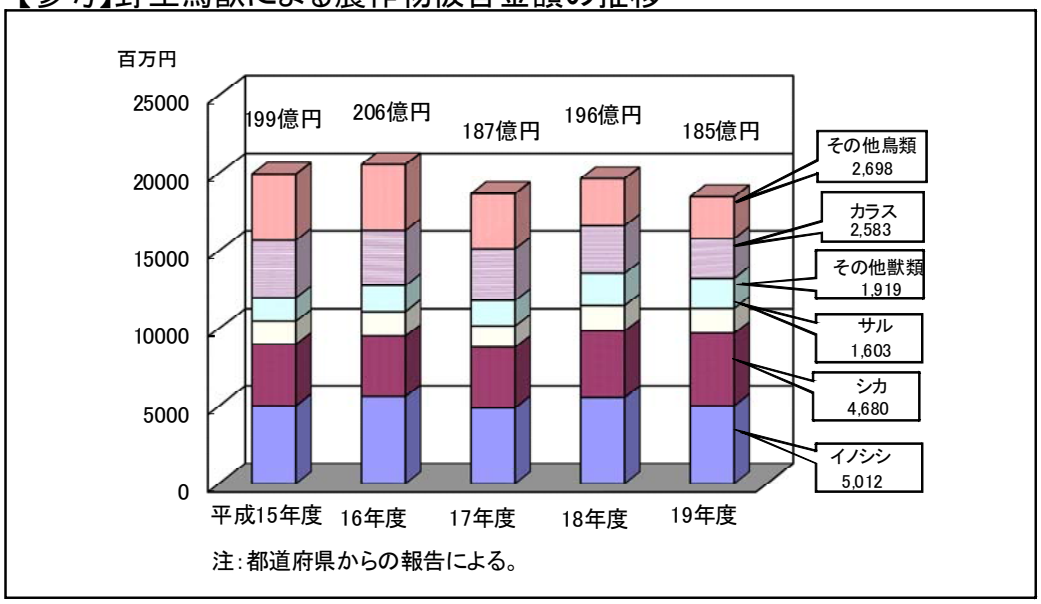

暮らしを守る鳥獣害対策の展開

○　鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成
○　被害防止計画を作成した地域に対し、被害防止計画に基づく取組をソフト面、ハード面から総合的に支援

被害防止計画に基づく地域の取組を総合的に支援

市町村・複数市町村レベルにおいて被害防止計画の作成

計画的・総合的な被害対策の実施

以下の対策を重点的に推進

個体数調整

狩猟者の減少に対応して
農林水産業関係団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得

安全で効果的な捕獲を推進するため
箱ワナの普及促進

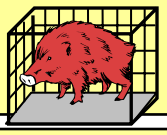

捕獲鳥獣の適切な処分を推進するため
捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進

被害防除

広域地域が一体となって侵入を防止するため
広域的な防護柵の整備促進

被害防除の取組を強化するため
犬を活用した追い払い等
被害防除技術の導入・実証

生息環境管理

人と鳥獣の棲み分けに配慮して
緩衝帯の設置（牛の放牧等）等による里地里山の整備

被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材育成

ソフト・ハード一体的な取組を支援

鳥獣害防止総合対策事業

個体数調整、被害の防除、生息環境管理を総合的に実施

ソフト対策

【事業内容】
・箱ワナ等の捕獲機材
・生息状況調査
・追い払い対策
・緩衝帯設置　等

【補助率】
定額（上限200万円）

ハード対策

【事業内容】
・被害防止施設の整備
（侵入防止柵等の設置）
・処理加工施設の整備

【補助率】
1／2以内
条件不利地域は55/100以内
沖縄は2/3以内

【事業実施主体】
地域協議会等

連　携

関連対策

・効果的な捕獲技術や防除技術の開発
・各種公共事業の目的に応じ、鳥獣害対策の取組を支援
・アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布

（４）安全・安心な農山漁村づくりの推進

【農山漁村の安全・安心対策　２４，８２５（２４，７２０）百万円】

対策のポイント

ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策などを総合的に実施し、安全・安心で活力ある農山漁村づくりを推進します。

（災害に係る農山漁村の現状）

- 平成２０年６月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、近年甚大な**自然災害が多発化**する傾向にあります。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響で大雨の頻度が増加したり、台風の強度が強まることなどにより、**災害が頻発**したり、**激甚化**する懸念が指摘されています。
- 農村における農家の減少・高齢化に伴い、農地・農業用施設を管理する農家の防災対応力が低下する一方、混住化の進展等により生命・財産等の被災リスクが増大するなど**農村の地域防災力が低下**しています。
- 過疎化・高齢化が進む山村集落周辺の森林では、手入れ不足による荒廃地や荒廃森林の増加に伴う**山地災害の発生リスクの増大が懸念**されています。
- 漁村は、概して前面が海、背後が山という狭隘な土地に立地するなど**地震・津波等の災害に対して脆弱**な面を有しています。

政策目標

○　集中豪雨等による被害の発生するおそれのある農用地について、防災・減災対策を実施
○　山地災害による被害の軽減
○　平成２３年度までに、防災機能の強化が講じられる漁村の人口比率を２１％（平成１６年度）から概ね３０％に向上

＜内容＞

１．災害に強い農村づくり

政府全体で進める防災情報共有プラットフォームに対応した**防災情報基盤の整備**や、防災・減災を核とする中で環境保全や親水面での利活用にも資する**ため池の総合整備対策**及び農業用施設災害に関連した人的被害防止に向け、効率的な計画・管理・復旧手法の検討を行う**減災総合対策等**を推進します。

【国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業（公共）　１，２４４（０）百万円】
【地域ため池総合整備事業（公共）　３００（０）百万円】
【農地・農業用施設関連減災総合対策事業（公共）　７５（０）百万円】
【海岸事業（農地）（公共）　８，１８１（８，４８６）百万円】

２．山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策による安全・安心の確保

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点

在するなどの山村地域の立地条件に応じた**きめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備**を講じ、**山地災害による被害の防止・軽減**を図ります。

（水源の里保全緊急整備事業（公共）　７００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：国、都道府県）

３．災害に強い漁村づくりの推進

複数の漁業集落が連携した防災関連施設等の整備や、防災情報伝達施設等の整備を促進することにより**漁業地域の防災・減災対策を推進**します。また、**高潮や波高の増大等に対して機能が低下している漁港施設の機能強化**の整備や津波、高潮により被災を受ける恐れの高い地域等において地震、津波、高潮対策を緊急に実施します。

【漁業集落環境整備事業（公共）　４，１４０（６，０８５）百万円】
【強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数】
【海岸事業（漁港）（公共）　９，７８４（１０，１４９）百万円】
【漁港施設機能強化事業（公共）　４００（０）百万円】

（担当課：農村振興局防災課　（０３－６７４４－２２１０（直））
林野庁治山課　（０３－６７４４－２３０７（直））
水産庁防災漁村課　（０３－３５０２－５６３３（直））

Ⅲ　資源・環境対策の推進

（１）農林水産分野における地球温暖化対策の強化

【農林水産分野における低炭素社会実現対策
３７２，７４６（３８１，６２１）百万円】

対策のポイント

農林水産分野における省CO_2効果の「可視化」に向けた取組、農地土壌による炭素の貯留を高める取組、農山漁村地域に賦存する資源・エネルギーを施策横断的に地域全体で有効活用する取組等により、地球温暖化対策を強化し、低炭素社会を先導する農林水産業を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の強化）

平成19年度の我が国の温室効果ガスの総排出量（速報値）は、基準年（平成2年）を約8.7％上回っており、６％の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に地球温暖化防止策、地球温暖化適応策、国際協力を3本柱とする農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定しましたが、これに新たに
①農林水産物の生産に係るCO_2排出の削減努力や木材の炭素貯蔵効果等を見えるようにする
②堆肥の施用や基盤整備等による農地土壌への炭素貯留機能を高める
③バイオマスや農業用施設由来の化石燃料代替エネルギーを地域全体で活用する
等の取組を追加して、戦略を強化しました。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

＜内容＞

１．農林水産分野における省CO_2効果の「可視化」の推進

①　**農林水産分野における省CO_2効果の表示**の国内外の取組事例の調査や、農林水産物、食品の生産過程における温室効果ガス排出量の算定方法等の検討に資する基礎的データの調査等を行います。

農林水産分野における省CO_2効果「可視化」推進事業　１７（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

②　低炭素社会に向けて、**木材利用による省CO_2効果の「可視化」**をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業のうち
木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築　１３（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

２．地球温暖化防止策の加速化

京都議定書６％削減約束の達成に向けて、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械や漁船の省エネルギー対策等**地球温暖化防止策を加速化**します。

【森林整備事業・治山事業（公共）　２６０，９２５（２６７，８８５）百万円】
【地域バイオマス利活用交付金　１１，１６４（１１，１２９）百万円】
【省エネ技術・機械等普及推進事業　１４１（０）百万円】

３．農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

①　農地土壌は、適切な管理を行うことにより炭素の貯留が可能であるため、**有機物の施用等炭素貯留に効果の高い営農活動を行うモデル的な取組を支援**します。

【土壌炭素の貯留に関するモデル事業　　９６（０）百万円】

②　**土壌改良・土層改良等による農地基盤への炭素貯留手法を確立**するため、有機質資材の効率的な投入工法等を検討する実験事業を実施します。

【炭素貯留関連基盤整備実験事業（公共）　３８０（０）百万円】
【地球温暖化防止に貢献する農地基盤整備推進調査（公共）　　５４（０）百万円】

４．低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献

（１）農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用の促進

農村地域における温室効果ガス削減計画を策定し、小水力・太陽光発電施設等の整備及び削減量の評価を行うなど、農村地域における温室効果ガス削減を支援します。

【低炭素むらづくりモデル支援事業　　８８３（０）百万円】
【地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等（公共）
１，０００（０）百万円】

（２）社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図る社会的システムを構築することによって、山村の再生とともに、**森林資源の活用による低炭素社会の実現**をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業　３５０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

上記のほかに、農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、温暖化による深刻な影響が発生している産地の診断や技術指導、適応技術の開発・実証等の**地球温暖化適応策**や、我が国の技術を活用した**国際協力**を推進します。

［担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（０３－６７４４－２０１７（直））］

農林水産分野における地球温暖化対策の強化【3,727(3,816)億円】

農林水産分野における省CO2効果の「可視化」の推進【0.3(0)億円】

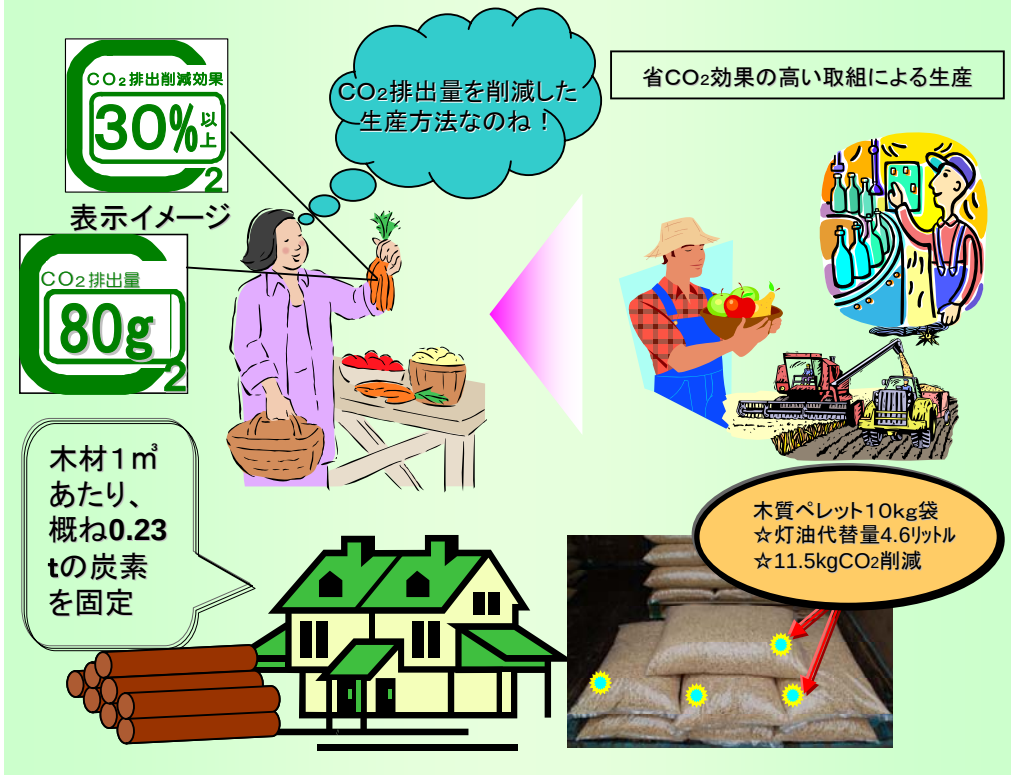

低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献【22(0)億円】

供給側における取組

農業用水路を活用した発電施設

バイオガスシステム施設

木質ペレット

農山漁村地域に賦存する資源やエネルギーを施策横断的に活用

需要側における取組

農業機械の温室効果ガス排出削減対策

施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用【5(0)億円】

○農地土壌への炭素貯留効果の高い営農活動の推進
○土壌中の炭素含有量等の定期的なモニタリング

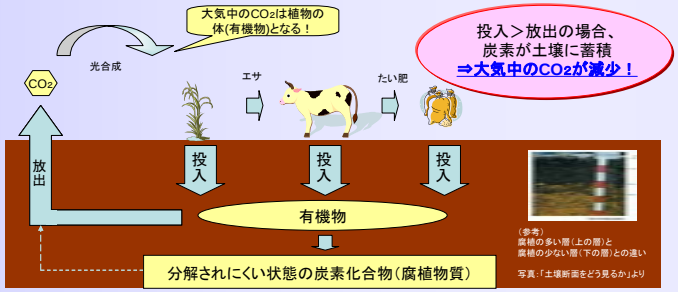

○基盤整備による炭素貯留機能の向上

炭素貯留効果が見込まれる事業内容

○土壌改良
○暗渠排水
○客土

土地改良事業を活用した有機質資材の農地基盤への投入

（土壌改良）

（暗渠敷設）

この他、森林吸収源対策等の地球温暖化防止策の加速化、地球温暖化適応策や我が国の技術を活用した国際協力を推進

（２）非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

【次世代バイオマス利活用推進対策
２０，２８９（２０，２５４）百万円】

対策のポイント

農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料（バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木炭及び木質ペレット）の原料生産者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携を推進し、非食料原料を用いた国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を進めます。

（未利用バイオマスからのバイオ燃料生産可能量）

稲わら等の収集・運搬、稲わらや木材等からエタノールを大量に生産する技術の開発等がなされれば、２０３０年頃には**草本系（稲わら、麦わら等）からは１８０～２００万kl、木質系からは２００～２２０万klの国産バイオ燃料の生産が可能**と試算されています。

※「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成１９年２月総理報告）

政策目標

○　セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（２０３０年頃に６００万キロリットル）
○　バイオマスタウンを平成２２年度末までに３００地区構築

＜内容＞

１．農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業の推進

地域の実態にあった**バイオ燃料製造に係る農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携**した「農林漁業バイオ燃料法」に基づく「生産製造連携事業」を支援します。

地域バイオマス利活用交付金　１１，１６４（１１，１２９）百万円の内数
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：地方公共団体等

２．稲わら、間伐材等を活用した日本型バイオ燃料の生産拡大

（１）ソフトセルロースの収集・運搬から利用までの技術の確立

食料自給率の低い我が国において、食料供給と競合しない稲わら等のソフトセルロースを原料として、**収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立**します。

ソフトセルロース利活用技術確立事業　２，４６７（３，２３７）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体、地方公共団体

（２）未利用森林資源をエネルギー利用するシステムの構築

林地残材や間伐材等、**未利用森林資源活用のための、エネルギー利用等に向けた製造システムの構築**を行います。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業　７５０（１，２００）百万円
事業実施主体：民間団体

（３）低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

稲わら等作物の非食用部から**低コスト・高効率にエタノールを生産する技術を開発**します。

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発（うち日本型バイオ燃料研究開発）
６７９（６７９）百万円
事業実施主体：民間団体等

３．バイオ燃料の製造・利用システムの確立

原料の調達から**バイオ燃料を製造・利用するための技術の実証**を行います。また、**未利用水産資源**を用い、バイオディーゼル燃料高効率生産・利用を行うシステムの開発等を行います。

【バイオ燃料地域利用モデル実証事業　２，９１４（２，９２１）百万円】
【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業　４９（５７）百万円】
【漁船等省エネルギー・安全推進事業(うちバイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業)
８８（０）百万円】
【水産業振興型技術開発事業　９３（１０８）百万円】

４．メタン発酵による生産物の有効活用

家畜排せつ物の処理過程で発生する**メタンガスや消化液等を地域内の園芸生産に有効活用するモデル体系の確立**を進めます。

家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業　２１（４３）百万円
補助率：１／２
事業実施主体：民間団体

５．木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利用の気運の醸成、需給に応じた木質ペレットの安定的な供給体制の整備、木質バイオマス利用設備の導入支援を強化すること等により、**木質バイオマスの利用拡大**を図ります。

【CO_2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業　１２１（０）百万円】
【社会的協働による山村再生対策構築事業　３５０（０）百万円】
【省石油型施設園芸技術導入推進事業　１，０１１（３７５）百万円】

６．地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについて、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルを構築することなどにより、**バイオマスの利活用をさらに加速化**します。

【バイオマス利活用加速化事業　２４（５５）百万円】
【地域バイオマス利活用交付金　１１，１６４（１１，１２９）百万円】
【地域資源活用型エコフィード増産推進事業　２５０（０）百万円】

７．地域のバイオ燃料生産・利用に関する取組を推進

地域における**未利用バイオマスの賦存量やバイオ燃料製造・利用に関する意向を調査**するとともに、**地域関係者の連携の場を提供**するなどにより、**バイオマスの利活用を推進**します。

環境バイオマス総合対策推進事業　３０９（３５２）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

［担当課：大臣官房環境バイオマス政策課　（０３－３５０２－８４６６（直））］

非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

農林漁業バイオ燃料法の施行
（平成20年10月）

北海道洞爺湖サミット首脳声明
「第2世代バイオ燃料」（平成20年7月）

収集・運搬コストの低減、
エネルギー変換効率の向上等の課題

次世代バイオマス利活用推進対策　203（203）億円

農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業の推進

・地域バイオマス利活用交付金

稲わら、間伐材等を活用した日本型バイオ燃料の生産拡大

・ソフトセルロース利活用技術確立事業
・森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業
・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
（うち日本型バイオ燃料研究開発）

バイオ燃料の製造・利用システムの確立

・バイオ燃料地域利用モデル実証事業
・地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業　等

メタン発酵による生産物の有効活用

・家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業

木質バイオマスの利用拡大

・CO_2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業
・省石油型施設園芸技術導入推進事業　等

技術開発の課題と生産可能量（国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表（平成19年2月総理報告））

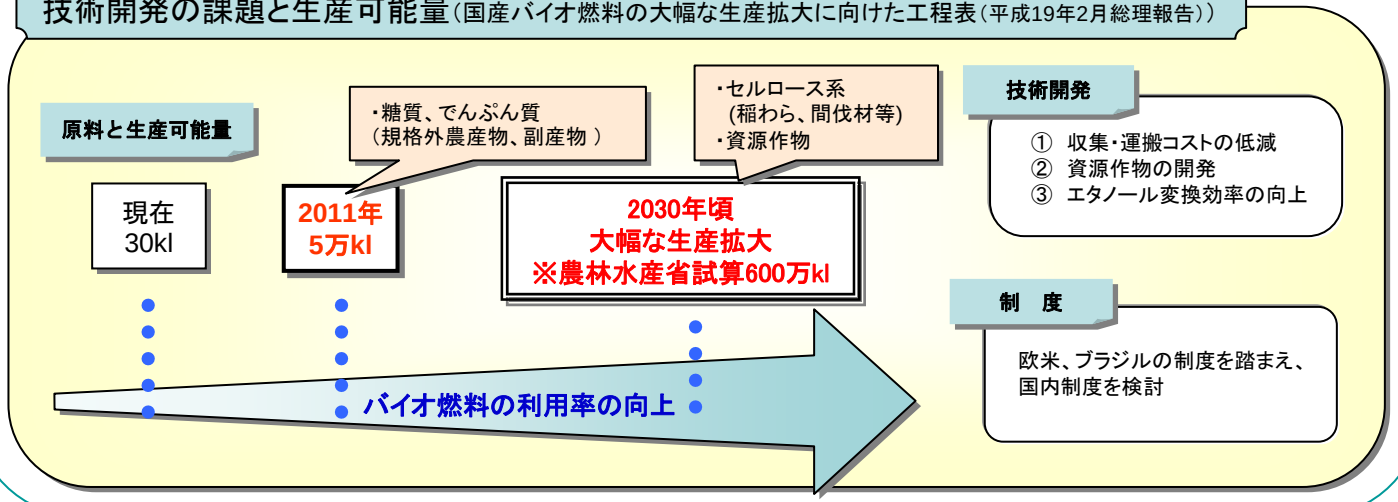

地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略
バイオマスタウンを
平成22年度に300地区
（平成20年11月末現在：159）

・バイオマス利活用加速化事業
・地域バイオマス利活用交付金　等

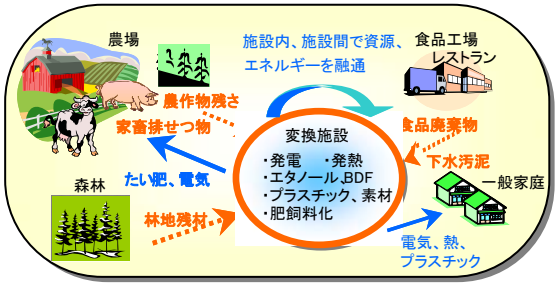

地域のバイオ燃料生産・利用に関する取組を推進

・環境バイオマス総合対策推進事業

（３）農林水産業における生物多様性保全の推進

【生物多様性保全対策　２５，９２２（２５，８３９）百万円】

対策のポイント

「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標を開発します。また、「生きものマーク」等を通して生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図ります。

（生物多様性条約とは）

生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること等を目的に１９９２年に採択されました。２００２年に開催された生物多様性条約第６回締約国会議（ＣＯＰ６）では、**「２０１０年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」**という目標が採択されました。

（農林水産省生物多様性戦略とは）

農林水産省生物多様性戦略とは、農林水産業が生物多様性に与える負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として平成１９年７月に策定したものです。

政策目標

○　生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進

○　２０１０年に名古屋で開催される生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）において、わが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を世界に向けて発信

＜内容＞

１．生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進

「生きものマーク」を活用して、生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図ります。

農林水産生きものマークモデル事業　１０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等

２．田園地域・里地里山における保全

①　ラムサール条約や景観法等に基づき指定された重要地域において、**自然環境や農村景観の維持向上**のための調査等への支援、保全に必要な基盤整備等を実施します。

農村環境保全整備推進モデル事業（公共）　５０（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

②　生態系に配慮した水田整備等を実施した地区において、周辺状況の変化に応じて**生態系に配慮した施設等の管理**を行い、生物多様性保全の一層の推進を図ります。

水田環境向上基盤整備支援事業（公共）　５０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、民間団体等

③　農家や地域住民の理解を得ながら、**「保全指標種」を設定し、生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備を実施**します。

（生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（公共）　４３４（２００）百万円
補助率：定額、１／２等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等）

④　全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を図りながら、**有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成**します。

（有機農業総合支援対策　４５２（４５７）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

３．森林における保全

①　森林における**生物多様性の状況を表す指標の開発**や、**世界遺産候補地における森林生態系の新たな保全管理技術の開発**等を行い、**森林環境の保全を総合的に推進**します。

（森林環境保全総合対策事業　１５８（０）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

②　**野生鳥獣による被害や生息状況等の把握、生息環境の改善・保全**などのモデルづくりに取り組みます。

（野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業(特会)　１０５（０）百万円
事業実施主体：国）

４．里海・海洋における保全

①　漁業者を中心とした、**藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支援**するための新たな交付金制度を創設します。

（環境・生態系保全対策　１，３３０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

②　わが国最南端の沖ノ鳥島を中心に、**多様な水産動植物の生育の場となるサンゴの増殖技術の実用化**を図り、水産資源の回復・管理を推進します。

（厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業　２９０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

５．森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江などの後背地の森林や河川流域などにおいて、栄養塩類の供給・濁水の緩和等の**漁場保全に資する森づくり**を進めます。

（漁場保全の森づくり事業（公共）１０，０００（１０，０００）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体等）

６．農林水産業の生物多様性指標の開発

環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための**生物多様性指標とその評価手法を開発**します。

【農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発　２１８（２２８）百万円】
【漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち
漁場環境における生物多様性の指標化・定量化手法の開発　４９（　５９）百万円】

［担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（０３－６７４４－２０１６（直））］

農林水産業における生物多様性保全の推進【 259(258)億円】

第三次生物多様性国家戦略の策定(平成19年11月)
生物多様性基本法の成立(平成20年6月施行)

持続可能な農林水産業の維持・発展のためには生物多様性保全は必要不可欠

平成22年10月に名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催

生物多様性保全を重視した農林水産業の一層の推進を図ることが必要

農林水産省生物多様性戦略の着実な推進

○ 田園地域・里地里山の保全 【51億円】

・ 有機農業等環境保全型農業の推進

・ 生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進

○ 森林の保全 【16億円】

・ 間伐等による森林の適切な整備・保全

○ 里海・海洋の保全 【87億円】

・ 漁業者を中心とした藻場・干潟の保全活動等

生物多様性と農林水産業の関係を定量的に計る生物多様性指標の開発 【3億円】

関連施策の効果的な推進

生きものマークを活用して、生物多様性に貢献するわが国農林水産業に対する理解の促進 【0.1億円】

地域の取組事例

- ○ 生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進
- ○ 2010年に名古屋市で開催される生物多様性条約COP10で世界へ発信

Ⅳ　低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生

（１）条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

【森林整備事業・治山事業　２６０，９２５（２６７，８８５）百万円】
【美しい森林づくり推進国民運動の展開　１，４１１（１，４３３）百万円の内数】

対策のポイント

低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図ります。また、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進します。

（森林吸収源対策を取り巻く現状）

・森林吸収目標１３００万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。
・間伐等促進法が平成２０年５月に施行されました。（追加的な間伐等への地方債の特例措置）
・平成１９年より、間伐量を急増（従来水準に比して１．６倍の規模）させて取り組んでいることから、対策が後年度になるほど条件が不利な場所が残されると見込まれます。

政策目標

①　２００７年～２０１２年の６年間で３３０万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
②　１００年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

↓

京都議定書第１約束期間（２００８年から２０１２年）における
森林吸収目標１３００万炭素トンの達成

＜内容＞

１．条件不利森林等解消緊急対策

充実内容１　公的主体への定額助成により条件不利地の未整備な森林の効率的な解消を図ります。

森林の立地等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援します。

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）
７，５００（０）百万円
交付率：定額
事業実施主体：地方公共団体、森林整備法人等
※別に活用可能な特別枠（森林・林業・木材産業づくり交付金）２，５００百万円

充実内容２　**境界が不明確なため間伐が進んでいない地域への本格支援策を導入します。**

森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の目途が立たなかった森林の集約化と間伐の実施を推進します。

【森林境界明確化促進事業　１，０００（０）百万円】
【森林整備地域活動支援交付金　５，４３７（７，２４７）百万円の内数】

充実内容３　**間伐の推進に不可欠な路網の整備を効果的・効率的に進めます。**

特定間伐等促進計画に基づき路網整備を実施する場合、森林施業計画に基づく場合と同様に先行・一括整備を可能とし、特定間伐等の推進を図ります。また、地方財政措置を充実します。

【特定間伐等の促進のための路網整備の推進（森林環境保全整備事業等）（公共）
５２，５２８（５５，３７６）百万円の内数】
【地方財政措置要望（総務省）】

充実内容４　**現場実態に応じた柔軟な助成を行います。**

施業が放棄され間伐遅れとなり過密化した森林について、適切な森林整備が実施されるよう措置します。また、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進します。

過密化した森林の適切な整備等の推進（育成林整備事業等）（公共）
２７，２７７（２８，７１１）百万円の内数
補助率：３／１０等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

充実内容５　**山村地域において、きめ細やかな治山対策を推進します。**

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進し、水源林の整備等の促進を図ります。

水源の里保全緊急整備事業（公共）　７００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：国、都道府県

２．森林所有者負担軽減を実現する効率的な間伐等の推進

充実内容６　**森林所有者負担を求めない間伐に取り組む事業体等を支援します。**

提案型集約化施業の実行体制の評価を受けた事業体等に対し、施業の提案から実施、精算までのノウハウ蓄積についての定額助成・損失額の補填による支援を行います。また、民間資金を活用し高齢級間伐を行う事業体等に対し、利子助成・損失額の補填による支援を行います。

【集約化等経営支援対策事業　１，４５０（０）百万円】
【施業集約化・供給情報集積事業　５２４（５９２）百万円の内数】

充実内容７　**意欲的な事業体の取組を助長して間伐量の拡大を図ります。**

効率的な森林整備を行う体制が整っていない地域への集約化施業の実施に意欲的な事業体の参入を支援し、事業体同士の広域連携を図ることにより、地域ニーズの

ギャップの解消を推進します。

森林整備広域連携促進対策事業　２８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

充実内容８　**高性能林業機械の導入や路網の整備を進めます。**

高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援するとともに、高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援します。また、路網の整備等の条件整備を推進し、効率的な間伐の実施を図ります。

【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】
【がんばれ！地域林業サポート事業　７０（１００）百万円】
【緑の雇用担い手対策事業　６，０００（６，７００）百万円】

充実内容９　**間伐材等の利用を推進します。**

間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料用等への利用に対する支援を通じて、間伐と木質資源の利用を一体的に進めるモデルを構築します。また、都市の資本を含む社会全体の協働により、間伐材等の原燃料としての利用を推進します。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業　５４２（５７３）百万円】
【社会的協働による山村再生対策構築事業　３５０（０）百万円】

３．美しい森林づくり推進国民運動の展開

平成１９年に設立された「美しい森林づくり全国推進会議」や各地域で順次立ち上がりつつある民間推進組織とも連携を図りつつ、間伐等の推進についての国民世論の形成と現場への働きかけを強化するなど運動の展開を図ります。

（１）不在村森林所有者への働きかけの強化

「ふるさと森林会議」の開催や司法書士と森林組合との連携に加え、森林施業への網羅的な働きかけを強化します。

施業集約化・供給情報集積事業　５２４（５９２）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：全国森林組合連合会

（２）企業やＮＰＯ等の森林づくり活動への支援の推進

企業やＮＰＯ等の森林づくりをサポートする活動や、地域住民等が参画する森林の整備等を支援します。

美しい森林づくり活動推進事業　１８２（２５２）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体

（３）地域の森林づくりの推進役となる林業後継者の確保

経営感覚に優れた森林所有者の養成、山村地域の小・中学生を対象とした体験学習の実施を通じた林業後継者の確保を図ります。

（ 林業後継者活動支援事業　９１（９１）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

（４）国有林野の利用による森林環境教育の推進

農山漁村における体験活動と連携し、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施します。

（ 森林・林業体験交流促進対策（特会）　７３（０）百万円
事業実施主体：国 ）

４.「美しい森林づくり」に向け国民ニーズを踏まえた森林づくりの推進

（１）花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の先駆的な生産手法の普及やヒノキ雄花の観測手法の開発等に新たに取り組みます。また、花粉の少ない森林への転換を引き続き促進します。

【広域連携優良苗木確保対策のうち森林力増強苗木生産事業　１９（０）百万円】
【森林環境保全総合対策事業　１５８（０）百万円の内数】

（２）森林病害虫、鳥獣被害対策の推進

環境に配慮した松くい虫被害対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の防除戦略策定技術の開発や鳥獣被害軽減に資する生息環境としての森林管理対策を推進します。

【森林病害虫等防除事業費補助金　７４４（７４４）百万円】
【森林環境保全総合対策事業　１５８（０）百万円の内数】
【野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業
１０（０）百万円】
【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業（特会）
１０５（０）百万円】

５．国際協力の推進

（１）国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ）を通じて、熱帯地域住民の森林経営への参加支援や普及・指導員の育成等を行うことにより、違法伐採対策を推進します。

（ 熱帯林減少・劣化抑止のための違法伐採対策推進事業　　１２６（０）百万円
事業実施主体：国際熱帯木材機関 ）

（２）森林減少対策の具体的活動支援や、衛星画像等を活用した森林減少・劣化の把握技術の開発、人材育成等に取り組みます。

（ 森林減少防止のための途上国取組支援事業　　４５（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

［担当課：林野庁計画課　（０３－３５０１－３８４２（直））］

森林吸収源対策の一層の推進［平成２１年度概算決定］

（単位：億円）

必要な予算の確保

・森林の整備・保全の着実な実施のための予算を確保（林野一般公共）

- **森林整備事業**　1，617（1，626）　99．4%
- **治山事業**　992（1，053）　94．2%

※このうち京都議定書目標達成計画予算A区分（6%削減約束に直接の効果がある予算）として計上されるもの　1，596（1，612）

・農林水産省を挙げた森林吸収源対策を引き続き実施

- **「漁場保全の森づくり事業」** 100（100）
- **「農業用水水源地域保全整備事業」** 50（50）

条件不利森林等解消緊急対策

・対策が3年目を迎える中で、間伐が進みにくい条件不利森林の残存防止・早期解消に向けた対策が必要（個人負担、地方負担の軽減にも寄与）

- **条件不利森林公的整備緊急特別対策事業**　75（0）【新規】　（別に活用可能な特別枠：25）

→森林の立地等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援

- **森林境界明確化促進事業**　10（0）【新規】

→森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の前提条件の整備を推進

- **森林環境保全整備事業等の拡充**　525（554）の内数

→路網整備の進んでいない地域において、先行・一括による路網整備を推進

- **育成林整備事業等の拡充**　273（287）の内数

→間伐遅れにより過密化した森林の適切な整備、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進

- **水源の里保全緊急整備事業**　7（0）【新規】

→奥地山村集落において、きめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進

地方負担の軽減・平準化に向けた取組

・平成20年5月に施行した「間伐等促進法」に基づく地方負担の軽減・平準化に資する措置の活用と地方交付税措置の充実

- **地方財政措置**
  - ・追加的な間伐等への地方債の適用及び償還金に係る普通交付税措置
  - ・市町村等が私有林を公的に整備する場合の特別交付税措置を拡充要求
- **美しい森林づくり基盤整備交付金**　10（10）

国から市町村に交付金を直接交付し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を引き続き実施

個人負担の軽減に向けた取組

・間伐材生産コストの低減等を推進し、実質的な個人負担の軽減に資する施策を推進

- **集約化等経営支援対策事業**　14．5（0）【新規】

→ ①提案型集約化施業の実行体制の評価を受けた事業体等に対する提案から精算まで のノウハウ蓄積への定額助成・損失額の補填による支援、②民間資金で高齢級間伐を行う事業体等に対する利子助成・損失額の補填による支援を実施

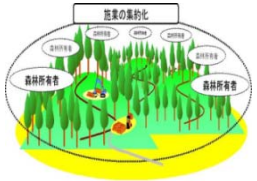

- **施業集約化・供給情報集積事業**　5（6）

→不在村森林所有者への働きかけ等を強化

- **森林・林業・木材産業づくり交付金**　132（97）の内数
- **がんばれ！地域林業サポート事業**　1（1）

→高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援

- **緑の雇用担い手対策事業**　60（67）

→高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援

※（　）は平成20年度予算額

（２）新たな森林経営政策の確立に向けた対策

【森林経営政策　１３，９３５（１４，９６３）百万円の内数】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】

対策のポイント

今後、人工林資源が主伐期を迎えるに当たって、主伐・更新による資源の循環利用を通じて林業経営の安定を図ることが重要です。そのために必要な調査・実証等に取り組みます。また、森林施業を集約化し、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立します。

（我が国の林業経営を巡る状況等）

・今後１０年間で**人工林の約６割が利用可能な高齢級の森林に移行**します。
・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
・また、間伐が必要な森林が大宗を占める現状の下で、施業・経営の集約化により、利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体を育成することが必要です。

政策目標

○　主伐・更新による人工林資源の循環利用を通じて安定的に林業経営を担える林業経営体・事業体を育成
○　提案型集約化施業の推進により、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体が平成２３年度までに私有林の８割程度をカバーできる体制を構築

＜内容＞

１．林業経営の安定に向けた取組

（１）森林資源の循環利用によるビジネスモデルの構築

主伐収入と低コスト造林・保育等により、**森林資源を循環利用するビジネスモデルを構築するための調査・実証**を行い、主伐期を迎えるに当たっての林業経営のあり方を検討します。

低コスト林業経営等実証事業　２００（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（２）経営規模の拡大等による経営基盤の強化の促進

林業経営体・事業体による**施業・経営の集約化、森林の取得による経営規模の拡大**などの取組に対して総合的に支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業　５２４（５９２）百万円】

【森林整備地域活動支援交付金　５，４３７（７，２４７）百万円の内数】
【金融措置：株式会社日本政策金融公庫資金】

２．利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

（１）森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

実行体制について第三者機関の評価を受けた林業経営体・事業体に対して、**提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積**、不測の事態が発生した場合の**リスクの軽減**を支援します。また、**高性能林業機械の導入**等を支援し、提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する林業経営体・事業体を育成します。

【集約化等経営支援対策事業　１，４５０（０）百万円の内数】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】

（２）提案型集約化施業の面的拡大

市町村、林業事業体等からなる集約化促進協議会（仮称）を設置し、**提案型集約化施業の面的拡大**を図ります。また、**提案型集約化施業に取り組む林業経営体・事業体に対する指導体制の強化や評価支援体制の確立**を支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業　５２４（５９２）百万円】
【森林整備地域活動支援交付金　５，４３７（７，２４７）百万円の内数】

（３）低コスト・高効率な作業システムの整備・定着

森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、定着等を推進します。また、効率的な森林整備を支援する機械の開発・改良等を推進します。

【低コスト作業システム構築事業　１５３（２０２）百万円】
【森林整備効率化支援機械開発事業　１０１（１２３）百万円】
【がんばれ！地域林業サポート事業　７０（１００）百万円】

３．「緑の雇用」等による担い手の育成

林業に必要な基本的な技術から、より効率的な作業に必要な低コスト作業システムなどの技術に至るまで、新規就業者への研修を支援することにより、担い手の育成・定着を進め、国産材の安定供給を推進します。

緑の雇用担い手対策事業　６，０００（６，７００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

［担当課：林野庁経営課　（０３－３５０１－３８１０（直））］

（３）需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

【木材産業総合対策　１，０２４（０）百万円 ほか】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】

対策のポイント

国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。
国産材利用の意義の啓発、普及を推進し、国産材利用の拡大に取り組みます。

（我が国の木材を巡る情勢）
- 平成19年の**木材自給率は、22.6%（対前年比2.3ポイント増加）で３年連続向上**しました。
- 輸入材を含めた**原木消費量の５割を中小製材工場が消費**しており、木造住宅の主要な工法である**在来工法住宅生産の担い手の６割を大工・工務店**が占めています。
- **ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年６月末）から80%（平成21年１月）に段階的に引き上げる予定**であり、北洋材丸太輸入の大幅減が懸念されています。
- **木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約34,000トン（平成19年）**に増加しています。
- **北海道洞爺湖サミットにおいて、違法伐採問題が大きく取り上げ**られました。

政策目標

○　木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大
　1,700万m³（平成16年）　→　2,300万m³（平成27年）
○　外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万m³向上（平成19年：1,860万m³）
○　住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
　約３割（平成17年）　→　約６割（平成27年）

＜内容＞

１．木材産業総合対策

（１）国産材への原料転換や中小工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築

外材を巡る状況から製材工場等が**国産材に原料転換する取組**や中小製材工場が**生産品目の転換により中核工場と連携する取組等に対し、施設整備や技術指導、借入資金の利子助成等の支援**を行います。

また、木材製造業者が原材料調達の一部を外材から国産材へシフトするために国産材素材の引取を行う場合、**一層低利な運転資金を融通**します。

【地域材の水平連携加工システム推進事業　７１（０）百万円】
【木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業　５００（０）百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】
【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

（２）住宅分野における地域材シェアの拡大

住宅分野における地域材のシェアを拡大するため、**「顔の見える木材での家づくり」グループのネットワーク化**や地域材を生かした**「地域型住宅づくり」**への

支援、長期優良住宅等に対応した**新たな地域材製品の開発・普及**等を図ります。

（住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業　２９０（０）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体）

（３）木質バイオマスの利用拡大と安定供給体制の確立

①　木質バイオマスの利用拡大に向けた総合的な取組の推進

製紙用間伐材チップの安定供給を促進するため、**チップの検量方法**や**関係者の連携による安定供給体制の確立、木材チップ製造施設等の整備**を行います。

また、木質ペレット利用拡大に向け、**地域における木質ペレットの安定的な販路の開拓**や**生産・集荷・流通体制の整備を図る等の取組に対して支援**します。

【製紙用間伐材チップの安定供給支援事業　３０（０）百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数】
【CO_2排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業　１２１（０）百万円】

②　低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取を行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し、低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

（４）木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築

低炭素社会に向けて、木材利用による省CO_2効果の「見える化」をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

（環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業のうち
　木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築　　１３（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

（５）公共施設における木材利用の推進

利用者が多く、展示効果やシンボル性も高い、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設等における木材のモデル的利用を推進します。

（森林・林業・木材産業づくり交付金　１３，２２２（９，６９２）百万円の内数
交付率：定額（１／２）
事業実施主体：都道府県、市町村等）

２．先進技術を活用したバイオマス燃料等の製造システムの構築

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、**先進的な技術による木質からのエネルギーやマテリアルの製造システムの構築**を行います。

（森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業　７５０（１，２００）百万円
事業実施主体：民間団体）

３．違法伐採対策

違法に伐採された木材・木材製品をマーケットから排除し、マーケットで合法性等の証明された木材等が一層評価され、使用されるよう対策を講じます。

（合法性等の証明された木材の普及促進事業　１０１（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

［担当課：林野庁木材産業課　（０３－３５０１－３８４１（直））］

（４）社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

【社会的協働による山村再生対策　２，３５０（０）百万円】

対策のポイント

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進します。

（具体的な取組）

① 森林資源を利用した二酸化炭素排出量削減の取組、② 木質バイオマス資源の山村地域からの安定供給を確保する取組、③ 森林資源を新素材やバイオエタノール等に転換する**新しい環境ビジネスを山村地域に定着させる取組、④ 健康関連産業や教育関連産業を山村に定着させる取組を推進**します。

政策目標

○　森林資源の活用により二酸化炭素排出量の削減
○　森林の整備と林業の再生に寄与

＜内容＞

１．社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図るため、センター機能を核として社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業　３５０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

２．木質バイオマス資源を供給・活用するためのインフラ整備

木質バイオマス資源を供給・活用するために欠かせない路網を整備し、間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全整備事業等（公共）　２，０００（０）百万円
補助率：３／１０等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

３．低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取りを行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

［担当課：林野庁計画課　　（０３－３５０２－００４８（直））］

（５）地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

【治山事業　９９，１９０（１０５，２５０）百万円】

対策のポイント

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ります。

（我が国の山地災害の発生状況等）

・「非常に激しい雨（1時間降水量50㎜以上)」のアメダス100地点当たり年間発生回数
16.6回（昭和51年～昭和60年平均）　→　21.8回（平成8年～平成17年平均）
（気象庁資料より）

・山地災害危険地区数　　**約23万6千箇所**（平成17年度末）

・山地災害発生箇所数　　**約3,600箇所/年**（平成15～19年における平均値）

・**強い降雨現象は頻度が増す可能性**が非常に高く、**洪水リスクを増加**させる。
（「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表)」）

政策目標

山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

＜内容＞

１．地域住民等との協働による先駆的かつ総合的な減災対策の推進

緊要度に応じたハード対策や警戒避難体制の整備等のソフト対策を内容とする**「山地災害減災計画」を国・都道府県が市町村や地域住民と協働で策定し、地域住民の災害に対する意識を高めつつ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策を推進**します。

山地災害総合減災対策治山事業（公共）　５，３００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：国、都道府県

２．山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策の推進

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じた**きめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を講じ、山地災害による被害の防止・軽減と水源林の整備等を促進**します。

水源の里保全緊急整備事業（公共）　７００（０）百万円
補助率：１／２等
事業実施主体：国、都道府県

３．災害に強い森林づくりによる流木対策の推進

流木災害の発生が懸念される流域において、**治山事業、砂防事業の連携による一体的かつ集中的な流木防止対策を計画的に実施する「総合的な流木災害防止対策事業」等を推進**するとともに、飛砂や高潮等による被害を防止・軽減する海岸防災林等の**保安林において、森林造成の妨げとなる流木等の除去対策を実施**します。

（復旧治山事業等（公共）　６３，２１３（６８，４８７）百万円の内数
補助率：１／２等
事業実施主体：国、都道府県）

４．岩手・宮城内陸地震による大規模山地災害への対応

平成２０年岩手・宮城内陸地震災害による山地災害のうち、**規模が著しく大きく高度な技術を要する箇所について、民有林直轄治山事業に着手するとともに、治山激甚災害対策特別緊急事業等を実施し、安全と安心を確保**します。

５．森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、**森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施**します。

［担当課：林野庁治山課　（０３－６７４４－２３０７（直））］

（参考）　森林吸収目標達成に向けた平成21年度の対策について

京都議定書森林吸収目標（1300万炭素トン）の達成を図るためには、平成19～24年度の6年間において、毎年20万haの追加整備が必要。

これまでの取組

● 平成19年度（初年度）の取組
補正予算をあわせ、概ね23万haに相当する765億円を確保
① 平成18年度補正予算　　530億円　【概ね15万ha】
② 平成19年度当初予算　　235億円　【概ね8万ha】

● 平成20年度（2年目）の取組
補正予算をあわせ、概ね21万haに相当する546億円を確保
① 平成19年度補正予算　　240億円　【概ね6．5万ha】
② 平成20年度当初予算　　306億円　【概ね14．5万ha】

平成21年度（3年目）の取組

● 平成21年度においては、次のとおり平成20年度補正予算をあわせ、20万haを超す追加整備（概ね21．5万ha）に相当する620億円を確保

① 平成20年度第1次補正予算　　268億円　【概ね7．5万ha】

・災害防止を目的とした緊急的な森林整備　　243億円（公共）
・木材･木質ﾊﾞｲｵﾏｽの利活用の総合的推進(うち間伐定額助成分)　　25億円（非公共）
※第2次補正予算では、間伐推進に不可欠な路網整備(208億円(うち定額助成58億円))を措置

② 平成21年度当初予算　　352億円　【概ね14万ha】

・林野公共予算における森林整備関係予算への重点化　　101億円【2．5万ha】
・農林水産関係公共事業一体となった森林づくりの推進　　150億円【6万ha】
・非公共事業を活用した取組　　101億円【5．5万ha】
（うち間伐定額助成分　85億円）

● 間伐等の森林整備に係る定額助成を大幅拡充
（定額助成として活用可能な交付金の特別枠等を含め、合計203億円）

Ⅴ　将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

（１）省エネや構造改革の推進による漁業経営の体質の強化と担い手の育成

【水産業体質強化総合対策事業　１４，２４３（５，０００）百万円ほか】

対策のポイント

- 省エネルギー型漁業への転換や収益性向上の取組への支援など漁業経営の体質強化を図ります。
- 万一の漁業災害等でも大きな補償が得られるよう、漁業共済により加入しやすい仕組みを作ります。
- 経営改善への取組への支援や人材の育成・確保、異業種のノウハウの導入を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成します。
- 漁船の安全操業対策を推進し漁業労働環境の改善を図ります。

（漁業経営体の現状）

- 海面漁業・養殖業については、全国で約12万１千の経営体のうち、主に家族労働によって営まれる沿岸漁業経営体が９割以上を占めるほか、雇用労働によって企業的な漁船漁業を営む中小漁業経営体が約６千６百、大規模漁業経営体が約100となっており、多様な経営形態が存在しています。
- このうち、底びき網漁業、まき網漁業、かつお・まぐろ漁業などの漁船漁業は、我が国の漁業生産の約７割を担い、水産物の安定供給の確保において重要な位置を占めていますが、近年、資源水準の低迷、輸入の拡大、魚価の低迷に加え燃油価格高騰等により急激に収益性が悪化しています。海面養殖業漁家についても、生産コストの上昇等により、漁労所得が減少傾向にあります。
- さらに、漁業就業者は、この10年間で約3割減少し20万人まで減少する一方、漁業への新規就業者は年間1,200～1,500で推移しており、漁業外からも含め新規就業を促進して将来の漁業生産を担う意欲ある人材を確保する必要があります。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と
活力ある漁業就業構造の確立

＜内容＞

１．省エネ・構造改革の推進による漁業経営の体質強化

（１）水産業体質強化の総合的推進

①省エネ・省力化等による沿岸漁業等の収益力の強化

ア　漁業経営体質強化対策事業

漁業者グループ等による省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等を通じて燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に関して必要な機器の取得や、省エネ操業形態導入のための共同操業探索等の取組に対して、支援を行います。

イ　省エネ推進協業体活動支援事業

漁業者グループが漁業用燃油量を削減するために輪番制休漁を行う協定等を締結し、休漁者が漁場生産力向上のための活動を実施する取組について、支援を行います。

②休漁・減船等支援の強化

ア　休漁等の促進

魚種別等の資源回復計画等に基づく「漁獲努力量削減実施計画」及び漁業団体が国際的な取決めに従って行う「国際資源管理実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良等に必要となる経費について助成します。

イ　減船の促進

資源水準に見合った漁業体制を構築するため、漁業者が自主的に行う減船に対して助成します。

ウ　省エネ漁業への転換の促進

資源回復を図りつつ省エネ漁業対応型の漁具改良等を行う取組に対して必要な経費に対して助成します。

③漁船漁業構造改革プロジェクト

漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施等により、一層の省エネと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、厳しい経営環境の下でも操業できる漁業経営体への転換を図ります。

【水産業体質強化総合対策事業　　１４，２４３（５，０００）百万円】

うち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業　　６，８５２（　　０）百万円
省エネ対応・資源回復等推進支援事業　１，６４８（　　０）百万円
漁船漁業構造改革総合対策事業　５，７４３（５，０００）百万円

（２）漁業の収益力強化のための施設整備

産地販売力の強化、燃油コストの削減に資する施設（燃油タンク、船舶給電施設等）の整備や、既存施設の改築等による漁業の収益力強化を推進します。

強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数
交付率：定額（１／２等）
事業実施主体：地方公共団体、漁業協同組合等

２．担い手の育成・確保

（１）大規模災害に備えた漁業共済の加入促進

大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果のある契約方式を選択した漁業者及び大災害により被災した漁業者に対し、共済掛金の助成を充実することにより、共済により加入しやすい仕組みを作ります。

漁業共済経営環境変化特別対策事業　１，３７６（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（２）漁協系統の経営改善の促進・支援

漁協系統が行う、購買事業に係るモデルシステムの開発及び調査等に加え、新たに、外部専門家を通じた地域漁業の再編を目的とした県域再編モデルの策定に対する経費を助成します。

漁協系統組織・事業改革促進事業　７２（７６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（３）漁業経営安定対策の実施

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える「漁業経営安定対策」を実施します。

漁業経営安定対策事業　５，１０１（５，２０６）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（４）漁業への新規就業・新規参入の促進

漁業の就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援措置を講じます。また、異業種の持つノウハウや低コスト技術等を活用した漁業の生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を推進します。

漁業担い手確保・育成対策事業　６０４（５１８）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体

（５）漁船の安全操業対策

各地域におけるリーダーを中心としたライフジャケット着用推進やサバイバル訓練講習会の開催、漁業者が着用しやすいライフジャケットの開発等を支援します。また、漁船員に海技士等の資格を取得させるための講習会等の実施を支援します。

漁船安全操業対策事業　１２２（３３）百万円
補助率：定額、２／３以内
事業実施主体：民間団体

担当課：水産庁 水産経営課（０３－６７４４－２３４５（直））
漁業保険管理官（０３－６７４４－２３５６（直））
企画課（０３－６７４４－２３４０（直））
沿岸沖合課（０３－３５０２－８４６９（直））
防災漁村課（０３－６７４４－２３９１（直））

（２）加工・流通・消費対策の強化

【加工・流通・消費対策　２，５８３（１，２００）百万円】

対策のポイント

産地販売力の強化、水産物流通の全段階を通じた品質・衛生管理体制の構築等により、新鮮で安心な国産水産物を消費者に届けるとともに、漁業者手取りの確保を図ります。

（水産物流通の現状）
- 国産水産物は、現在、その多くが産地市場・消費地市場を経由して流通しており、産地サイドの販売活動は活発とは言えません。
- 消費者の国産魚志向は強いものの、日頃購入する魚に満足できていない状況にあります。
- 産地の販売力を強化し、消費者ニーズに対応した国産水産物の安定供給、漁業者手取りの確保・漁業経営の安定を図っていくことが課題となっています。

政策目標

水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

＜内容＞

１．産地販売力の強化

流通・販売に関する専門家（スーパー・商社ＯＢ等の販売のプロ）のノウハウ・アイディアを活用し、販売戦略の策定・実行、新規販路の開拓に取り組む漁業者団体等を支援します。

（水産物産地販売力強化事業　１，０５２（０）百万円
補助率：定額・２／３・１／２
事業実施主体：民間団体）

２．国産魚の直接取引の推進

産地と小売業者等の実需者との間の直接取引を支援します。

（国産水産物安定供給推進事業　１，２００（１，２００）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

３．国産魚の加工原材料利用の推進

水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組を支援します。

（水産加工原料確保緊急対策事業　１０２（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体）

４．水産物流通の全段階を通じた品質・衛生管理体制の構築

漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたＨＡＣＣＰ手法の導入や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのＨＡＣＣＰ手法の導入等を支援します。

（水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業　１０９（０）百万円
補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：民間団体）

５．「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を図る一環として、消費者に対し、水産物の食べ方の提案や水産業に関する理解の促進を図ります。

（にっぽん食育推進事業　　２，６０２（２，７７６）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

［担当課：水産庁加工流通課（０３－３５０２－４１９０（直））］

（３）資源管理･回復の推進

【資源管理等対策　５，９６５（３，９００）百万円】
【強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数ほか】

対策のポイント

水産物の安定供給に貢献する新技術の開発、商業捕鯨再開に向けた調査、科学的知見に基づく資源管理・回復を推進します。

（背景）
- 我が国周辺水域における資源の低下や、国際的な規制の強化に対応するための水産資源の回復・管理、新技術の開発等を推進することが必要です。
- 商業捕鯨の再開に向けて、鯨類の資源状況等を科学的に把握するための調査を行うことが不可欠です。
- 養殖生産による水産物の安定供給の重要性が高まっています。

政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

＜内容＞

１．資源回復計画等の一層の推進

（１）資源管理の着実な実施

我が国周辺水域における資源回復計画の作成・実施や、漁獲可能量の適切な管理を推進します。また、自立した資源管理体制の構築を図るためのポスト資源回復計画の導入を推進します。併せて、休漁漁船を活用した漁場の清掃作業等の取組を支援し、ゴーストフィッシング、不法投棄網にも対応します。

【資源管理体制・機能強化総合対策事業　２８２（２６２）百万円】
【強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数】
【水産業体質強化総合対策事業のうち省エネ対応・資源回復等推進支援事業
１，６４８（　　０）百万円】

（２）資源調査の着実な実施

スルメイカ、マサバ、マグロ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源評価等を実施します。

【我が国周辺水域資源調査推進事業　１，６０５（１，６２３）百万円】
【国際資源対策推進事業　８９８（９４５）百万円】

２．休漁・減船等支援の強化（再掲）

（１）休漁等の促進

魚種別等の資源回復計画等に基づく「漁獲努力量削減実施計画」及び漁業団体が国際的な取決めに従って行う「国際資源管理実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良等に必要となる経費について助成します。

（２）減船の促進

資源水準に見合った漁業体制を構築するため、漁業者が自主的に行う減船に対して助成します。

（３）省エネ漁業への転換の促進

資源回復を図りつつ、省エネ漁業対応型の漁具改良等事業を行う事業実施機関に対して必要な経費について助成します。

水産業体質強化総合対策事業のうち省エネ対応・資源回復等推進支援事業
１，６４８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

３．持続的な養殖生産と養殖生産物の安定供給の確保

（１）養殖の省コスト化、安定生産に向けた技術の開発・普及

未利用資源の活用による飼料確保、新技術の導入による生産コストの削減を推進し、効率的で消費者の信頼にこたえる生産を通じて養殖生産物の安定供給を図ります。

持続的養殖生産・供給推進事業　１８６（１３５）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体等

（２）養殖生産技術の開発

天然からの採取に依存している養殖用の及びウナギの種苗について、安定的に供給可能な人工種苗生産技術を開発します。また、養殖用種苗の国産化や低環境負荷型養殖等の技術を開発します。

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数】
【ウナギの種苗生産技術の開発　１５２（１５６）百万円】

４．未来を切り拓く新技術の開発

（１）漁船等の省エネルギー化、安全確保を促進する技術の開発

省エネルギー技術の開発・実証・普及及び衛星情報を活用した効率的な漁場探索技術の実用化への支援等により、省エネルギー化を促進します。併せて、操業の安全確保を図るため、無線のデジタル通信システムの開発等を行います。

漁船等省エネルギー・安全推進事業　８５５（０）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体等

（２）水産分野の地球温暖化対策、バイオマス資源の利活用技術の開発

藻場・干潟等の炭素吸収量の全国評価、地球温暖化による沿岸漁場環境への影響評価、高水温耐性等を有する養殖品種の開発等を行います。また、未利用水産資源（海藻等）からバイオ燃料等を生産・利用するために必要な技術の開発を行います。

【地球温暖化対策推進費　１５７（９８）百万円】
【水産業振興型技術開発事業　９３（１０８）百万円】

５．マグロ資源の持続的利用の推進

（１）マグロ類の人工種苗による新規養殖技術の開発

天然からの採取に依存している養殖用マグロ種苗について、優良な親魚養成及び種苗生産技術を開発します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
６，５１６（５，２００）百万円の内数
事業実施主体：民間団体等

（２）小型マグロの有効利用モデルの実証とクロマグロ養殖効率化技術の開発

海象条件の厳しい未利用海域でのクロマグロ養殖を可能とする生けす等の開発を行います。また、まき網で漁獲される小型魚を養殖に効率的に活用するための運搬技術等を開発します。

（養殖クロマグロ安定供給推進事業　２４７（２４７）百万円
補助率：定額、１／２
事業実施主体：民間団体）

６．商業捕鯨再開への対策

鯨類の資源調査及び国内に流通する鯨肉の市場調査を実施します。また、年々激化する鯨類捕獲調査に対する妨害行為への対策を強化します。

【鯨資源調査等対策推進事業　４０４（４０４）百万円】
【鯨類捕獲調査円滑化事業　７９５（０）百万円】

７．漁場油濁被害への対策

原因者不明の油濁による被害漁業者に対する救済対策を引き続き実施します。また、原因者が判明している油濁事故に際し、漁業者が実施した防除・清掃作業の費用を支弁します。

（漁場油濁被害対策　１５３（７８）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

８．サンゴ礁保全への対策

我が国排他的経済水域の重要な拠点である沖ノ鳥島を中心に、一定規模のサンゴ増殖技術の確立を図るため、種苗生産、増殖基盤や効率的な移植技術等、一連のサンゴ増殖技術を開発します。

（厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業　２９０（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

［担当課：水産庁管理課　（０３－３５０２－８４５２（直））］

（４）漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

【水産資源の生産力向上対策
３８，４９５（３５，５７２）百万円の内数】

対策のポイント

国による直轄漁場整備を一層推進するとともに、生産流通機能の強化、防災・減災対策等による安全で活力ある漁村づくり、漁業者が中心となって行う環境・生態系保全活動や離島の漁業再生活動を支援します。

（背景）

・水産資源の多くが低位水準と評価されている中、安全・安心な水産物の安定供給のためには、我が国周辺水域の生産基盤や流通機能の強化が必要となっています。
・漁村は、概して地震・津波等の災害に対してぜい弱な面を有しており、また、集落排水施設等の生活環境施設の整備が立ち後れています。
・水産業・漁村は、水産物を安定的に供給する機能以外に、自然環境や生態系の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有しています。

政策目標

○　平成23年度までに漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産
○　平成23年度までに防災機能の強化が講じられる漁村の普及率を21%から概ね30%に、漁業集落排水処理普及率を35%から概ね60%に向上
○　藻場・干潟等の保全活動による公益的機能の維持及び発揮
○　全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合10%の確保

＜内容＞

１．資源の生産力向上に資する漁場整備の推進

①　沖合資源の保護・増殖のため、国の直轄漁場整備を一層推進するとともに、新たな魚種・海域を対象とした事業に向けた調査を重点的に実施します。

【フロンティア漁場整備事業（公共）　１，０００（４００）百万円】
【水産基盤整備調査費（公共）　４９８（７０８）百万円の内数】

②　漁場と漁港の一体的な水域環境保全対策を実施するほか、底質環境が悪化している養殖海域の改善を図ります。

【水域環境保全創造事業（公共）　２，８００（０）百万円】

２．産地における生産流通機能の強化

漁場への移動や探索に要する時間を短縮し、効率的な操業に資する浮魚礁の整備を促進します。また、漁港から幹線道等へのアクセス道の整備により、漁獲物の生産・流通の効率化、漁村の生活環境改善を図ります。さらに、既存ストックの有効活用のため、漁港施設の長寿命化対策の充実を図ります。

【浮魚礁漁場整備事業（公共）　５００（０）百万円】
【漁港関連道整備事業（公共）　４９０（０）百万円】
【水産基盤ストックマネジメント事業（公共）　１，２２０（１，２００）百万円】

３．安全で活力ある漁村づくりの推進

① 養殖漁場等における水質改善対策として、漁業集落排水施設に紫外線照射装置等を設置し、効果を検証するとともに水質改善対策のための施設整備を推進します。

【漁業集落環境整備事業（汚水処理高度化対策事業）（公共）
４，１４０（６，０８５）百万円の内数】
【強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数】

② 地域の創意工夫を生かした活力ある漁村づくりを支援します。また、子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するための安全指針やガイドラインの作成を行います。

【漁村再生交付金（公共）　７，２３０（７，７４６）百万円】
【漁村地域力向上事業　１０４（　　１０３）百万円】

③ 漁業者の共同利用に係る施設の整備について、広域的な利用に係る施設や条件不利地における施設の整備の円滑化等を図り、地域が実施する施設整備を効果的に支援します。

（強い水産業づくり交付金　７，６７４（７，７３０）百万円の内数
交付率：定額（１／２等）
事業実施主体：地方公共団体、漁業協同組合等）

④ 複数の漁業集落が連携した防災関連施設等の整備により漁業地域の広域的な減災力の向上を推進します。また、高潮や波高の増大等に対して機能が低下している漁港施設の機能強化や地震、津波、高潮対策等のための海岸整備を緊急に実施します。

【漁業集落環境整備事業（公共）　４，１４０（６，０８５）百万円】
【漁港施設機能強化事業（公共）　４００（０）百万円】
【海岸事業（漁港）（公共）　９，７８４（１０，１４９）百万円】

４．多面的機能の発揮の促進

① 漁業者を中心とした藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支援するための新たな交付金制度を創設します。また、優良事例の普及等や技術的サポート等を行います。

（環境・生態系保全対策　１，３３０（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

② 離島漁業の再生に取り組む漁業集落に対して交付金を交付します。また、活動内容や効果の調査・分析等を実施します。

【離島漁業再生支援交付金　１，２８０（１，４５１）百万円】
【離島漁業再生支援交付金導入効果分析事業　４５（０）百万円】

［担当課：水産庁計画課　　（03－3502－8491(直)）］

環境・生態系保全活動（藻場・干潟の保全活動）への支援について

現　状

▷ **藻場・干潟の公益的機能**

①漁業生産
②水質浄化
③生物多様性の維持
④CO_2の固定
⑤浸食抑制による海岸保全
⑥親水性や環境学習の場

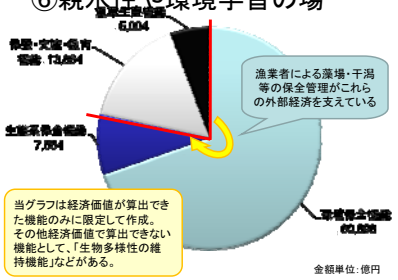

出展：(株)三菱総合研究所（平成16年）、漁業・養殖業生産統計年報（平成16年）による

▷ **藻場・干潟の減少**

藻場の面積推移

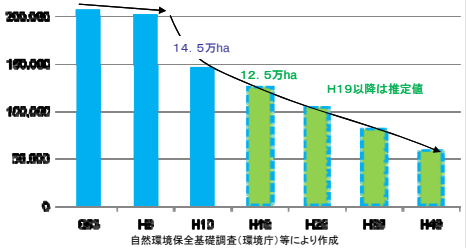

自然環境保全基礎調査（環境庁）等により作成

干潟についても二枚貝の減少等により、水質浄化機能が大幅に低下

▷ **藻場・干潟を生息場所等とする主要な水産動植物の漁獲量の減少**

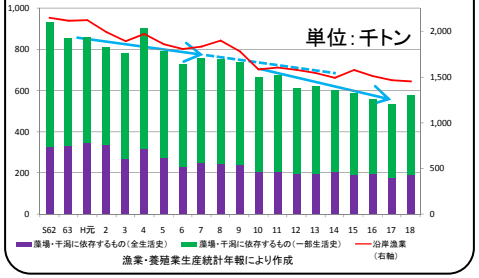

漁業・養殖業生産統計年報により作成

要　因

最近の藻場衰退のメカニズム

健全な藻場では海藻の生産力と植食動物の摂食量がバランス

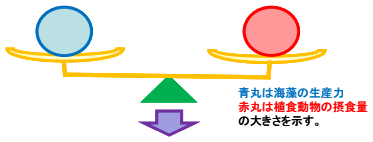

環境変化によって両者のバランスが崩れると。。。

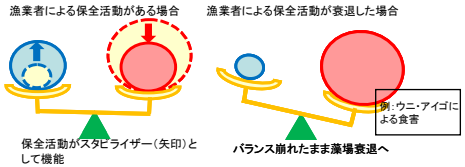

① 地球温暖化等の環境変化による食害生物の増加とこれを除去するために必要な活動量の増加

② 漁業者の減少・高齢化による保全活動の担い手の減少、弱体化とそれに伴う活動量の減少

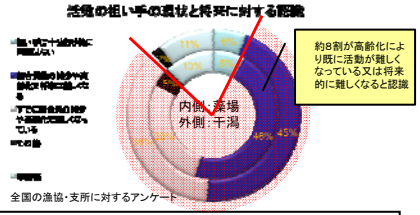

全国の漁協・支所に対するアンケート

就業者数：27.8万人（H9）⇒20.4万人（H19）
65歳以上の割合：27%（H9）⇒37%（H19）

③保全活動量の増加に伴う費用負担増

放置

水質浄化等の公益的機能の低下に伴う国民負担増

水産資源の減少による水産物の安定供給への支障
（基本計画の持続的生産目標の未達成）

現在実施している施策

○ 藻場・干潟で既に消失・機能低下したものについての基盤整備

水産基盤整備事業による藻場・干潟の造成等（継続）

公共事業により 5,000ha 造成等
（H19～H23）

藻場造成

自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置による藻場の造成

干潟造成

砂の投入により人工的に干潟の造成

＋

今後の施策の展開方向

○ 現存する藻場・干潟等について漁業者等による保全活動を支援
（新たな交付金制度の創設）

環境・生態系保全活動支援事業（新規）　1，230百万円

目　標

藻場：12．5万haの維持・回復
干潟：4．8万haにおける機能の維持・回復

アマモの移植

干潟の耕うん

○ 藻場・干潟等の保全活動等を核とした人と海との共生を推進するため、優良事例の普及等による国民的な理解の醸成、保全活動の計画策定や実施に至る段階における技術的なサポート等の実施

環境・生態系保全活動支援推進事業（新規）　100百万円

Ⅲ. 関連資料

１．平成２０年度第１次農林水産関係補正予算の概要

農林水産関係補正予算　総額　２，６０２億円

（うち非公共　１，５１０億円
　　公共　１，０９２億円）

Ⅰ　農林関係　１，１５３億円

１．農業における燃油・飼料・肥料対策　７９０億円

（１）肥料・燃油高騰対応緊急対策事業　５００億円

・　化学肥料の施用量や施設園芸用の燃油の消費量を２割以上低減する農業者グループに対し、肥料費や燃料費の増加分に着目して支援

（２）配合飼料価格安定対策事業　８５億円

・　配合飼料価格の急激な上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の安定運用のために必要な異常補てん財源を積み増し

（３）強い農業づくり交付金　２８億円

・　施設園芸における燃油使用量の低減に資する外張りの多重化、内張りの多層化、循環扇等を整備するとともに、省エネ型水田直播機、乾燥機等の農業機械・施設の整備を支援

（４）施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業　１０億円

・　省エネルギー型農業への転換を緊急に推進するために、木質バイオマス利用加温設備及びヒートポンプ等の先進的省エネルギー加温システムの導入実証に対し支援

（５）施肥体系緊急転換対策事業　７０億円

・　土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入、たい肥等の低利用資源の活用など、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証や、必要な機械・施設の整備等に対し支援

（６）国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業　１０億円

・　省エネ型製糖工場の整備、いもでん粉工場における省エネルギー設備への転換に対し支援

（７）省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業　８０億円

・　省エネルギー施設の導入等によりコスト低減を図る認定農業者を支援するため、スーパーＬ資金、農業近代化資金について、無利子化特別枠を創設

（８）担い手経営展開支援リース事業　７億円

・　認定農業者や集落営農組織が、リース方式により省エネルギー型機械等を導入する場合のリース料の一部を助成

２．強い農林業の創出対策　１２０億円

（１）耕作放棄地再生利用推進事業　２５億円

・　耕作放棄地の再生、利用に向けた体制整備や障害物除去等の再生実証試験、実施計画策定等を支援

（２）森林・林業・木材産業づくり交付金（間伐定額助成を含む）等　６８億円

・　木質ペレット、木材チップの利活用促進、外材から国産材への原料転換、省エネ促進のための設備導入等に対する支援
・　定額助成方式による間伐を促進し、間伐材の安定供給等を支援

（３）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　４億円

・　水田をフル活用し、新規需要米等の需要に応じた定着拡大を図るため、米粉処理加工施設の整備を支援

（４）強い農業づくり交付金等　２３億円

・　国産原材料の利用拡大に向け、供給円滑化のための集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を支援
・　安全な畜産物を低コストで供給するため、衛生環境に配慮した動物検疫所の係留施設を整備

３．森林吸収源対策　２４３億円

・　京都議定書の６％削減約束を達成するため、森林吸収目標1,300 万炭素トンの確保に向け、追加的な間伐を推進

Ⅱ　水産関係　　６００億円

水産業における燃油対策等　　６００億円

（１）省燃油操業実証事業　　５５０億円

・　燃油使用量を１割以上削減する実証事業の取組に対し、燃油費増加分に着目して支援

（２）省エネ推進協業体活動支援事業　　５億円

・　輪番制休漁体制の下で、休漁者が行う生産力向上の取組を支援

（３）沿岸漁業改善資金造成費補助　　１億円

・　省エネルギー機器等の導入に必要な無利子資金の造成を支援

（４）国際漁業再編対策事業　　３３億円
（５）資源回復等推進支援事業　　５億円

・　燃油高騰を乗り越えるための休漁・減船等を支援

（６）国産水産物安定供給推進事業　　２億円

・　漁業者団体による国産魚の買取り・保管・販売を支援

（７）省エネルギー・効率型ビジネス連携緊急支援事業　　２億円

・　異業種事業者が有する省エネルギー技術等を活用した取組を支援

（８）水産庁船舶燃油経費　　２億円

・　燃油価格の高騰に伴う船舶の運航に必要な経費を措置

Ⅲ　災害対策関係　　１，０９２億円

（うち森林吸収源対策２４３億円は再掲分）

１．災害復旧等　　７８２億円

・　地震、豪雨等の被害に対応し、災害復旧事業等を早期に実施

２．防災対策　　３１０億円

・　地震、豪雨等による被災地域等における再度災害防止等のため、森林の整備、防波堤の整備等を緊急に実施

２．平成２０年度第２次農林水産関係補正予算の概要

農林水産関係補正予算　総額　１，４６３億円

（うち非公共　１，１１７億円
公共　３４７億円）

Ⅰ　農業の将来を担う経営の育成と雇用創出等　６７１億円

（１）水田フル活用推進交付金　３８１億円

・　20年産の生産調整実施者で21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、20年産の水稲作付面積に応じて交付金を交付

（２）食料自給力向上緊急生産拡大対策事業　９億円

・　食料自給力・自給率向上に向け、平成21年産麦について、需要に応じた作付拡大を支援

（３）強い農業づくり交付金　１００億円

・　食料供給力の強化に必要な施設・機械等の整備を支援

（４）「農」の雇用事業　１７億円

・　農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身に付けさせるために実施する実践的な研修（ＯＪＴ研修）の経費を支援

（５）食料供給力向上緊急機械リース支援事業　５０億円

・　生産性・品質の向上に資する最新生産方式に必要な農業機械のリースによる導入を支援

（６）自給飼料生産効率向上支援リース事業　５０億円

・　自給飼料の生産効率向上に資する機械等のリースによる導入を支援

（７）担い手経営展開支援リース事業　１０億円

・　集落営農等の機械・施設のリースによる導入を支援

（８）地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業　９億円

・　地域の雇用を拡大する担い手が行う機械・施設等の整備に対し、融資主体型補助と共同利用施設補助を総合的に実施

（９）農業法人経営展開支援事業　0.5億円

・　農業法人と食品メーカー等との多様なネットワーク形成を支援

（10）担い手に対する融資の円滑化　　１６億円

・　担い手向け無担保・無保証人融資の限度額引上げ、保証料負担の一部助成、農林漁業法人向け資本性資金（劣後ローン）の創設　（財投特会63億円）

（11）家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金事業　　２９億円

・　家畜飼料特別支援資金に係る保証保険の充実

Ⅱ　国産農産物の積極的活用、技術開発の加速化と農商工連携等　　１７１億円

（１）農商工連携施設整備事業　　１０億円

・　国産農産物を安定的に活用する農商工連携の取組のための施設整備を支援

（２）食品流通機能合理化・高度化支援事業　　５億円

・　食品小売業者等が行う農業者等と連携した産地からの直接調達の共同化、物流拠点施設利用の共同化、出張型販売を支援

（３）ふるさと地域資源活用促進緊急対策　　１１億円

・　地域のリーダーとなる人材の育成やエコツーリズムなど地域資源の活用・保全による実践活動を支援

（４）広域連携共生・対流等対策交付金　　0.3億円

・　都市と農山漁村との交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な農産物直売所、食材供給施設等の整備を支援

（５）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金　　２５億円

・　定住や二地域間居住、都市との地域間交流の促進により農山漁村地域の活性化を図るため、生活環境施設等の整備などを支援

（６）国産牛肉消費拡大緊急対策事業　　２億円

・　牛肉の販路拡大など生産者団体等の新たな取組を支援

（７）農林水産物等輸出促進緊急対策　　２億円

・　急速な円高の進行に対応し、輸出に関心を有する農林漁業者等の取組や日本の農林水産物等の品質ＰＲの取組を支援

（８）農業生産基盤整備・保全事業等（公共）　　１１６億円

・　老朽化の進んだ農業水利施設等の機能保全対策や更新及び農地の大区画化や汎用化等を実施

Ⅲ　森林・林業の活性化等　　３０３億円

（１）国産材住宅づくり促進に向けた総合対策　　0.2億円

・　国産材住宅づくりのためのワンストップ窓口の設置、「国産材住宅づくり情報システム」の創設、国土交通省との連携による木材住宅の普及・推進

（２）地域木材の利用拡大・木質バイオマス利用の総合的推進等　　２０億円

・　地域材を活用した公共施設等の整備、木材・木質バイオマスの需要拡大を支援

（３）緑の雇用担い手対策事業　　４億円

・　林業就業に意欲を有する者に対する技術の習得に必要な研修を支援

（４）林業・木材産業体質改善支援保証　　２１億円

・　林業者・木材産業者の円滑な資金調達に資するため、農林漁業信用基金による保証を充実

（５）建設事業者の能力を活用した路網整備の推進　　５８億円

・　森林組合等と建設事業者との連携による基幹的な作業道の整備に対し定額助成

（６）森林整備事業（公共）　　１５０億円

・　間伐や木材の搬出等に必要な路網整備等を実施

（７）治山事業（公共）　　５０億円

・　集中豪雨による荒廃地等において、治山施設の整備を緊急的に実施

Ⅳ　水産業の活性化等　　１４３億円

（１）国産水産物安定供給推進事業　　１０億円

・　産地販売力を強化するため、漁業者等が行う消費者への直接販売、小売業者等との直接取引等の取組を支援

（２）漁業経営体質強化対策事業　　１０億円

・　漁業者グループ等が実施する省エネ・省人・省力化、高度な品質管理手法の導入等による燃油使用量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器等の導入を支援

（３）漁業担い手確保・育成対策事業　　３億円

・　漁業への就業を促進するため、就業希望者と漁協・漁業者とのマッチングの取組や漁業種類に応じた現場での長期研修を支援

（４）もうかる漁業創設支援事業（漁船漁業資材等対策）　　４億円

・　漁船漁業の収益力強化のための燃油使用料削減又は生産性の向上に係る取組を支援

（５）もうかる漁業創設支援事業（遠洋漁業収益力強化対策）　　１５億円

・　遠洋漁業における収益力強化のための、操業方法や流通のあり方などの抜本的な改革、途上国での合弁事業及び新規漁場確保のための取組を支援

（６）漁船漁業等収益力強化型ビジネス連携緊急支援事業　　２億円

・　異業種のもつ省コストや加工・流通技術等を活用した漁船漁業の各分野にわたるビジネスプランを支援

（７）強い水産業づくり交付金　　１２億円

・　養殖用飼料高騰に対応するための、漁業収益力強化、産地販売力・流通強化、離島等における漁業生産基盤の強化を図るための共同利用施設等の整備を支援

（８）養殖用飼料高騰緊急対策　　１億円

・　未利用資源の生餌への活用のための飼料適性調査、輸送・保管システム開発等の取組を支援

（９）国際漁業再編対策事業　　２９億円

・　国際交渉の結果、資源管理強化などの影響を受ける漁業の再編整備（減船等）を支援

（10）中小漁業融資保証保険制度基盤強化交付金　　２２億円

・　国際規制等に伴う減船等により急激な財務基盤への影響を受ける農林漁業信用基金の漁業融資保証保険制度の基盤強化

（11）漁協財政再建のための支援事業　　２億円

・　経営不振漁協等が経営再建のために借り入れる漁協経営改革支援資金の融資を受けた漁協への利子助成、当該融資の保証を行った漁業信用基金協会の求償権償却費への助成

（12）水産基盤整備事業等（公共）　　３１億円

・　漁港における防波堤の整備、藻場の造成、魚礁の設置、津波・高潮への対策等の実施

Ⅴ　食に対する信頼確保等　　１６４億円

（１）事故米穀影響事業者緊急経営支援事業　　**１５１億円**

・　事故米穀とは知らずにこれを販売・加工した善意の事業者に対し、製品の回収・廃棄等に係る経費、売上総利益の減少相当額を支援

（２）米加工品信頼回復対策事業　　**２億円**

・　米加工品の信頼回復を図るため、業界団体が行うマスメディアを活用した普及啓発の取組を支援

（３）焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業　　**４億円**

・　いも焼酎用かんしょのでん粉原料用への活用に対する助成

（４）食の安全対策の強化　　**７億円**

・　輸入食品や飼料の検査・検疫体制の強化等

Ⅵ　その他　　１２億円

（１）鯨類捕獲調査円滑化緊急対策事業　　**３億円**

・　鯨類捕獲調査事業の確実な実施及び調査団の安全を図るための支援

（２）さけ・ます漁業協力事業　　**１億円**

・　日ロ漁業交渉で合意されたロシアへの協力の一環として実施する施設整備等を支援

（３）公共施設の耐震化等防災対策　　**６億円**

・　所管独立行政法人の施設の耐震強化

（４）地方支分部局等におけるＩＣゲートの設置　　**２億円**

３．特別会計歳入歳出予定額表

会計名	２０年度予算額		２１年度概算決定額		対前年度比	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
１　食料安定供給	3,504,043	3,489,634	3,660,781	3,632,207	104.5	104.1
農業経営基盤強化勘定	21,802	21,802	24,807	21,941	113.8	100.6
農業経営安定勘定	210,466	210,466	232,426	232,426	110.4	110.4
米管理勘定	859,623	859,623	857,140	857,140	99.7	99.7
麦管理勘定	688,071	688,071	688,419	688,419	100.1	100.1
業務勘定	21,187	21,187	17,976	17,976	84.8	84.8
調整勘定	1,596,741	1,582,333	1,727,525	1,701,816	108.2	107.6
国営土地改良事業勘定	106,153	106,153	112,489	112,489	106.0	106.0
２　農業共済再保険	112,783	102,843	118,644	108,791	105.2	105.8
再保険金支払基金勘定	20,180	20,180	21,818	21,818	108.1	108.1
農業勘定	28,040	27,932	33,152	33,047	118.2	118.3
家畜勘定	45,023	38,231	44,750	37,784	99.4	98.8
果樹勘定	12,924	9,973	12,662	9,904	98.0	99.3
園芸施設勘定	5,473	5,383	5,135	5,111	93.8	94.9
業務勘定	1,144	1,144	1,127	1,127	98.6	98.6
３　森林保険	11,956	5,308	11,242	5,014	94.0	94.5
４　国有林野事業	449,639	449,639	462,077	462,077	102.8	102.8
５　漁船再保険及び漁業共済保険	28,006	17,458	25,864	16,474	92.4	94.4
漁船普通保険勘定	8,145	8,039	6,983	6,859	85.7	85.3
漁船特殊保険勘定	351	269	353	269	100.4	100.0
漁船乗組員給与保険勘定	62	43	62	43	100.3	100.0
漁業共済保険勘定	18,426	8,085	17,535	8,372	95.2	103.5
業務勘定	1,022	1,022	932	932	91.1	91.1

（注）１　食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定については、21年度予算において、予算科目の見直しにより、従来、同勘定の事業費に計上していた経費の一部を一般会計に計上している。

２　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

４．財政投融資資金計画表

区　　分	20年度計画額	21年度計画額	対前年度比
	百万円	百万円	%
１　株式会社　日本政策金融公庫	81,400	180,500	221.7
農林漁業金融公庫	95,600	―	皆減
（　二　機　関　計　）	177,000	180,500	102.0
２　独立行政法人　森林総合研究所	6,300	5,900	93.7
３　食料安定供給特別会計 （国営土地改良事業勘定）	18,000	16,300	90.6
４　独立行政法人　農業・食品 産業技術総合研究機構	1,400	900	64.3
合　　計	202,700	203,600	100.4

（注）１　農林漁業金融公庫は、平成２０年１０月１日に解散し、その権利及び義務は、同日付をもって設立された（株）日本政策金融公庫に承継された。

２　農林漁業金融公庫の２０年度欄の金額は、（株）日本政策金融公庫が設立されるまでの金額を計上している。

３　（株）日本政策金融公庫は、上記のほか、２１年度に財投機関債の発行による資金調達（１００億円）を見込んでいる。
（農林漁業金融公庫の２０年度発行額１００億円）

４　（株）日本政策金融公庫は、上記のほか、危機対応円滑化業務の事業のため、２１年度計画額１２，０００百万円がある。（２０年度計画額６，０００百万円）

５　独立行政法人森林総合研究所は、上記のほか、２１年度に財投機関債の発行による資金調達（３９億円）を見込んでいる。（２０年度発行額４１億円）

Ⅳ. 平成21年度予算における取組

１．無駄遣い撲滅に向けた支出の総点検の反映

行政支出総点検会議等において受けた指摘を踏まえ、農林水産予算における徹底した無駄の削減を行い、平成21年度予算に反映しました。
その概要は、以下のとおりです。

（１）公益法人向け支出の見直し

国、独立行政法人等から公益法人への支出について、事務事業の廃止・縮小、競争性の高い契約方式への移行、公益法人への委託等の見直しにより徹底した見直しを行い、平成18年度支出実績額1,309億円から34.3％削減し、平成21年度における公益法人向け支出予定額を860億円まで抑制。

（２）レクリエーション経費の原則廃止等

職員厚生経費のうちレクリエーションに係るものについて、平成20年度における執行を凍結するとともに、平成21年度予算には計上していない。

（３）広報経費・委託調査経費の見直し

事業の必要性等の観点から徹底的に見直しを行い、

- 広報経費については、平成20年度予算額49億円から31.1％削減し、平成21年度予算額を34億円まで抑制
- 委託調査経費については、平成20年度予算額94億円から31.3％削減し、平成21年度予算額を65億円まで抑制

するとともに、一者応札の解消に向けた一般競争入札や企画競争手続等の更なる改善（公告・公示期間の延長等）を実施。

（４）タクシー代

24時半以降の利用の際に使用時間の打刻を義務付ける等、タクシー利用の事前承認・事後確認の徹底等を図り、平成20年度予算額446百万円から30％削減し、平成21年度予算額を312百万円に抑制。

（５）政策の棚卸し等

３年以上継続している事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等について、必要性・有効性・効率性の視点から見直し。

（見直した事業の例）

＜水土里情報利活用促進事業＞

農地や水利施設等に関する地図情報のデータベースを整備する本事業について、事業内容を徹底的に精査し、サーバーの集約等により事業の効率化を図ることとした結果、平成20年度予算額97億円から16.5％削減し、平成21年度予算額を81億円に抑制。

＜企業等農業参入支援推進事業＞

事業内容について、農業参入しようとする企業等のニーズに的確に対応したものとなるよう、栽培技術の習得、販売開拓等の支援を追加。予算額については、実需を踏まえ、平成20年度予算額379百万円から80.3％削減し、平成21年度予算額を75百万円に抑制。

（６）国からの補助金等により造成された基金等の見直し

国からの補助金等により公益法人等に造成された基金の見直しとして、平成18年度の見直しによる平成18～21年度の国庫返納額819億円に加え、農林水産省所管の８法人15基金に係る109億円を、平成20～23年度に国庫に返納することを決定（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）。

２．政策評価結果の反映

ア　農林水産省においては、「農林水産省政策評価会」（第三者機関：座長 八木宏典 東京農業大学国際食料情報学部教授）の意見を聴き、政策評価を実施しています。

平成20年７月18日に公表された「平成19年度に実施した政策の評価結果の概要は、次のとおりでした。

＜平成19年度政策の評価結果＞

（１）17政策分野の54政策目標のうち、

①「Ａ(おおむね有効)」ランクは、39目標（72%）

②「Ｂ(有効性の向上が必要である)」ランクは、12目標（22%）

③「Ｃ(有効性に問題がある)」ランクは、２目標（４%）

④「その他」は、１目標（２%）

となりました。

(注１)「Ａ(おおむね有効)」ランク・・・・・・・・達成度合90%以上
「Ｂ(有効性の向上が必要である)」ランク・・・達成度合50%以上90%未満
「Ｃ(有効性に問題がある)」ランク・・・達成度合50%未満

(注２）調査が終了しなかったため、ランク付けを行わない目標が１つあった

（２）「Ｃ(有効性に問題がある)」ランクとなった２目標の政策手段（予算事業）については、必要性、有効性等を分析・検証する政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

また、今年度からは、新たに、目標の下に位置付けられている指標の達成状況にも着目し、「Ｃ(有効性に問題がある)」ランクとなった１指標の政策手段についても、政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

イ　「Ｃ(有効性に問題がある)」ランクとなったものについては、評価結果を予算の概算要求等に反映させています。

また、予算の概算決定等に当たり概算要求内容の変更がある場合は、その内容を記述しています。なお、参考に事業名・金額を記載しています。

＜「Ｃ(有効性に問題がある)」ランクとなり、政策手段別評価を行った２目標における対応＞

①　教育ファームへの取組の推進

【政策評価結果】

・19年度目標：教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合の増加　68.1%

・19年度実績：49.1%（Ｃランク）

・**評価結果の概要**：早急に教育ファームの狙い等を市町村に周知徹底するとともに、21年度予算において、地方農政局、地方農政事務所等を通じて得た市町村の要望を踏まえ、事業内容や運用の改善を図るべきである。

【政策評価結果の反映】

市町村に対して教育ファームの狙い等を早急に周知徹底します。また、点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材の作成を行います。

【概算決定の内容】

上記【政策評価結果の反映】の内容と同じです。

【食育推進事業事務費（拡充）　６６（６４）百万円の内数】

【にっぽん食育推進事業補助金（継続）１，６１３（１，６６４）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金（継続）　２，３１４（２，３４５）百万円の内数】

②　低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

【政策評価結果】

・19年度目標：資源回復計画の着実な実施に向け、漁獲努力量削減実施計画を早期（資源回復計画作成後半年以内）に策定 達成率100%

・19年度実績：達成率 35%※（Ｃランク）

※漁獲努力量削減実施計画の早期作成は３計画／資源回復計画は14計画＝35%

・**評価結果の概要**：水産資源を早期に管理し回復させることは、我が国水産物の安定供給等に向けた重要な課題である。このため、①都道府県に対し漁獲努力量削減実施計画（以下「削減実施計画」）の早期作成（半年以内）をうながすために必要な指導を行う仕組みを検討すること、②事業の効率的な運用を促進するため、強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を早期（半年以内）に作成する規定を設けることが必要である。

【政策評価結果の反映】

目標達成に向け、①都道府県に対し削減実施計画の早期作成（半年以内）を促すため、地方公共団体の役割に留意しつつ、必要な現地説明会等を国が直接行うこと、②強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を半年以内に作成する規定を新たに設けることにします。

＜「Ｃ（有効性に問題がある）」ランクとなり、政策手段別評価を行った１指標における対応＞

① 豊かで住みよい農村の実現

【政策評価結果】

・19年度目標：「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」の指標のうち「景観農業振興地域整備計画の策定数」 20計画

・19年度実績：２計画（Ｃランク）

・**評価結果の概要**：景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振整備計画」）の策定を推進するためには、景観法や景観農振整備計画について幅広く普及・啓発することに加えて、①重点地域を定め、その地域の市町村、地域住民等を支援すること、②事業の効率性を上げるため、景観農振整備計画の策定に繋がるメリット措置の導入を検討することが必要である。

【政策評価結果の反映】

景観農振整備計画の策定数を増加させる取組を強化するため、計画策定に意欲的な市町村（重点地域）へのアドバイザー派遣等を支援します。

また、景観法等に基づき指定された重要地域において、環境や農村景観の維持向上に対する活動や基盤整備等に支援します。

【概算決定の内容】

上記【政策評価結果の反映】のうち、「環境や農村景観の維持向上に対する活動」が「環境や農村景観の維持向上に対する調査」となりました。

【田園歴史的風致土地利用推進事業（新規） ９（０）百万円】

【農村環境保全整備推進モデル事業（公共）（新規） ５０（０）百万円】

ウ　「Ａ(おおむね有効)」ランク又は「Ｂ(有効性の向上が必要である)」ランクとなった目標に属する政策手段（予算事業）についても、評価結果を予算の概算要求等に反映させています。その具体例は、次のとおりです。

また、予算の概算決定等に当たり概算要求内容の変更がある場合は、その内容を記述しています。なお、参考に事業名・金額を記載しています。

①　食品産業の競争力の強化

【政策評価結果】

・19年度目標：食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化

（食料産業クラスター事業に参画している食品製造企業の製品出荷額等が、前年実績を上回ったかを基本に、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に有効性を判断）

・19年度実績：おおむね有効（Ａランク）

（平成19年度の製品出荷額（推計）が対前年比2.8%増）

・評価結果の概要：食料産業クラスターに参画している食品製造企業の活性化に貢献し、目標の達成状況はおおむね有効であることから、今後とも、国産農産物を活用した商品づくりや販路拡大を支援する必要がある。

（注：「食料産業クラスター」とは、食品産業が中核となり、農林水産業や関連産業を含めた連携ネットワークを構築すること。）

【政策評価結果の反映】

食料産業クラスター形成により、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組を推進するため、農商工等連携促進法による支援策の活用を図るとともに、食品産業等に対し専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の強化を図ります。

【概算決定の内容】

地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組を推進するため、農商工等連携促進法による支援策の活用を図るとともに、食品産業等に対し専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の強化を図ります。

【食農連携促進事業（拡充）　８００（６０９）百万円】

②　国産農畜産物の競争力の強化のうち加工向け国産野菜の出荷量増加

【政策評価結果】

・19年度目標：68万トン

・18年度実績：68.6万トン（Ａランク※）

※19年度の統計は20年８月末公表のため、過去からの推移及び18年度実績で評価。なお、公表された19年度実績は、Ａランク相当の71.1万トンとなっている。

・**評価結果の概要**：国産農畜産物の強化を図るためには、消費者・実需者のニーズに的確に対応した国産農畜産物を安定的に供給できる体制を構築することが重要である。

　加工向け国産野菜（13品目）については、今後更にシェアを拡大するため、産地における加工・業務用向け野菜の供給体制を強化していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

国産品に対するニーズが高まっている状況に鑑み、野菜等国産原材料の加工・業務用向けの供給体制の強化に向け「加工・業務用需要対応プラン（仮称）」を策定し、同プランに基づき生産・流通体制の変革等に取り組む産地や農業経営等に対して重点的な支援を行い、加工・業務用分野での国産原材料シェアの拡大を目指します。

【概算決定の内容】

国産原材料の安定供給に向けた産地と食品製造業者等をつなぐ中間事業者の育成・確保や加工・業務用向けの計画生産の推進等、生産・流通体制の再構築を目指す取組に支援を行い、加工・業務用分野での国産原材料シェアの拡大を目指します。

【国産原材料供給力強化対策（新規）　５，５６４（０）百万円】

③　担い手の育成・確保

【政策評価結果】

・**19年度目標：農業経営改善計画の認定数　24.0万経営体**

・**19年度実績：23.7万経営体（平成19年12月末現在）（Ａランク）**

・**評価結果の概要**：目標の達成に向けて順調に進捗しているが、望ましい農業構造の確立に向けて、引き続き、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）をはじめ、担い手の経営改善・発展に向けた支援を着実に実施し、担い手の育成・確保の取組を一層推進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

意欲と能力のある担い手を育成するため、水田・畑作経営所得安定対策については、19年12月に行った見直しの内容を周知しながら着実に推進するとともに、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等、担い手のニーズに即した各種支援施策を集中的・重点的に実施します。

【概算決定の内容】

上記【政策評価結果の反映】の内容と同じです。

【水田・畑作経営所得安定対策　２３０，６６２（２０８，６７０）百万円】

【農業法人経営発展支援事業（新規）　２００（０）百万円】

【担い手アクションサポート事業（拡充）　３，００６（２，２５０）百万円】

④　山村地域の活性化

【政策評価結果】

・19年度目標：以下の指標により全国的な視点から総合的に有効性を判断

①全国の振興山村地域から抽出した市町村において、新規定住者数・交流人口・地域産物等の販売額

②森林資源を積極的に利用している流域の数

③用排水施設などの生活環境整備の受益者数

・19年度実績：有効性の向上が必要である（Ｂランク）

・評価結果の概要：地域の森林資源の活用や住民の定住基盤の整備などが進められてきているが、新規定住や交流人口の拡大などに必ずしもつながっていないと見られることから、今後とも山村地域の生活環境等の整備を図るとともに、地域の特色を活かした魅力ある山村づくりを推進し、定住や都市との交流を促進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

森林等の自然や伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援します。また、地域の特色を活かし、①環境（新素材・エネルギー)、②教育、③健康の３分野に着目して国がガイドラインを示すとともに、地域の取組のマネージメントを行う人材の派遣等を行うことにより、新たな山村再生のモデルを開発することで、山村振興を加速します。

【概算決定の内容】

森林等の自然や伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援します。また、環境・教育・健康の３分野に着目したモデル的な取組を支援することで、山村振興を加速します。

【山村再生総合対策事業（拡充）　２９５（３００）百万円】

⑤　バイオマスの利活用の推進

【政策評価結果】

・19年度目標：国産バイオ燃料の生産拡大　100ＫＬ以上生産

・19年度実績：463ＫＬ（Ａランク）

・**評価結果の概要**：国産バイオ燃料の生産拡大については、政策目標を達成しており、施策は有効であることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、世界的に食料供給との競合が懸念されることから、今後は、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

平成23年度に国産バイオ燃料を５万ＫＬ生産する目標の達成に向けて、「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携する取組を支援します。

また、北海道洞爺湖サミットの首脳声明（第二世代バイオ燃料の開発と商業化を加速）を受けて、稲わらや間伐材等のセルロース系原料を活用した日本型バイオ燃料の大幅な生産拡大を一層推進します。

【概算決定の内容】

上記【政策評価結果の反映】の内容と同じです。

【地域バイオマス利活用交付金（拡充）　　１１，１６４（１１，１２９）百万円】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業（継続）　２，４６７（３，２３７）百万円】

【環境バイオマス総合対策推進事業（組替）　　３０９（３５２）百万円】

⑥　農林水産物・食品の輸出の促進

【政策評価結果】

・**19年度目標：農林水産物・食品の輸出額　１兆円規模（平成25年）**

・**19年度実績：4,337億円（対前年比16.0%の増加）（Ａランク）**

・**評価結果の概要**：平成19年の農林水産物・食品の輸出実績額は、4,337億円で前年比16.0％の増加と、目標に向けて順調な伸びを示しており、今後とも、目標の実現に向けて、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う必要がある。

【政策評価結果の反映】

関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂（平成20年6月）されたところであり、それに沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。

【概算決定の内容】

上記【政策評価結果の反映】の内容と同じです。

【輸出促進対策（拡充）　２，０６８（２，０５２）百万円】

３．予算執行状況の反映

財務省が行った予算執行状況調査を反映し、次のような見直しを行いました。

①　家畜共済損害防止事業

家畜共済損害防止事業について、発症が稀な疾病は検査対象から除外すべき、また、近年の多頭化した飼養形態を踏まえより効率的な検査方法の導入や、医薬品管理の効率化をすべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成 21 年度予算においては、対象疾病を一部見直すとともに、より効率的な検査方法（プロファイルテスト）の実施や診療点数方式への変更による医薬品の効率的な管理を行うなどの見直しを行いました。

②　漁船再保険事業（漁船船主責任保険）

漁船船主責任保険について、損害率が低い状況を踏まえ、保険料設定方式を見直し、保険料を引き下げるべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成21年度予算においては、専門家の分析・指摘を踏まえ、統計処理を修正し、保険料率の見直しを行いました。

③　海岸事業（ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策の推進）

津波・高潮危機管理対策緊急事業について、浸水想定区域調査実施後速やかにハザードマップが作成されるようにするとともに、ハザードマップが更に有効活用されるようにすべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、浸水想定区域調査の採択申請の審査時に、ハザードマップ作成スケジュールや活用計画について確認するとともに、ハザードマップを活用したセミナーの開催や防災訓練などの取組が促進されるよう、既に実施している市町村の情報についてホームページ等で、平成 21 年度中に紹介することとしています。

④　政府保有米に係る運搬等業務

政府保有米の運送に係る契約について、一般競争入札を更に拡大するとともに、消費地倉庫における在姿販売を検討すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成 20 年 11 月に消費地の保管倉庫の入札を実施するとともに、12 月に産地倉庫から消費地倉庫までの運送入札及び消費地倉庫での在姿販売を実施しました。

平成 21 年度以降についても、試験的にこれらの運送、倉庫選定の入札を実施し、消費地倉庫において在姿販売を行い、その状況を見極めた上で、本格実施へ移行する予定としています。

⑤　業務車両・パソコンの調達（地方農政局）

業務車両・パソコンの調達について、地方農政局は年間の調達計画の作成等により地方農政局単位によるまとめ買いを進め、また、パソコンのリース契約については、国庫債務負担行為を適切に活用すべき等の指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、年間調達計画の作成等により地方農政局単位によるまとめ買いを進めるとともに、継続的に調達する消耗品等の一括購入など計画的に物品等の調達を実施するよう、地方農政局の関係部署に周知・徹底を図ることとしました。また、パソコン等のリース契約については、平成 21 年度より国庫債務負担行為を活用することとしました。

⑥　森林管理局等における物品調達等の契約について

森林管理局等における物品調達等の契約について、森林管理局単位での集中化・一括化による一般競争入札を拡大していますが、同一局内の森林管理署が個別に調達している事例や連絡不十分により徹底されていない事例が見られるとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、職員に対して改めて物品調達等の集中化・一括化の周知・徹底を図り、一般競争入札を一層推進することとしました。

⑦　農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（うち情報基盤整備事業）について

契約状況について随意契約の割合が比較的多く、競争入札のうちでも指名競争入札が大半を占める状況であり、申請時の事業費と実際の必要額とに乖離が認められ、また、農業情報の提供等が十分になされていないとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、事業申請時に、原則として契約を一般競争入札とするよう周知するとともに、事業費が適正であることを確認するための助言・指導を行うこととしました。また、平成 21 年度より、農業情報の提供等を事業採択の要件に追加します。

⑧　田園空間整備事業について

事業で整備された施設の運営・管理について地域住民の主体的な参加を進めるべき、また、農村生活環境整備（コミュニティー施設、集落水辺環境整備等）について費用対効果分析の算定を行うべき等の指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、事業採択に当たっては、施設の運営・管理に対する住民参加について十分に調整を行うこととしました。また、平成 21 年度以降の新規地区については、平成 20 年 3 月に策定した「農村生活環境整備費用対効果分析マニュアル」に基づき、事業採択前の費用対効果分析を行うこととしました。

４．公共事業改革

農林水産公共事業については、これまでも事業の重点化やコスト縮減などの様々な改革に取り組んできましたが、「歳出・歳入一体改革」や「基本方針2008」の趣旨を踏まえ、引き続き以下の改革に取り組みます。

（１）非公共施策との連携

公共事業によるハード整備とソフト施策を一体的に実施することによって、農林水産政策の重要課題に対応していきます。

①　国内における食料供給力の強化につながる基盤整備の推進

国産農産物の供給力強化を図るため、農業の生産性を高める基盤整備と併せ、実需者のニーズに対応した追加・補完的な生産基盤整備や農産物処理加工施設等の整備を一体的に推進することにより、需要に見合った生産を推進し、食料自給率の向上を図ります。

②　森林吸収源対策の加速化

間伐等の森林の整備・保全の推進と併せて、不在村森林所有者への働きかけなどを内容とする「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を図り、森林吸収源対策を加速化します。

③　資源管理回復計画と連携した漁場造成の推進

排他的経済水域において、水産資源の回復を促進するため、魚種別資源回復計画といった資源管理措置と併せ、国が漁場整備事業を重点的に推進します。

④　公共事業予算の一部を活用した非公共施策の充実

農林水産業の喫緊の課題に対応するため、公共事業の予算の一部を活用し、非公共施策の充実・強化を図ります。主な事例は以下の通りです。

- 農業農村整備の予算の一部を活用し、基盤整備とあいまって、農地の確保と徹底した有効利用を図るため、米粉等の新規需要米や麦、大豆等自給率の向上につながる作物の重点的な増産・供給や耕作放棄地の再生・利用を促進する非公共事業を創設します。これらにより、農政の喫緊の課題である国内における食料供給力の強化に取り組みます。
- 林野公共の予算の一部を活用し、間伐促進の前提となる森林境界の明確化を支援する非公共事業を創設します。これにより、境界が不明確なため整備されてこなかった森林での間伐を促進し、森林吸収源対策を着実に進めます。
- 水産基盤整備の予算の一部を活用し、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動を支援する非公共事業を創設します。これにより、水産資源の保護・培養、水質浄化等の公益的機能の維持・回復を促進します。

（２）予算配分のメリハリ

農林水産政策の重要課題に対応するため、予算配分に一層のメリハリをつけて、事業を重点化していきます。

①　農業水利施設の効率的な更新・保全管理への重点化

今後、農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分し、農業水利施設を効率的に更新・保全管理していきます。

②　森林吸収源対策の加速化に向けた間伐等の森林整備への重点化

森林吸収源対策を加速化するため、引き続き造林・間伐等に予算を重点化します。また、治山事業においても、水土保全機能の低下した保安林の整備により、森林吸収源対策に貢献します。

③　我が国周辺水域における漁場の整備等への重点化

近年、水産資源の半数が低位水準となっている状況を踏まえ、漁場の拡大等に予算を重点的に配分し、水産資源の生産力の向上を図ります。

（３）事業内容の見直し

事業の更なる重点化に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行います。

- 農業生産基盤の整備を概ね了している地域等において農村生活環境整備のみを行う「中山間地域総合整備事業（生活環境型）」については、平成21年度より新規採択を中止します。
- 水土保全機能の発揮を重視する森林の整備の促進のために設置する「長期育成循環型路網（基幹路網）」については、採択基準を利用区域森林面積の200ha以上から500ha以上に引き上げ、他の基幹路網と同等とします。
- 漁場環境保全創造事業と漁港水域環境保全対策事業を統合し、「水域環境保全創造事業」を創設することに伴い、漁港浄化施設、廃油処理施設、清掃船整備といった漁港水域環境保全対策を行う場合に、事業費要件を新たに設けます（都道府県営事業：5,000万円以上、市町村・団体営事業：1,000万円以上）。

（４）更新コストの縮減

農業水利施設や水産基盤施設等の老朽化が進む中、ストックマネジメントの考え方を導入し、既存の施設等を効率的に活用します。これにより、更新のためのコストを抑えつつ、施設の長寿命化を図ります。

①　ストックマネジメント導入対象の拡大

基幹から末端に至る水利施設全体をシステムとして将来にわたって効率

的に保全するため、団体営事業等により造成された農業水利施設を対象としたストックマネジメントの仕組みを新たに導入します。
　また、水産基盤ストックマネジメント事業の対象施設に、漁港施設用地（用地護岸）を追加します。

②　ストックマネジメント手法の開発

　今後、多くの農業集落排水施設の老朽化が進むことから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めていく必要があります。このため、農業集落排水施設を対象としたストックマネジメント手法の開発に向け、モデル的な検討を行います。

（５）事業方式の改革

　各々の事業特性を活かした独自の取り組みにより、入札方式の見直し、事業評価手法の改善、コスト縮減などの改革を進めていきます。

①　一般競争入札の拡大と低入札防止策の充実

　農林水産公共事業について、平成21年度までに一般競争入札を概ね８割（金額ベース）まで拡大することを目指します。
　また、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年３月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、技術的な工夫の余地が少ない工事及び災害復旧工事を除き、すべての工事について総合評価落札方式を実施します。
　更に、国営土地改良事業においては、品質等に悪影響を及ぼすような極端な低価格による受注を防止するため、「施工体制確認型総合評価落札方式」を事業所長発注工事（９千万円未満）においても実施します。

②　事業評価手法の改善による客観性・透明性の向上

　国営土地改良事業において、期中評価・事後評価の費用対効果分析の算定前提条件となる数値を平成20年度よりホームページで公表することにより、事業の客観性・透明性の一層の向上に取り組みます。

③　コスト構造改善に向けた取り組みの推進

　農林水産省では、「農林水産省公共事業コスト構造改革プログラム（平成15年）」等に基づき、公共事業のコスト縮減に取り組んできました。
　平成20年度以降は、「農林水産省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、これまでと同様、直接的にコストの低減に資する取組を進めるとともに、新たに、品質の向上に資する施策等にも取り組むこととし、平成24年度までに総合コスト改善率15％（平成19年度比）を目指します。具体的には、

- 既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減
- ユニットプライス型積算方式の適用工種の拡大
- 工事途中で発生したコンクリート塊等の再資源化による資源循環の促進

などに取り組み、コスト構造改善を図ります。

５．特別会計の見直し

（１）特別会計改革の基本方針

○　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年６月２日法律第47号。以下「行革推進法」）に、特別会計改革の基本方針を明記。

平成22年度までの間に改革を計画的に推進し、特別会計における資産・負債や剰余金等を縮減。

○　行革推進法の趣旨を踏まえ、特別会計に関する法律（平成19年３月31日法律第23号）において、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を規定。

（２）個別の特別会計の改革

〈農林水産省関係の特別会計の改革方針及び措置状況は以下のとおり〉

【旧食糧管理特別会計と旧農業経営基盤強化措置特別会計】

・　水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の一元的経理と食料安定供給施策の効率的な推進を図るため、平成19年度に統合し、「食料安定供給特別会計」を設置。

・　その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合及び独立行政法人への移行について検討。

・　また、本特別会計を通じて公益法人に積み立てられた基金について、農業の体質強化のための農地の利用集積を促進する事業に必要な財源として活用。

【旧国営土地改良事業特別会計】

・　平成20年度に一般会計に統合。

・　国と地方公共団体の役割分担については、水田地域において、国は基幹的農業水利施設の機能向上を含む更新事業に施策を集中させ、都

道府県は農地の整備等を重点的に実施する等の方針を平成18年度末に決定。

【国有林野事業特別会計】

- 平成18年４月に国有林野事業勘定と治山勘定を統合。
- 行革推進法では、「平成22年度末までに、事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて検討」と規定されているが、１年前倒しし、平成22年４月からの実施を基本として、関係法案を次期通常国会に提出するべく検討中。

【農業共済再保険特別会計と漁船再保険及び漁業共済保険特別会計】

- 行革推進法では、「平成20年度末までに、両特別会計の統合を含め再保険機能の在り方について検討」とされており、平成22年度に統合することを前提に、事務及び事業のあり方について検討中。

【森林保険特別会計】

- 行革推進法では、「平成20年度末までに、独立行政法人への移管を検討」とされており、森林国営保険の業務を、国有林野事業の業務の一部を移管して新設する独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止する方向で検討中。また、必要なセーフティーネット等の関連措置についても検討中。